

笠岡市国土強靱化地域計画

令和3年2月 策定

令和4年2月 改定

令和8年3月 改定

笠 岡 市

目次

第1章 計画策定の趣旨・位置づけ	1
1-1 計画策定の趣旨.....	1
1-2 計画の位置づけ.....	1
1-3 計画の推進期間.....	2
第2章 強靱化の基本的考え方	3
2-1 計画策定の進め方.....	3
2-2 笠岡市の地域概況.....	4
2-3 計画の目標.....	18
2-4 強靱化を推進する上での基本的な方針.....	19
第3章 脆弱性評価	20
3-1 対象とする大規模自然災害（想定される災害リスク）.....	20
3-2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）.....	21
3-3 強靱化に関する施策分野.....	22
3-4 現状の取組の分析・評価等.....	23
第4章 強靱化の推進方針	24
4-1 施策分野別の推進方針.....	24
4-2 推進方針に基づく事業.....	68
4-3 施策の重点化.....	68
第5章 計画の推進と進捗管理	69
5-1 計画の推進体制.....	69
5-2 計画の進捗管理.....	69
5-3 計画の見直し.....	69
別記：起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果.....	70

別冊資料「国土強靱化施策事業一覧」

第1章 計画策定の趣旨・位置づけ

1-1 計画策定の趣旨

本市では、東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨災害等の教訓を踏まえ、災害から人命を守ることを最優先に、自助・共助・公助の観点に立ってハード・ソフト両面から安全・安心に暮らせる地域社会の実現に取り組んでいるところである。近年、大規模地震や台風の大規模化、集中豪雨の多発化傾向が見られ、河川の氾濫や土砂災害、都市部での内水氾濫等による大規模自然災害の発生リスクが高まっている。

国では、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）を制定し、国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）により「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進している。

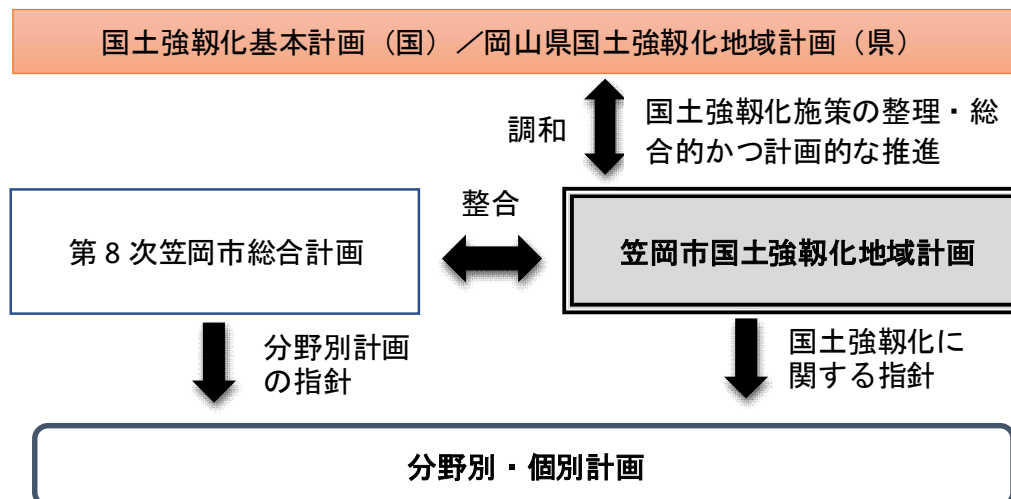
本市においても国の方針に基づきあらゆる災害に対応するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進し、市民の安全・安心を確保するとともに、人命を守ることを最優先に、また、地域社会が致命的な被害を受けることなく迅速に回復できるよう、本市の地域特性に即した取組を総合的かつ計画的に推進し、「強靱な地域」を確立するため、「笠岡市国土強靱化地域計画」を策定するものである。

1-2 計画の位置づけ

(1) 第7次笠岡市総合計画及び分野別・個別計画との関連

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、本市の市政の基本方針である「第8次笠岡市総合計画」と整合性を図るとともに、各種分野別・個別計画における本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけるものである。

■ 計画の位置づけ ■

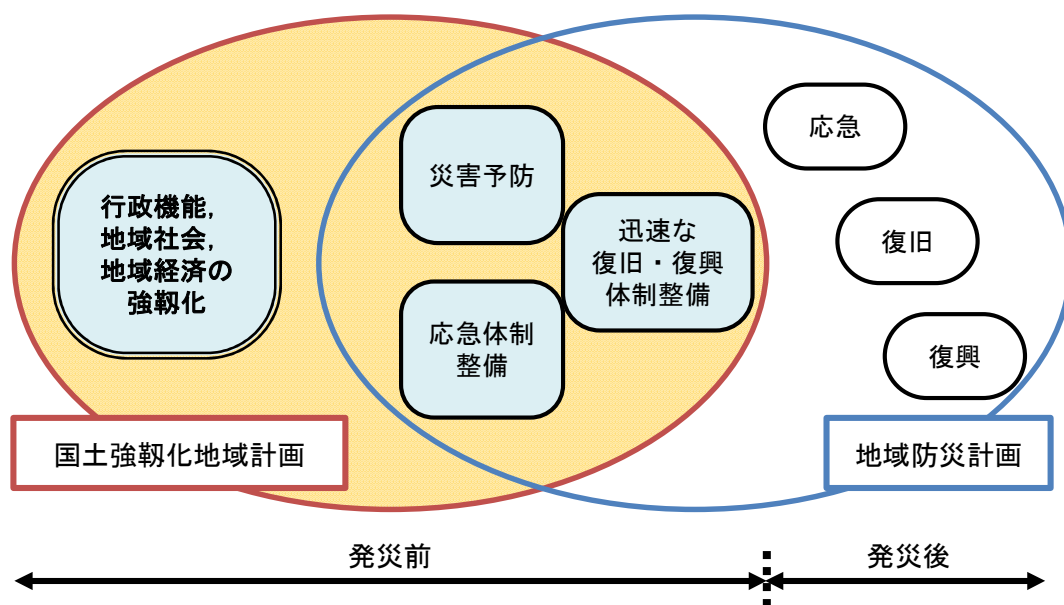


(2) 地域防災計画との関係

本市では、災害対策基本法に基づき「笠岡市地域防災計画」を策定し、風水害、地震・津波等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項を定めている。

一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、発災前における施策を対象とし、あらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるべく、地域特性を考慮しつつ行政機能や地域社会、地域経済など、地域全体としての強靱化に関する総合的な指針である。

■地域防災計画との関係■



1-3 計画の推進期間

本計画は、基本計画に準じ、概ね5年ごとに見直すこととし、推進期間は令和8年度から令和12年度までとする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

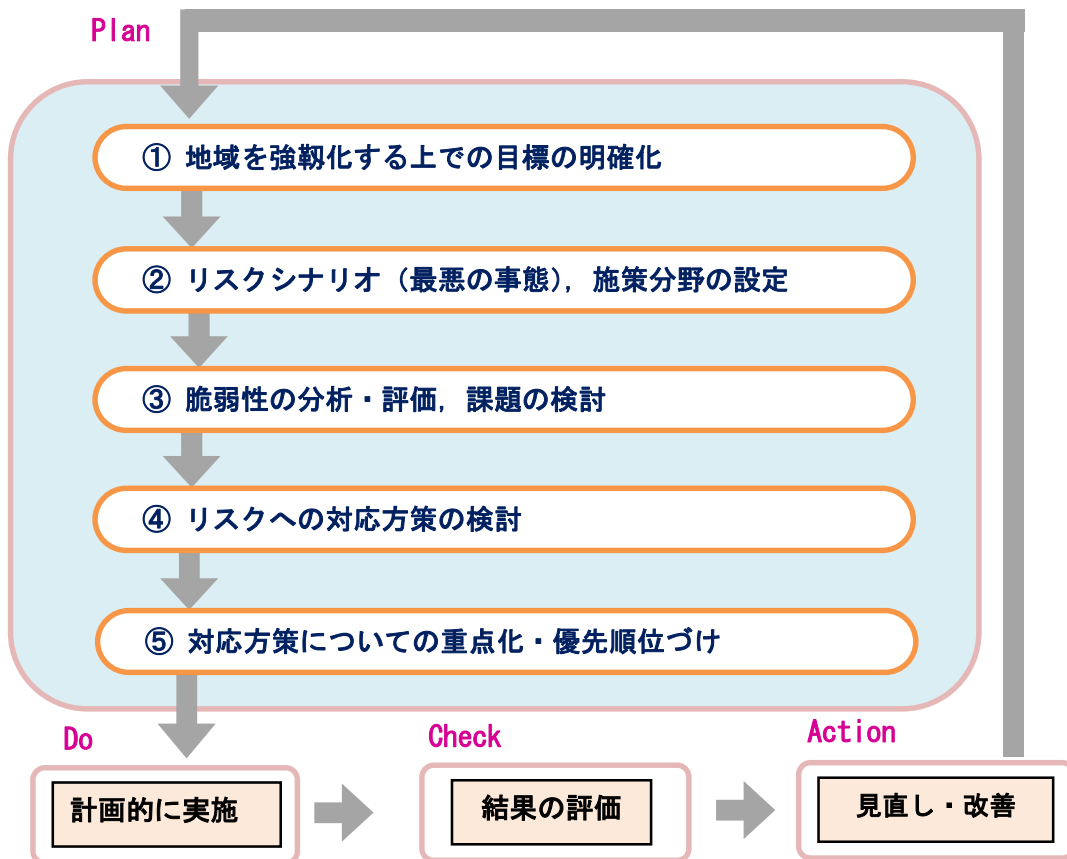
第2章 強靱化の基本的考え方

2-1 計画策定の進め方

国土強靱化は、国・地域のリスクマネジメントであり、下図のPDCAサイクルを繰り返すことによる取組推進を基本とする。

なお、本計画の策定に当たっては、強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、上位に位置する基本計画や「岡山県国土強靱化地域計画」（以下「県強靱化地域計画」という。）との調和を保ちつつ、国土強靱化地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づいて策定する。

■ 計画の策定と PDCA サイクルによる推進 ■



2-2 笠岡市の地域概況

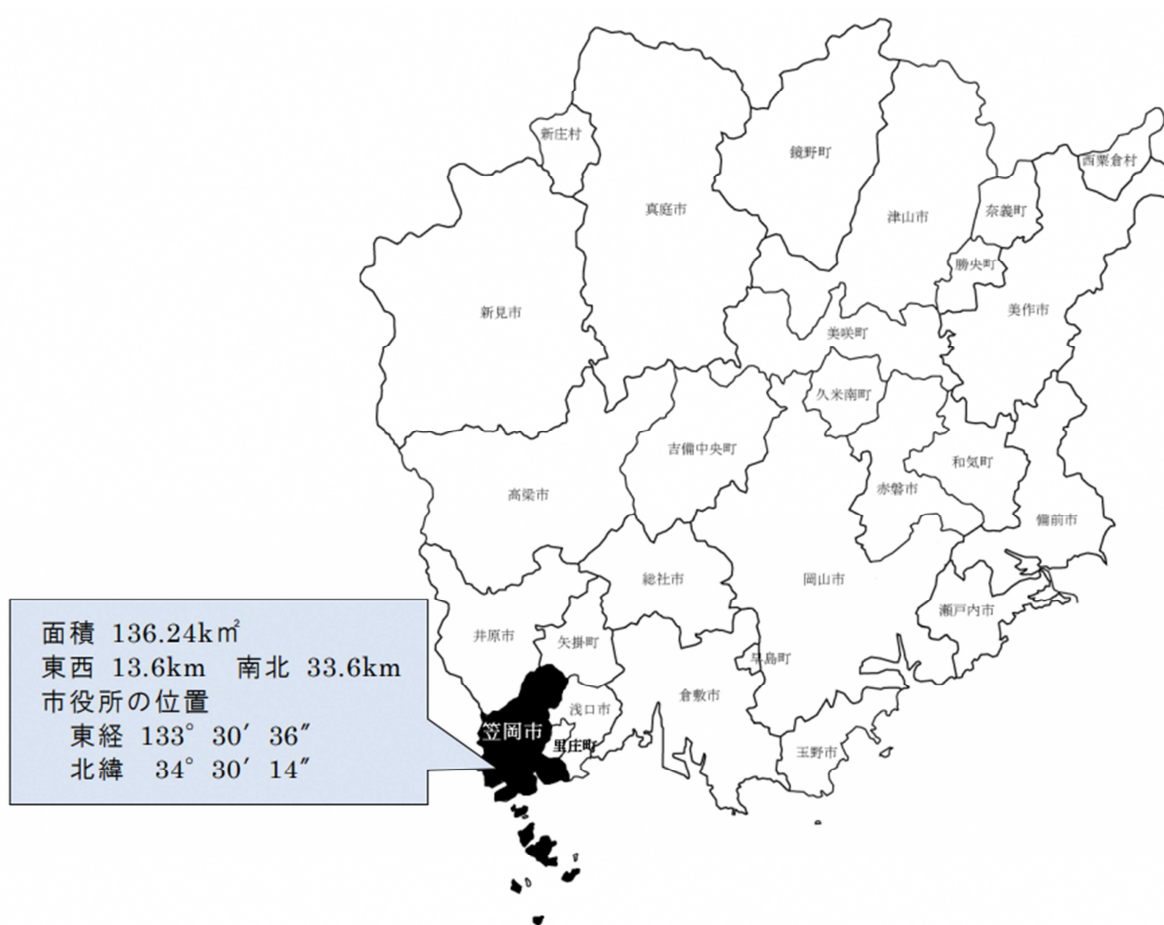
(1) 自然的条件

① 地勢

本市は、岡山県南西部の瀬戸内海側に位置し、西は広島県に隣接している。

地形は、北に中国山地を背にする丘陵が連なり、山地が多くその支脈は数条の岬となって海に突出している。南は、瀬戸内海に大小30有余の島地部が点在し、最南端は、30km沖合に位置し、香川県に近接している。河川は、源を周囲の山谷に発する小さなもので漸く灌漑に利用される程度のものである。少ない平坦地と20数箇所の干拓地、埋立地に本市の主要市街地が形成されている。

■ 位置と面積 ■



資料：笠岡市「統計かさおか 令和元年版」

② 気候

南の四国山地、北の中国山地の間にあって年平均気温は15.5℃、年降雨量1,026.1mmと少なく、年平均風速も1.7m/sと弱く典型的な瀬戸内海気候を示し、台風、地震等の災害も比較的少なく自然的に恵まれた地域である。

③ 地形、地質

本市の地形は、「土地分類図（岡山県）」（国土庁土地局監修，昭和49年）によれば，市域北東部の阿部山付近及び神島，御嶽山などが山地に分類され，本土その他の地域は平野とこれを取り囲む丘陵地に分類されている。

市域北東部の阿部山付近の山地は，瀬戸内沿岸山地に属する遥照山山地と呼ばれており，標高約400m前後のやや急峻な山地である。

市域に広がる丘陵地は，瀬戸内沿岸丘陵に属する笠岡丘陵と呼ばれており，標高200m前後のなだらかな地形を示している。

平野部は沿岸部及び干拓部に広がっており，島しょ部にも小規模な海外平野が分布している。また，本市域の地質は，全体として花崗岩などの火成岩により構成され，中部及び御嶽山などの一部には古生代・中生代の砂岩・粘板岩などよりなる堆積岩が分布し，平野部には軟弱な沖積層が分布している。

（2）社会的条件

① 人口

本市の人口は平成12年以降減少しており，令和2年には46,088人と20年間で13,000人程度（22.2%）減少している。

世帯数については平成17年以降減少しており，令和2年には18,466世帯と，15年間で1,500世帯程度減少している。

年齢3区分別人口の割合を見ると，年少人口（0～14歳），生産年齢人口（15～64歳）については減少して推移している一方で，高齢者人口（65歳以上）は増加しており，少子高齢化が進行していることがうかがえる。

■ 人口・世帯等

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口総数	59,300	57,272	57,225	50,568	46,088
年少人口 (0～14歳)	8,610 (14.5%)	7,453 (13.0%)	6,350 (11.7%)	5,552 (11.0%)	4,566 (9.9%)
生産年齢人口 (15～64歳)	35,406 (59.7%)	33,665 (58.8%)	31,057 (57.3%)	27,439 (54.3%)	23,868 (51.8%)
高齢者人口 (65歳以上)	15,284 (25.8%)	16,154 (28.2%)	16,818 (31.0%)	17,577 (34.8%)	17,654 (38.3%)
世帯数	19,786	20,192	19,676	19,189	18,466
1世帯当たり人員	2.89	2.73	2.66	2.53	2.25

(注) 年齢3区分別人口の割合は，小数点以下第2位を四捨五入しているため，100%を上下する場合がある。

資料：総務省統計局「国勢調査」

② 都市化

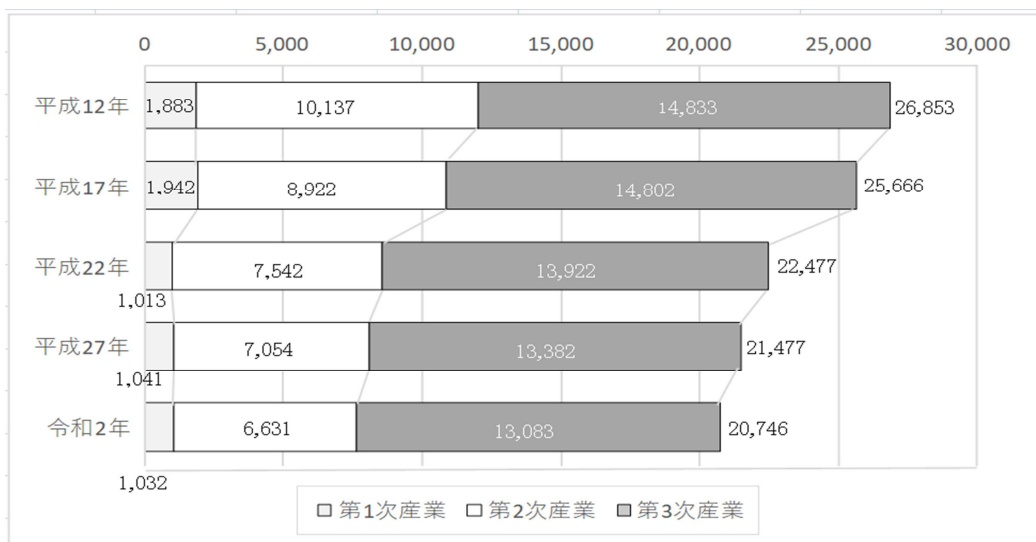
市域の中央部を東西に国道2号線が、また、市街地3km北側に国道2号線と平行して山陽自動車道が走り、南北に県道笠岡井原線、笠岡美星線が延びている。また、市街地周辺の山地、丘陵等に住宅及び工業団地の開発が進んでいるほか、駅前土地区画整理事業をはじめ、市内中心部に都市計画道路等交通網の整備がなされている。さらに、公共下水道、教育、文化施設の建設等都市化が進んでいる。

③ 産業構造

平成12年から令和2年までの産業別就業人口の推移（国勢調査）を見ると、就業人口は一貫して減少しており、令和2年の就業人口は20,746人となっている。

令和2年の産業区分別の内訳は第1次産業が1,032人（就業人口の5.0%）、第2次産業が6,631人（同32.0%）、第3次産業が13,083人（同63.1%）で、第3次産業の就業割合が高くなっている。一方、令和2年の産業別就業人口の割合を県や全国と比較すると、第2次産業就業者の割合が高くなっている。

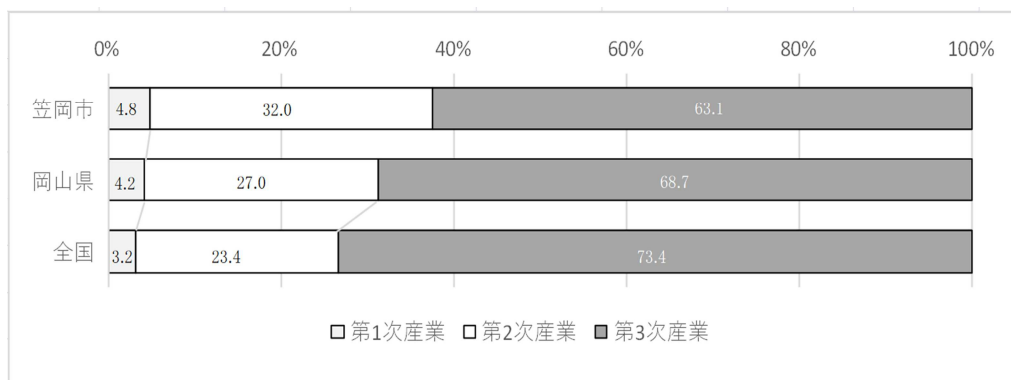
■ 産業別就業人口の推移



（注）就業人口には、分類不能の産業の人数を含まない。

資料：総務省統計局「国勢調査」

■ 令和2年における産業別就業人口割合の比較



（注）就業人口には、分類不能の産業の人数を含まない。

資料：総務省統計局「国勢調査」

(3) 過去の災害発生状況

本市は、各地で過去からたびたび自然災害を受けてきた。水害では小田川や吉田川沿いなどでの浸水被害が発生している。

また、中心市街地の北東部付近の笠岡地区や、山口地区、走出地区のほか、白石島、北木島、真鍋島、六島などでは、山地・丘陵地が市街地・集落地に迫っていることから、山崩れ・がけ崩れ等による被害が発生している。さらに、東大戸地区や篠坂地区、大島中大空地区などでは地すべり災害を受けている。

地震・津波については、近年では大きな被害は受けていないものの、過去には安政元年（1854年）の安政南海地震に伴う津波により、家屋の流出（100戸程度）や人的被害（死者4～5人）が発生した。また、昭和21年（1946年）の和歌山県南方沖（南海地震）では、管内の電気・通信線が破壊されるなどの大規模な被害が発生した記録が残っている。

■災害履歴（風水害等）

発生年月日	災害の状況
昭和 45 年 4 月 1 日	神島浅王の山林から出火、南西の風に煽られ山頂に延焼拡大し、再燃を繰り返しながら3日間燃え続け、焼失面積は59haに達した。
昭和 45 年 8 月 21 日	台風第10号は瀬戸内海の呉市付近を山陰沖に向け通過し、本市の被害は強風と沿岸部の高潮によるものが多く目立った。 市内の被害は、家屋の全壊1棟、半壊11棟、一部損壊55棟、非住家被害55棟、床上浸水55棟、床下浸水346棟、河川破損9箇所、橋梁破損1箇所、市道破損17箇所、農林道破損26箇所、その他公共施設破損8箇所。
昭和 47 年 7 月 9 日～13 日	日本海中部に北上していた梅雨前線が西日本付近に南下して13日まで停滞し、9日夜から11日朝にかけて断続的な集中豪雨に見舞われた。市域においては、北部を中心に小田川上流の降雨量の増大により、同川の氾濫、尾坂川の決壊によるなど被害を受けた。 市内の被害は、家屋の半壊2棟、一部損壊2棟、床上浸水34棟、床下浸水122棟、山崩れ17箇所、田畑の冠水371ha、道路損壊（農林省を含む。）132箇所、河川破損21箇所、橋梁6箇所、水路破損45箇所、ため池破損13箇所。
昭和 47 年 9 月 8 日～9 日	熱帯低気圧の影響で7日～9日朝にかけて、広島県東部から岡山県西部地方は、断続的な大雨に見舞われ、本市も西部に被害が集中した。 市内の被害は、家屋の損壊2棟、一部損壊3棟、床上浸水29棟、床下浸水88棟、山崩れ12箇所、道路損壊50箇所、河川破損33箇所、水路破損40箇所、田畑冠水155ha。
昭和 49 年 3 月 22 日	強風波浪注意報発表中において、神島福浦の山中にある送電線（6,600V）のスパークの火から出火、折からの季節風の風に煽られ延焼拡大し、2日間にわたり山林65haを焼失した。
昭和 51 年 9 月 8 日～13 日	大型で強い勢力を持つ台風第17号は、九州南西海上で長時間停滞したため、暖湿気流が瀬戸内海東部に停滞していた前線を刺激し、本市始まって以来の記録的な豪雨となった。特に大島東部、北木島で山崩れが各所で多発し、人的被害が続出した。本市の総雨量は509mmに達し、時間雨量は最高で80mmを記録した。 本市の被害は、死者7名、負傷者13名、家屋の全壊25棟、半壊27棟、一部損壊51棟、非住家被害14棟、床上浸水220棟、床下浸水1,106棟、橋梁流失8箇所、道路損壊109箇所、堤防決壊47箇所、山崩れ304箇所、田畑冠水302ha。

発生年月日	災害の状況
昭和 56 年 7 月 3 日～4 日	梅雨前線が南下し、雷を伴って短時間に 100mm 近い集中豪雨となり、局地的に被害が続出した。市内の被害は、死者 1 名、家屋の一部損壊 1 棟、非住家被害 1 棟、床上浸水 13 棟、床下浸水 184 棟、道路損壊 137 箇所、堤防決壊 118 箇所、山崩れ 23 箇所、田畑冠水 200ha。
昭和 59 年 2 月 6 日	午前 2 時頃、市内吉浜金浦中学校の 1 階教室から出火、校舎 3 棟 1,783 m ² を全焼、損害額 2,460 万円。1 箇所。
昭和 59 年 2 月 29 日	旧市街地に立地する繊維工場が全焼、付近の住宅 6 棟に類焼を及ぼし、工場を含む焼失面積は、2,018 m ² 、損害額は、9,300 万円。
昭和 60 年 6 月 23 日～29 日	西日本に停滞していた梅雨前線が 24 日夜半ゆっくり南下し、岡山県北部を中心に強い雨を降らせた。県南の本市でも 25 日早朝から夕方まで 140mm 前後の雨に見舞われ市内全域にわたって被害が続出した。その後、小康状態が続き再び 29 日早朝から前線の活動が活発になり、連日来の雨で地盤が緩み被害が増大した。(総雨量 418mm)市内の被害は、家屋の半壊 1 棟、床上浸水 15 棟、床下浸水 82 棟、道路損壊 150 箇所、橋梁損壊 2 箇所、河川破損 41 箇所、山崩れ 9 箇所、ため池破損 9 箇所、田畑冠水 321ha。
昭和 61 年 3 月 5 日	島地部白石島において、民家焼却炉の火の粉により出火、北西の風に煽られて 2 日間にわたり山林 60ha を焼失、損害額 3,280 万円。
昭和 62 年 3 月 3 日	異常乾燥注意報、火災気象通報発表中、市街地に近い応神山南斜面において、3 日午後 3 時 35 分頃たき火の不始末により出火、南西の風に煽られ 2 日間燃え続け、山林 26ha を焼失。
昭和 63 年 11 月 11 日	島地部北木島において、12 時頃金風呂入汐山中腹より出火、西北西の風に煽られ 3 日間にわたって燃え広がり、山林 79ha を焼失。自衛隊をはじめ、大阪、京都、神戸の各消防局航空隊ヘリコプターの応援協力を得て、13 日午後 3 時 10 分鎮火した。
平成 3 年 9 月 27 日～28 日	大型で強い勢力を持つ台風第 19 号の影響により、27 日昼前後から次第に風が強くなり、午後 10 時前後を中心に激しい風雨が吹き荒れた。風が特に強く比較的雨が少ないことから塩風害が内陸部まで及んだ。また、台風が去った後も高潮と記録的な強風で 4 日間にわたって塩害による停電が続出した。 最大瞬間風速 27 日午後 9 時 40 分 38m/s(井笠地方振興局) 市内の被害は、家屋の半壊 3 棟、床上浸水 5 棟、床下浸水 129 棟、公立文教施設損壊 56 箇所、車両水没 15 台、道路損壊 11 箇所。 停電戸数約 35,000 戸(中国電力株式会社:笠岡市、浅口郡管内)
平成 6 年 8 月 8 日～10 日	火災注意報発令下、市街地に近い通称加入堂山南側中腹付近より 8 日午前 11 時 15 分頃、何者かのたばこの投げ捨てと思われる原因により出火、南の風に煽られ 3 日間にわたって燃え続け山林 67ha を焼失。一時は民家の間近に火が迫り、一部の地区住民に避難勧告が出された。 また、県南部では記録的な少雨により高梁川の渇水は極めて深刻であったため、自衛隊の協力を得て 10 日午後 8 時 10 分鎮火した。
平成 14 年 4 月 15 日～16 日	島地部真鍋島において、午後 11 時 15 分頃民家兼作業場より出火、夜間で人の少ない島地部ということもあり消火活動も遅れ、また住宅密集地ということもあり瞬く間に火が広がり、全焼 6 棟、半焼 1 棟、部分焼 2 棟の計 9 棟が燃え、翌日の午前 3 時 30 分鎮火した。
平成 14 年 8 月 9 日～10 日	市街地に近い応神山南斜面中腹(荒木産婦人科医院北 600m)において 9 日午後 2 時頃たばこの不始末により出火、同日午後 8 時に鎮火し、翌日午前 10 時 20 分頃山林 2.9ha 焼失し完全鎮火した。

発生年月日	災害の状況
平成 16 年 8 月 30 日～31 日	大型で強い勢力を持つ台風第 16 号が大潮の日の満潮時に接近し、30 日午後 10 時頃から急激に潮位が上昇したため、市内沿岸部に高潮による浸水被害が続出した。市内の被害は、全壊家屋 1 棟、床上浸水 595 棟、床下浸水 439 棟。
平成 17 年 9 月 6 日～9 日	大型で強い勢力を持つ台風第 14 号が大潮の日の満潮時に最も接近し、市内沿岸部に浸水被害が生じるおそれがあるため、6 日午後 4 時に一部の地域住民に避難勧告が出され、130 世帯、327 人が避難した。 高潮による市内の被害は、床上浸水 1 棟、床下浸水 46 棟。
平成 26 年 8 月 9 日～10 日	大型で強い勢力を保った台風第 11 号の最接近が大潮の満潮時刻と重なる可能性があり、市内沿岸部に浸水被害の生じるおそれが出たことから、9 日午後 5 時 50 分一部の地域住民に避難勧告が出され、82 世帯、137 人が避難した。 市内の被害は、停電約 5,800 戸、道路冠水 3 箇所、港湾施設 1 箇所、倒木 11 箇所。
平成 27 年 7 月 16 日～17 日	大型で強い台風第 11 号が大潮の満潮時刻に接近となる可能性があり、市内沿岸部に浸水被害の生じるおそれが出たことから、16 日午後 5 時に一部の地域住民に避難準備情報が出され、17 世帯、24 人が避難した。 市内の被害は、停電約 5,400 戸、冠水 3 箇所、倒木 25 箇所。
平成 28 年 6 月 12 日～29 日	岡山地方気象台の発表によると、梅雨前線や湿った空気の影響で、市内では月間観測史上最多の 475.0mm(平年 158.6mm)を特に 21 日には 1 時間雨量 29.5mm を記録した。 笠岡市では 23 日午前 2 時 20 分に災害対策本部を設置、状況を検討し一旦午後 1 時 05 分に廃止、翌 24 日午後 0 時に再度災害対策本部を設置し、午後 2 時 40 分に市内全域に避難準備情報(現在は避難準備・高齢者等避難開始)を発令し、避難所陸地部 14 箇所、島しょ部 8 箇所合計 22 箇所を開設した。また、同報系デジタル防災行政無線を初めて実践使用した。 被害においては、人的被害なし、避難は 8 箇所で 23 世帯、49 人が自主避難をした。住家被害では全壊 2 棟、一部損壊 17 棟、床下浸水 2 棟、その他非住家 6 棟、道路 276 箇所、河川等 82 箇所。また、災害対応として、出動した消防団員は延べ 629 人、ボランティア延べ 16 人が対応した。
平成 30 年 6 月 28 日～7 月 8 日	6 月 29 日に発生した台風 7 号の影響により、太平洋高気圧が南東に移動したことで梅雨前線が南下し、7 月 5 日から 8 日にかけて梅雨前線が西日本付近に停滞した。そこに大量の湿った空気が流れ込んだため、西日本から東海にかけて大雨が連日続いた。梅雨前線は 9 日に北上して活動を弱めるまで日本上空に停滞し、西日本から東日本にかけて広い範囲で記録的な大雨となった。岡山地方気象台の発表によると、市内では 7 月 3 日から 8 日にかけて 377.5mm の降水量を記録した。また 7 月 7 日には、最大 24 時間降水量が 207.5mm を記録し、観測史上 1 位を 33 年振りに更新した(更新前 140mm)。 笠岡市では 7 月 6 日午前 8 時 30 分に災害対策本部を設置し、午後 9 時 00 分に走出地区及び甲弩地区へ避難勧告を発令、午後 10 時 00 分に対象を市内全域に広げ、さらに、午後 11 時 20 分に避難指示(緊急)を市内全域に発令した。避難所は 7 箇所を順次開設した。被害においては、死者 3 名(内 2 名は市外在住)、重傷 1 名、軽傷 3 名、避難は 7 箇所で 342 人が避難した。住家被害では、全壊 2 棟、半壊 181 棟、床上浸水 26 棟、床下浸水 173 棟に達し、道路河川等 453 箇所の被害が発生した。 また、災害対応として、出動した消防団員は延べ 1,281 人、ボランティア延べ 1,900 人が対応した。

資料：笠岡市地域防災計画（風水害対策編）から抜粋

■ 笠岡市周辺で発生した主な地震（昭和以降）

発生年月日	震度	被害	震央地名 (地震名)	規模 (M)
1946年 (昭和21年) 12月21日	岡山 4 津山 3	県南部, 特に児島湾北岸, 高梁川下流域の新生地の被害が甚大であった。死者 52 人, 負傷者 157 人, 建物全壊 1,200 戸, 建物半壊 2,346 戸, その他堤防・道路の損壊多し。 玉島・笠岡管内の電気・通信線がほとんど破壊された。	和歌山県南方沖 (南海地震)	8.0
2000年 (平成12年) 10月6日	新見・大佐・ 落合・美甘 5強 19市町村(笠岡含) 5弱 39市町村 4	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった。 重傷 5 人, 軽傷 13 人, 住家全壊 7 棟, 住家一部破損 943 棟, その他水道被害, 道路破損多し。	鳥取県西部 【平成12年(2000年)鳥取県西部地震】	7.3
2001年 (平成13年) 3月24日	26市町村(笠岡含) 4	軽傷 1 人。 住家一部破損 18 棟。	安芸灘 【平成13年(2001年)芸予地震】	6.7
2016年 (平成28年) 10月21日	鏡野, 真庭 5強 12市町村(笠岡含) 4	重傷 1 人, 軽傷 2 人, 住家一部破損 17 棟, 非住家全壊 1 棟, 非住家一部破損 20 棟。	鳥取県中部	6.6
	鏡野 4			5.0

【表の説明】 1995年(平成7年)までは気象官署の震度である。

【 】は, 気象庁が命名した地震である。

資料: 笠岡市地域防災計画(地震・津波災害対策編)から抜粋

(4) 笠岡市における災害の特性

① 洪水・内水氾濫

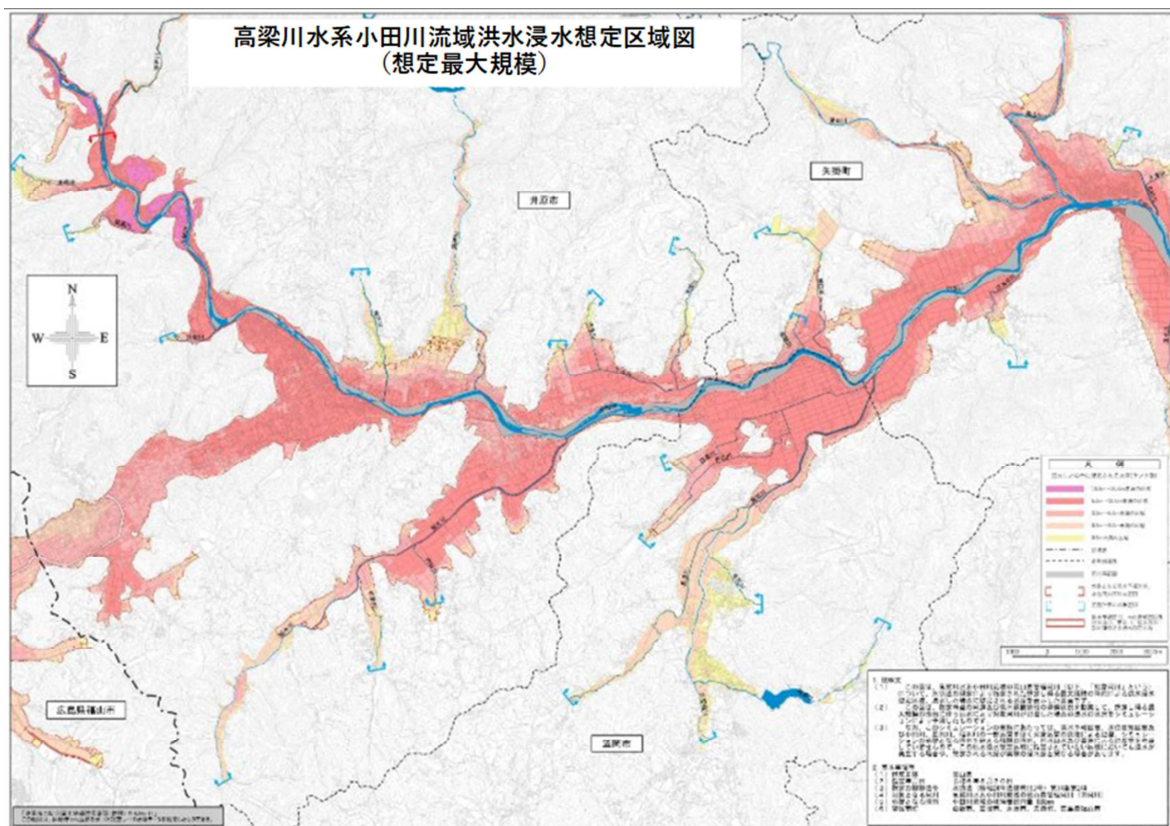
岡山県下の災害では、件数・被害額とも上位を占めているのが大雨による洪水での河川の氾濫・堤防決壊、家屋、橋梁の流失、湛水等による水害である。

市域内の河川は小田川、尾坂川、吉田川、今立川、有田川、大島川など、ほとんどが中小河川で、いずれも流量は少ないものの豪雨による河川の氾濫で湛水等の被害は北部地区において顕著である。大雨の原因としては、梅雨前線によるものや、台風によるものが多く、雷雨による局地的な豪雨がこれに続き、時期的には、6月から9月までが多くなっている。

地域別の危険性を見れば、小田川沿いの平野部では過去に水害が多発したが、内水排除のための排水機を設置して治水上の安全性が向上したが、排水機が排水不能となった場合に浸水する危険性がある。また、市街地部では下水道の整備等により排水機能の向上が図られつつあるものの、本市では、河川網が発達していないため、少しの雨で浸水被害が発生しやすい傾向にあることから、水害対策の中でも内水排除が重要である。

重要な防災関連施設等については、海岸部防潮堤、小田川沿い等の排水ポンプ場、入江雨水ポンプ場など、本市市街地の安全性を確保する上での重要な施設の維持・管理や、その他の危険地区での防災施設などの整備充実が望まれる。また、重要水防箇所などでの水防対策や体制づくりが重要である。

なお、小田川については、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、水防法に基づく洪水浸水想定区域が指定されるとともに、浸水した場合に想定される水深も公表されている。



資料：岡山県 河川課「高梁川水系小田川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」

② 高潮

市域沿岸に発生する高潮は、台風によるものがほとんどである。台風による高潮は中心気圧の低さに比例して高く、これに加えて風圧及び高波浪が作用し、異常な潮位となることがある。県内通過の場合は、大型の台風でなくても顕著な高潮が発生することがある。

また、毎年秋頃には異常高潮の発生が見られ、一部の海岸部では越波による被害が予想される。

さらに、沿岸地区における満潮時の降雨は、地盤高の関係で床下浸水など被害があり、台風の接近と満潮時が重なる場合には被害が大きくなるおそれがあるので警戒が必要である。

③ 土砂災害

島しょ部においては、がけ崩れ・山崩れが多く発生している。また、採石場等の跡地やこの周辺での土石の堆積物等による土砂災害が懸念されることから、これらの斜面安定対策が重要である。このほか、本市北西部の地区などでは、地盤の安定化が重要であり、恒久的な地すべり対策を含めた地盤災害対策が望まれる。

なお、本市では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等が462箇所（うち特別警戒区域343箇所）指定され、順次指定が拡大されている。

■土砂災害（特別）警戒区域の指定状況

急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合計	
警戒区域	内特別警戒区域	警戒区域	内特別警戒区域	警戒区域	内特別警戒区域	警戒区域	内特別警戒区域
176	149	285	194	1	0	462	343

資料：岡山県ホームページ(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所一覧表(令和7年3月18日時点))

④ 風害

比較的風の弱いところであるが、顕著な台風の接近時には海上や沿岸では最大風速30m/s前後、内陸部では20m/s前後の暴風となる。

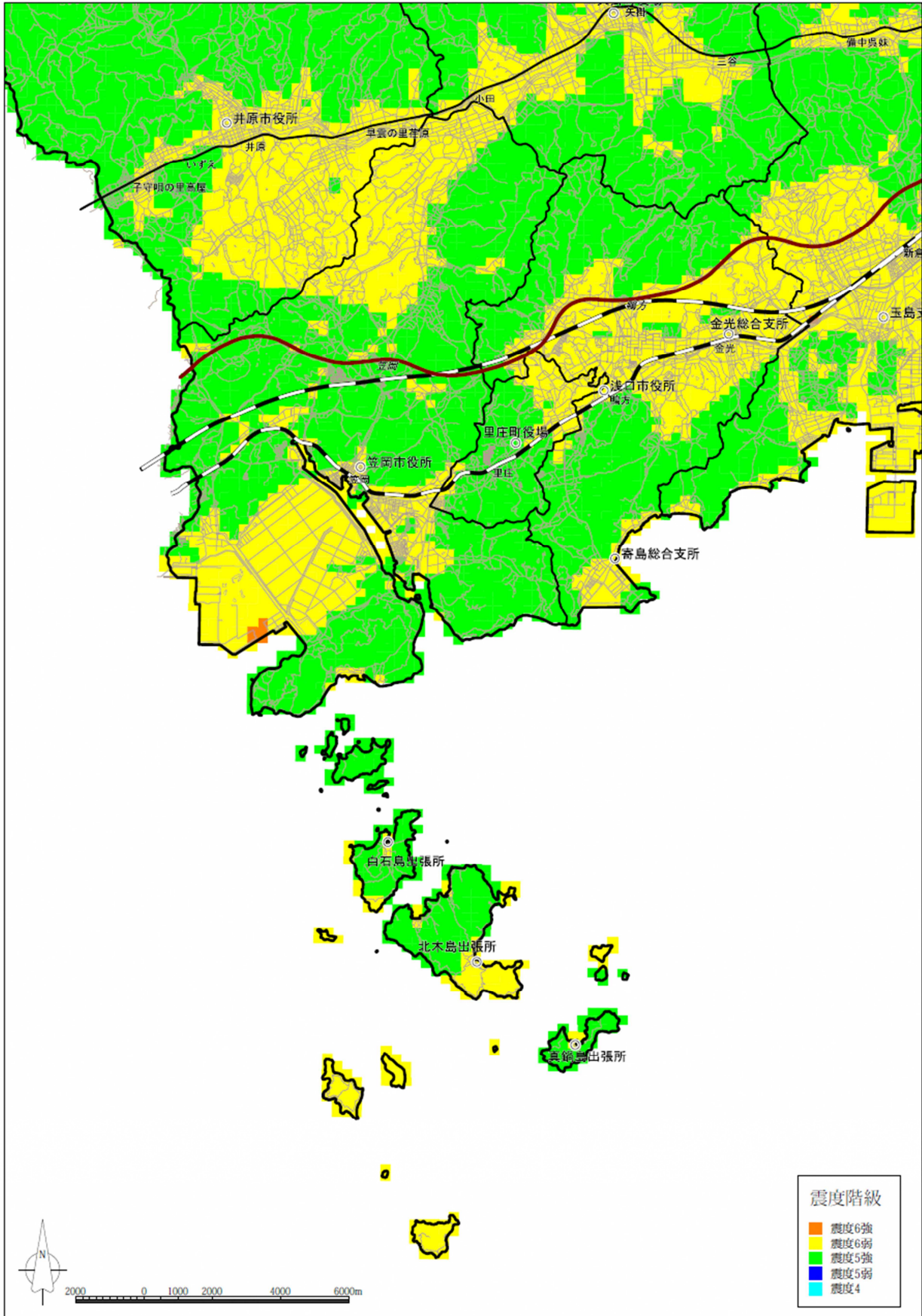
このような強風は海岸地帯で高潮、波浪による被害、海上においては船舶の海難事故の原因となり、また陸上においてもかなりの風害を与え、特に農作物の被害は甚大である。

⑤ 南海トラフ地震・津波

南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。昭和南海地震が起きてから既に70年が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の研究機関の試算では、南海トラフ全域での地震発生確率を評価しており、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震発生確率は、80%程度とされており、その発生が危惧される場所である。

本市の市街地は、古来からの干拓により形成されてきた歴史があり、大半の市街地は干拓による軟質な地盤の上にあるといえる。このため、地震時の震動による被害や、地盤の液状化などによる被害が予想される。さらに、津波が発生するおそれが十分考えられる。

南海トラフ巨大地震による震度分布図【岡山県想定】 笠岡市

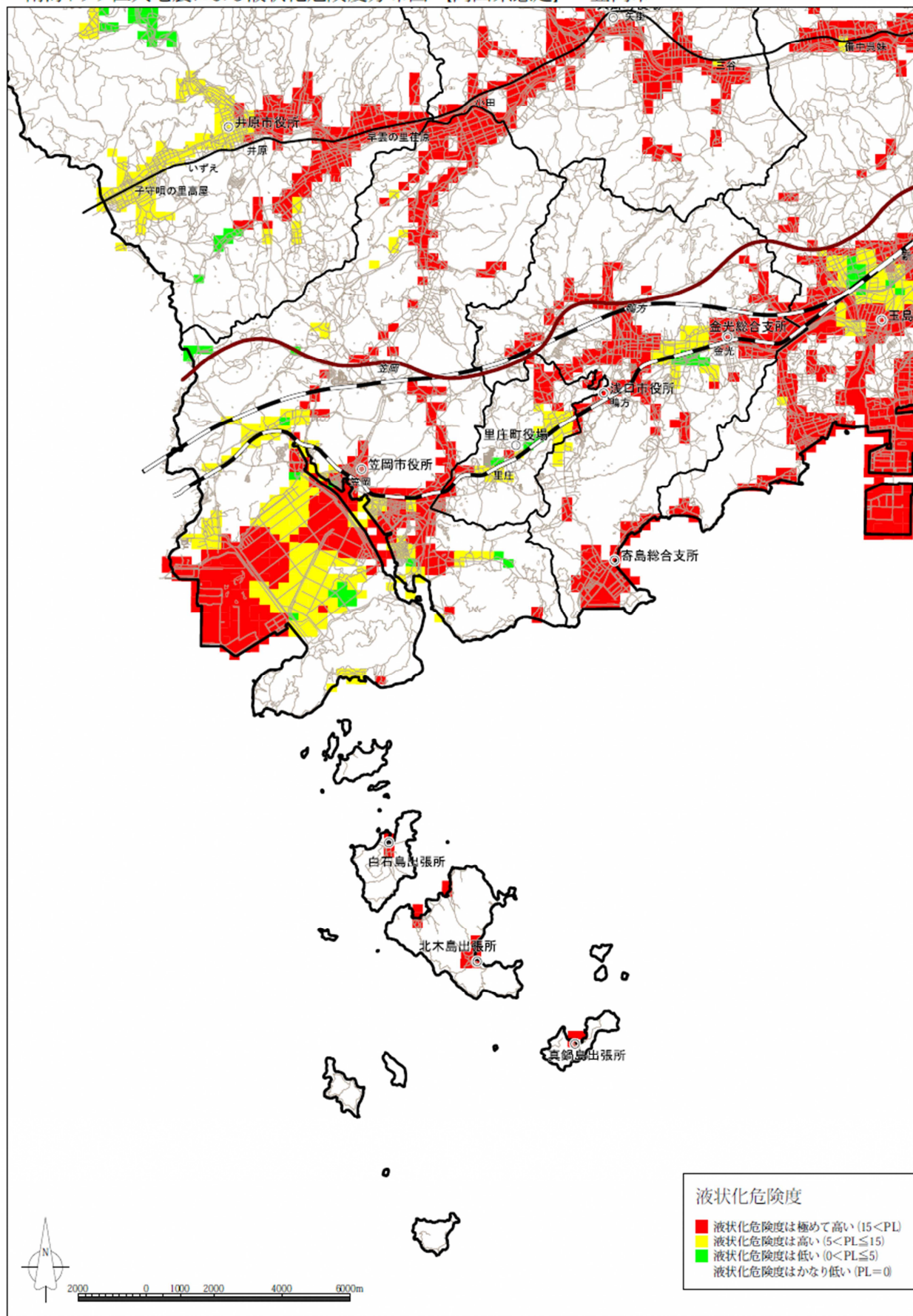


岡山県危機管理課 平成25年2月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会施設データ)を使用した。

1:100000

資料：岡山県 危機管理課「南海トラフ巨大地震による震度分布図」

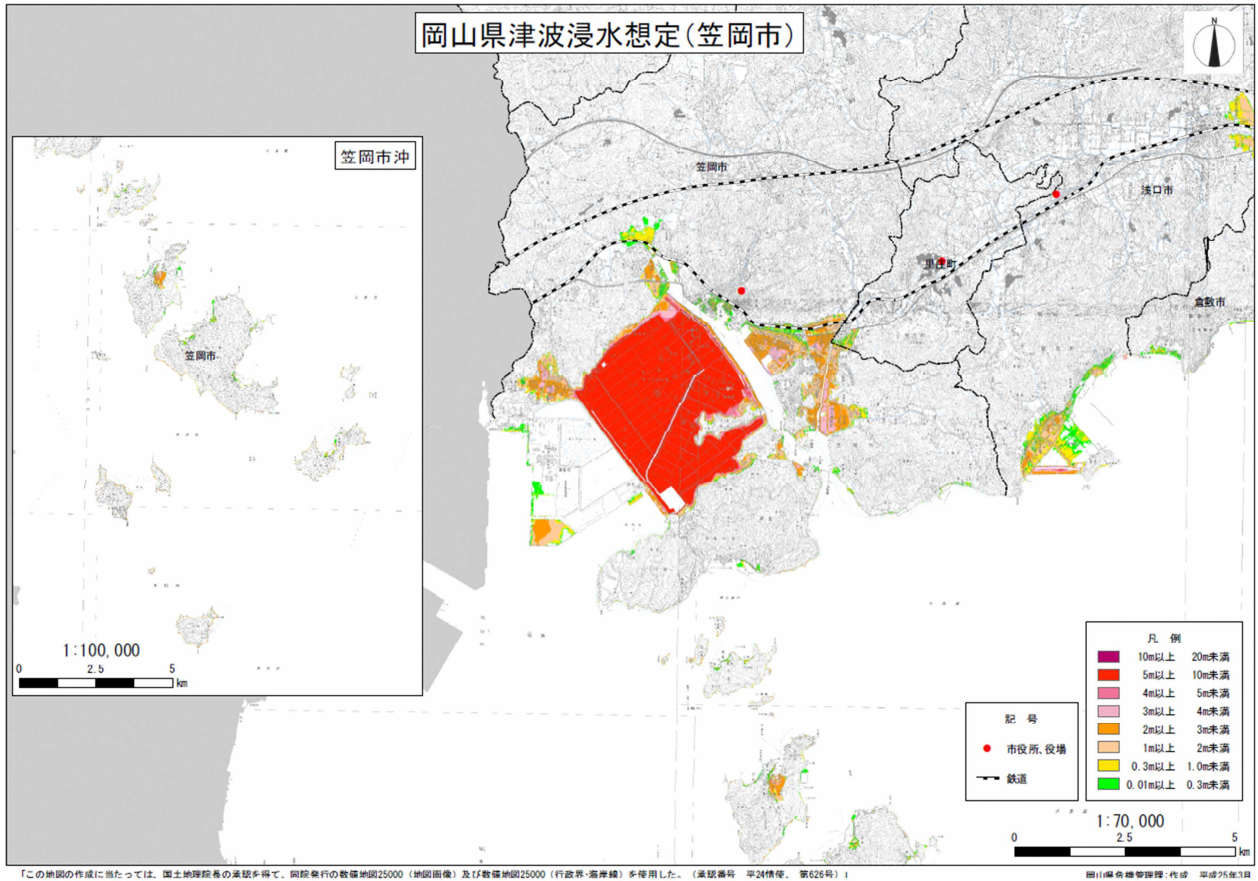
南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】 笠岡市



岡山県危機管理課 平成25年2月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会所データ)を使用した。

1:100000

資料：岡山県 危機管理課「南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図」



資料：岡山県 危機管理課「岡山県津波浸水想定」

■南海トラフ地震による人的・物的被害想定結果

○地震発生時の状況

項目	内容
笠岡市の震度	最大震度6強
近隣市町の震度	最大震度6弱:浅口市, 井原市, 里庄町, 矢掛町
津波高	3.2メートル(鋼管町付近)
発生時期	それぞれの項目のうち, 被害が最大となる場合で想定
堤防等の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・パターン1:揺れ・液状化等により全ての堤防等が破壊される。 ・パターン2:揺れ等により堤防等は破壊されないが, 津波が越流した場合に破壊される。

○南海トラフ地震による被害想定

被害想定の数値は地震後, 全堤防等が破壊された場合(パターン1)の数値とし, ()内は地震後, 津波が堤防等を越流すれば堤防等が破壊される場合(パターン2)の数値を示すものとする。また, 発生時期・時間帯は被害が最大になる条件とする。

市域は, 地震による被害は少ないが, ひとたび大きな地震が発生するとその被害は甚大で, 交通施設はもちろん通信網が寸断され, あらゆる機関や設備がその機能を失うことになる。

人が集中しやすい施設としては, 笠岡駅, 市役所, ショッピングセンター, 市民会館等があげられ, これらのほとんどが中心市街地及びその周辺地域に位置している。このため, 人々が集中する施設等においては, 立地特性に応じた防災対策が望まれる。

◆人的被害（発生時期：冬・深夜）

(人)

項目	死者数	負傷者数
建物倒壊による死者	4	178
津波による死者	125(2)	248(0)
急傾斜地崩落による死者	1	1
地震火災による死者	0	0
屋外落下物等	0	0
合計	130	427

◆建物被害（発生時期：冬・18時）

(棟)

項目	被害数(全壊)	被害数(半壊)
揺れ	57	1,042
液状化	392※	655
津波	1,492(77)	4,157(344)
急傾斜地崩壊	9	17
地震火災による消失	3	-
合計	1,953	5,871

※大規模半壊 362 棟含む。

◆ライフライン被害（発生時期：冬・18時及び深夜）

項目	発生直後	1日後	1週間後	1か月後
上水道(断水人口)(人)	26,096	13,634	7,103	0
下水道(支障人口)(人)	27,983	886	886	0
電力(停電件数)(軒)	31,807	301.8	0	0

◆避難者数（発生時期：冬・18時）

(人)

項目	1日後	1週間後	1か月後
避難所生活者数	11,789(1,070)	6,192(1,473)	1,821(312)
避難所外生活者数	5,947(620)	1,454(1,309)	4,248(728)
避難者数合計	17,736(1,690)	7,646(2,782)	6,069(1,040)

◆その他

項目	被害量等	備考
帰宅困難者(人)	1,750	(発生時期:平日昼12時) 本市の帰宅困難者の大半が通勤通学者である。
災害廃棄物(万トン)	107(7)	
災害廃棄物	19(3)	
津波堆積物	88(4)	
要転院患者数	63(50)	
医療対応不足病床数	71(3)	

資料：笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）及び岡山県地震・津波被害想定調査報告書から引用

⑥ 断層を震源とする地震

市内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もある。県は震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について被害想定を行っている。

■断層の概要

断層名	規模	断層規模(延長・深度)	断層の調査・推計機関
山崎断層帯	M 8.0	L= 80km W=18km	国(地震調査研究推進本部)
那岐山断層帯	M 7.3	L= 32km W=26km	国(地震調査研究推進本部)
中央構造線断層帯	M 8.0	L=132km W=24km	国(地震調査研究推進本部)
長者ヶ原－芳井断層	M 7.4	L= 36km W=18km	広島県
倉吉南方の推定断層	M 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
大立断層・田代峠－布江断層	M 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
鳥取県西部地震	M 7.3	L= 26km W=14km	鳥取県

資料：岡山県「断層型地震の被害想定調査」(平成25年度)

このうち、市域において大きな被害が発生すると想定される長者ヶ原－芳井断層による地震の被害想定は次のとおりである。

■長者ヶ原(ちょうじゃがはら)－芳井断層の地震による被害想定概要

笠岡市で震度6強の揺れに見舞われ、津波被害を除くと、この地域全体の被害としては南海トラフ巨大地震を上まわる。倉敷市・笠岡市を中心に、低地部で液状化が生じる。倉敷市・笠岡市を中心に、全県で800棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定される。避難者数は1週間後に倉敷市で約17,000人、全県で約22,000人と想定される。山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約67,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

◆被害想定(ケース：冬・18時)

	最大震度	建物全壊	死者	最大避難者
笠岡市	6強	166棟	10人	2,168人

資料：岡山県「断層型地震の被害想定調査」(平成25年度)

⑦ 火災、その他の産業災害

近年社会経済の発展につれて生活様式の変貌は著しく、火災の様相は市街地の過密集中、立体高層化に加えて、石油製品、ガス機器等の利用増大により多発の傾向にあり、また、大型化・複雑化している。特に、危険物施設や一般家庭におけるLPガスの利用などは、爆発、火災、流出油、有害物資の流出、ガス漏れ等潜在的危険性を増大させている。

また、化学産業の急速な発展に伴い、ガス、火薬、又は危険物等の漏洩、飛散、流出等により火災、爆発、中毒などの災害を生ずる危険は大きくなっている。しかもこれらの災害は突発的に生じ、多数の人命、身体に被害を与えるおそれがある。

2-3 計画の目標

(1) 基本目標

国土強靱化地域計画は、基本法第14条に基づき、基本計画と調和を保つ必要があること、また、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」において、目標は、原則として、国の基本計画に即して設定することとされていることを踏まえ、本市の地域強靱化に向けた基本目標を次のとおり設定する。

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設の被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

(2) 事前に備えるべき目標

6つの基本目標に基づき、大規模自然災害を想定してより具体化し、達成すべき目標として「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定し、強靱化を推進する。

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2-4 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念及び基本計画並びに県強靱化地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本市における強靱化を推進する。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- 強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- 時間管理概念を持ちつつ、長期的視野を持った取組推進
- 国、県、周辺市町村等と相互に連携・補完し合うことによる経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- 適正な制度、規制のあり方を見据えた取組推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ
- 「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせ、官民の連携と役割分担
- 非常時の防災・減災等の効果のみならず、平時にも有効活用される対策

(3) 効率的な施策の推進

- 人口減少等に起因する需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえた財政資金の効率的な使用に配慮した施策の重点化
- 既存の社会資本の有効活用による費用の縮減、効率的な施策の推進
- 施設等の効率的、効果的な維持管理
- 人命を保護する観点からの土地の合理的利用の促進
- 科学的知見に基づく研究開発の推進と成果の普及

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮
- 自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

第3章 脆弱性評価

地域強靱化の取組は、本市の地域概況を踏まえた上で、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や土地利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきかという「対応方策」を考え、「重点化・優先順位づけ」を行った上で施策を推進していく点に特徴がある。

これにより、地域強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

脆弱性評価の実施に当たっては、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に沿って、①対象とする大規模自然災害（想定される災害リスク）、②起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）、③強靱化に関する施策分野を設定して行う。

3-1 対象とする大規模自然災害（想定される災害リスク）

基本計画及び県強靱化地域計画を踏まえ、本計画で対象とする災害リスクは「大規模自然災害全般」とし、本市の自然的条件や過去の災害発生、予見の状況を踏まえ、具体的には次のとおり「想定される災害リスク」を設定する。

■ 想定される災害リスク

主な大規模自然災害	想定する被害の様相等
洪水	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲にわたる長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。
内水氾濫	過去の事例も考慮した最大規模の集中豪雨等による大量の雨水の地表滞留、排水路の氾濫等により、都市部の広範囲が浸水し、人身、建物、地下街等に大きな被害が及ぶ。
高潮	台風接近に起因する過去の事例も考慮した最大規模の高潮などにより、海水が堤防を越流、沿岸部の広範囲が浸水して大きな人身・建物被害等が生じる。
土砂災害	特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・がけ崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。
南海トラフ地震及びその発生に伴う津波災害	今後30年間の間に約80%程度の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震により、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。
断層地震等（直下型地震等）	地震動による建物の倒壊や火災、ライフラインの断絶、地盤の液状化などによる大規模な被害が発生する。
複合災害	南海トラフ地震の発生前後での自然災害の発生や、相次ぐ大型台風の襲来により、被害がさらに拡大する。 感染症等の流行下における自然災害の発生により、被害がさらに拡大する。

3-2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、基本計画を参考にしつつ、想定される災害リスク及び本市の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして36の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

■ 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
		1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
		4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商法取引等への甚大な影響
		4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-6	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	陸上海上航空交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害等による市内経済への甚大な影響

3-3 強靱化に関する施策分野

本計画の対象となる国土強靱化に関する施策の分野は、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、基本計画及び県強靱化地域計画を参考として、次の11の個別施策分野と5の横断的の分野を設定した。

■ 施策分野の設定

個別施策分野	(1) 行政機能／消防等／防災 教育等	(5) 金融	(9) 農林水産
	(2) 住宅・都市	(6) 情報通信	(10) 国土保全
	(3) 保健医療・福祉	(7) 産業構造	(11) 環境
	(4) エネルギー	(8) 交通・物流	
横断的分野	(A) リスクコミュニケーション	(C) 官民連携	(E) デジタル活用
	(B) 人材育成	(D) 老朽化対策	

3-4 現状の取組の分析・評価等

脆弱性評価に当たっては、リスクシナリオを縦軸に、施策分野を横軸に配置したマトリクス表を作成し、まず、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な取組を整理した。

次に、各プログラムを構成する個別施策ごとの課題や進捗状況を把握し、施策によって「起きてはならない最悪の事態」の回避が可能であるか、不可能である場合に何が足りないかを脆弱性として評価し、その結果をプログラムごとにとりまとめた。この際、施策の現況を把握するため、定量的な「重要業績指標」を必要に応じて設定した。

なお、脆弱性の分析・評価の結果については、別記「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」のとおりである。

■ マトリクス表による脆弱性評価のイメージ ■

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策分野					脆弱性評価
		行政機能／ 消防等	住宅・都市／ 情報通信	保健医療・福祉	
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○○○○	① リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を回避するために必要な取組を整理				脆弱性の評価
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○○○○	② 個別施策ごとの課題や進捗状況を把握	○○	○○○○		
	○				
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	○○○○			○○○○		
	2-2		○○○○	○○○○	○○○○		
	...	○○○○					
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	...	○○○○		○○○○			
	...						

④ 脆弱性の評価結果を踏まえ、リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を回避するために、今後必要な施策を検討

施策分野ごとの推進方針の整理

第4章 強靱化の推進方針

4-1 施策分野別の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、基本目標の達成に向け、ハード・ソフト両面から市域の強靱化を図るための施策分野別の推進方針を次のとおり定める。また、計画の進捗管理に活用する指標を設定する。

各分野の推進方針は、脆弱性評価の結果を踏まえ、基本目標及び事前に備えるべき目標に照らし、必要な対応を施策の分野ごとにまとめたものであり、それぞれの分野間には相互依存関係があるため、各分野における施策の推進に当たっては、所管部署を明確にした上で全庁的な推進体制を構築して関連する情報や進捗管理を共有し、また、必要に応じて関係する他の機関等と積極的に協議するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮するものとする。

※ ◎は重点化事項を、【 】内の数字は別記：起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果に記載の該当するリスクシナリオを示す。

(1) 行政機能／消防

(防災拠点施設の耐災害性の向上)

庁舎等の耐震化等	【 1-1 3-2 】
<p>○分庁舎第1は耐震改修をしているが、本庁舎は耐震基準を満たしていない。 また、本庁舎は構造的に耐震改修することが困難なことから、庁舎建設検討プロジェクトチームにおいて、災害時防災拠点の機能を有する新庁舎の建設に係る基本構想及び建設計画を策定し、令和18年度を目途に建て替えを行う。</p>	総務課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
笠岡市役所新庁舎建設 [笠岡市地域防災計画]	検討中 (令和7年度)	建て替え (令和18年度)	公有財産管理課

防災拠点となる施設の非常用電源確保		【 3-2 4-1 6-1 】
○本庁舎及び分庁舎第1に設置してある非常用発電機では賄いきれないような大規模停電が起きた場合に対応ができるように、ポータブル発電機の常設や中国総合通信局が保有している災害対策用移動電源車の借受、非常用発電設備の更新・燃料備蓄計画等について検討を行う。		公有財産管理課
○安定した燃料の供給を受けるため、調達方法の検討などに取り組む。また、自家発電設備の計画的な更新・機能強化を図る。		消防本部 消防総務課 警防課 通信指令課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
災害時における燃料等の供給に関する協定の締結[笠岡市地域防災計画]	未実施 (令和7年度)	締結 (令和12年度)	笠岡地区消防組合
自家発電設備の計画的な更新 [笠岡市地域防災計画]	4箇所 (令和7年度)	実施済 (令和12年度)	笠岡地区消防組合

避難所における電力の確保		【 2-7 】
○避難所施設に発電・蓄電施設等の導入を検討するとともに、協定の継続及び連絡体制の確認、新たな協定締結の検討を実施する。		危機管理課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
防災訓練実施(電力確保)	未実施 (令和7年度)	実施済 (令和12年度)	危機管理課

大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制の構築		【 6-1 】
○例年津波防災の日(11月5日)を迎える行事の一環として笠岡市防災訓練を実施しており、今後も訓練を継続して実施するとともに、ライフライン事業者等の参加を促すなど、協定の継続と連携体制の強化を図る。		危機管理課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
笠岡市防災訓練 [笠岡市地域防災計画]	実施 (令和7年度)	継続実施 (令和12年度)	危機管理課

再生可能エネルギー等の導入推進		【 3-2 4-1 6-1 】
○防災の拠点となる本庁舎及び分庁舎第1などにおいて、非常用電源装置の能力増強を図るとともに、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの活用や非常時にバッテリー代わりとなる電気自動車や燃料電池自動車の導入・配置についてなど、非常用電源装置以外の電力供給方法についての検討を行う。		公有財産管理課
○消防署所の自家発電設備は、外部から燃料の供給を受けながら発電を維持することになるが、燃料の供給を受けることなくエネルギーを確保するためには自立・分散型エネルギー施設が必要とされることから、地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制の整備を促進する。		消防本部 消防総務課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
再生可能エネルギー設備設置事業 [笠岡市地域防災計画]	未導入 (令和7年度)	4基 (令和12年度)	笠岡地区消防組合

(消防施設の整備と機能強化)

◎消防活動拠点の耐災害性強化及び機能強化並びに消防庁舎の整備		【 1-1 2-3 】
○人口減少などの社会情勢や災害の発生状況、道路情勢を考慮し、現在の消防力を維持しながら、消防庁舎の適正な配置について検討した上で、令和15年度を目途として建て替えを行う。		消防本部 消防総務課
○近年の災害の大規模化・多様化に対応するため、備蓄倉庫等を含め十分な規模や機能を有するものとし、緊急消防援助隊に必要な施設や設備を整備する。なお、整備に当たっては、大規模災害時において近隣の消防機関等との広域連携や緊急消防援助隊等の全国からの消防応援に対する受援体制が確立できるものを目標とする。		

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
笠岡地区消防組合新庁舎建設 [笠岡市地域防災計画]	未実施 (令和7年度)	建て替え (令和15年度)	笠岡地区消防組合

◎消防の情報通信施設の強化		【 2-3 4-1 】
○指令施設との相互連携により消防機能の有効性を向上させること、施工期間を短縮させること、経費を抑えること等の目的から、また、経年による部品調達難を防ぐという観点からも指令施設の更新に併せた全面更新を図る。		消防本部 通信指令課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
消防・救急デジタル無線システム [笠岡市地域防災計画]	現一式 (令和7年度)	新一式 (令和10年度)	笠岡地区消防組合

消防団機庫の耐震化・機能強化		【 1-1 2-3 】
<p>○災害時の防災拠点施設となる消防機庫を計画的に建設し、迅速な初動体制を確保するとともに、地域防災の中核的存在である消防団の機能強化を図る。</p> <p>また、消防ホース乾燥塔を設置し、消防団員の安全確保を図る。</p> <p>○消防機庫は、市民の一次避難場所及び防災教育訓練を受けた消防団員がリーダーとなり自主防災組織等と連携した訓練を実施するため、研修施設としても活用し、地域住民の防災力の向上を図る。</p>	消防本部 消防総務課	

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
消防機庫建設事業 [第8次笠岡市総合計画, 笠岡市地域防災計画]	35/37 庫 (令和 7 年度)	36/36 庫 (令和 10 年度)	笠岡地区消防組合
ホース乾燥塔建設事業 [第8次笠岡市総合計画, 笠岡市地域防災計画]	30/33 基 (令和 7 年度)	32/32 基 (令和 12 年度)	笠岡地区消防組合

(防火対策の推進)

住宅用火災警報器等の設置及び維持管理の推進		【 1-2 7-1 】
<p>○引き続き住宅用火災警報器の設置率を調査し、設置率向上のため広報活動等に努める。</p> <p>○防火講話や住宅防火診断等で家庭用消火器及び感震ブレーカー等の設置推奨を図る。</p>	消防本部予防課	

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
住宅用火災警報器の設置及び維持管理の強化	取組推進 (令和 7 年度)	取組推進 (令和 12 年度)	笠岡地区消防組合
住宅での防火対策強化	取組推進 (令和 7 年度)	取組推進 (令和 12 年度)	笠岡地区消防組合

消防法令違反の建物に対する是正推進		【 1-2 】
○未届出の増築等により新たに重大な消防法令違反となる施設を把握するために、定期的な査察を行う。また、危険度が高い施設からは是正を推進する。	消防本部予防課	

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
消防法令違反対象物の是正推進	取組推進 (令和 7 年度)	取組推進 (令和 12 年度)	笠岡地区消防組合

不特定多数が利用する施設への消防用設備等の適正な設置促進

【 1-2 】

○未届出の増築等により新たに重大な消防法令違反となる施設を把握するために、定期的な査察を行う。	消防本部予防課
---	---------

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
不特定多数が利用する施設の防火対策強化	取組推進 (令和7年度)	取組推進 (令和12年度)	笠岡地区消防組合

消防水利の長寿命化

【 1-2 7-1 】

○消防水利（防火水槽）の長寿命化を図るため、計画的な維持管理を推進する。老朽化の進んでいる施設については適時、適切な施設の修繕及び更新を計画的に進める。また、更新時には耐震性貯水槽の設置を検討する。	消防本部警防課
---	---------

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
防火水槽の維持管理	1回/年の 点検を実施 (令和7年度)	適宜修繕 及び更新 (令和12年度)	笠岡地区消防組合

(消防・救急体制の整備)

消防力の充実・強化

【 1-2 2-3 7-1 】

○近年の自然災害では、これまでの想定を超える甚大な被害が発生するため、南海トラフ地震や台風等の大規模な自然災害を想定した消防力の強化が求められており、人材育成のための様々な教育訓練、消防車両・消防資機材等の消防装備及び高機能消防指令システムの適切な維持管理、計画的な更新・整備を図る。また、はしご車等のオーバーホールや保守点検等の安全確保を図る。	消防本部 消防総務課
---	---------------

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
消防施設設備整備事業 [消防施設設備整備計画, 笠岡市地域防災計画]	1件 (令和7年度)	7件 (令和12年度)	笠岡地区消防組合
消防学校等派遣事業 [消防学校等教育計画]	65人 (令和7年度)	70人 (令和12年度)	笠岡地区消防組合

消防団活動力の強化		【 1-2 2-3 7-1 】
<p>○消防団員を確保するため、処遇の改善や特定の消防団活動（昼間における消火活動の後方支援，大規模災害時の災害防御活動及び災害警戒活動）のみを行う機能別消防団員の組織づくりを行うとともに，関係機関との連携強化を含め消防職団員・自主防災組織の大規模災害対応能力の向上に努める。また，消防団員加入促進の事業として行っている，消防団応援事業所の拡充を行う。</p> <p>○消防団員の活動力の強化と安全確保のため，今後も計画的な安全装備品の充実・消防車両等の更新により性能・機能強化を図る。</p>	消防本部 消防総務課	

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
消防団応援事業所 [消防団応援事業所登録制度， 笠岡市地域防災計画]	18 店 (令和 7 年度)	22 店 (令和 12 年度)	笠岡地区消防組合
消防団安全装備品整備 [消防団施設整備計画， 笠岡市地域防災計画]	11 品目 (令和 7 年度)	13 品目 (令和 12 年度)	笠岡地区消防組合
機能別消防団員制度 [笠岡市地域防災計画]	未実施 (令和 7 年度)	制度設立及び推進 (令和 12 年度)	笠岡地区消防組合
消防車両等の整備 [消防団施設整備計画， 笠岡市地域防災計画]	0/49 台 (令和 7 年度)	6/49 台 (令和 12 年度)	笠岡地区消防組合

消防広域応援体制の整備推進		【 1-2 2-3 7-1 】
○大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため，各種会議や合同訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し，広域応援体制の充実・強化を図る。	消防本部警防課	

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
近隣消防本部との合同訓練・研修会	5 回 (令和 7 年度)	10 回 (令和 12 年度)	笠岡地区消防組合

災害時における消防力不足を補う体制強化		【 2-3 】
○救急救命施設「救マーク事業所」は，市内で50事業所（令和 7 年12月31日現在）を認定しているが，さらなる救命率向上のため，新たな事業所へ理解と協力を求め，「救マーク事業所」として協力施設の増加を図る。	消防本部警防課	

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
救マーク事業所の認定事業	50 事業所 (令和元 7 年度)	60 事業所 (令和 10 年度)	笠岡地区消防組合

救急救命士及び指導救命士の養成等

【 2-3 】

<p>○救命効果のさらなる向上を目指し、救急救命士の育成など救急業務の高度化を推進するとともに、メディカルコントロール体制の強化を図る。また、病院前救護の充実のため、救急救命士の計画的な養成とスキルの維持向上のための再教育等を実施する。</p> <p>○医師会、医療関係機関等と緊密に連携し、災害時における初期医療体制及び後方医療体制等の整備等を推進する。</p> <p>○災害時の医薬品等の調達を円滑に行えるよう、関係機関との運用体制の確認・整備を図る。</p>	消防本部警防課
--	---------

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
指導救命士養成	3人 (令和7年度)	5人 (令和10年度)	笠岡地区消防組合

陸路の閉塞時や島しょ部でのヘリコプターによる救急搬送体制の確保

【 2-5 】

<p>○今後も、各種訓練等を通じて、消防防災ヘリコプターの応援、連携体制を確認するとともに、複数のヘリコプター等について円滑な運航を調整するための能力向上やヘリコプター離着陸場の充実・確保に向けた取組を推進する。</p>	消防本部警防課
--	---------

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
岡山県消防防災航空隊との連携訓練	1回 (令和7年度)	2回 (令和8年度)	笠岡地区消防組合

コンビナート防災体制の強化

【 5-2 7-2 7-5 】

<p>○関係機関との連携を図りながら、事故発生時に迅速、的確に対応するため防災訓練等の参加を通じて事故防止を図っており、引き続き、関係機関との緊密な連携による防災体制の強化を推進する。</p>	危機管理課
<p>○国・県が開催する研修会や講習会に積極的に参加するとともに、最新の法令及び国の動向を注視することで、特別防災区域における協議会に遅滞のない指導を図る。</p> <p>○自主的な保守・保安体制の充実強化を促すため、よりきめ細かい指導と助言に努めるとともに、消防機関との定期的な合同訓練と情報交換に努める。</p> <p>○隣接する消防機関とさらなる情報共有を図るとともに、画一的で効果的な指導を図る。</p>	消防本部予防課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
石油コンビナート等防災体制の充実強化	取組推進 (令和7年度)	取組推進 (令和12年度)	笠岡地区消防組合

危険物施設等の災害時連携体制の確立

【 7-2 7-5 】

○検査、査察等の機会を捉え、各施設の災害時における危険箇所や非常用資機材の確認を行うとともに、平時における定期点検や訓練、従業員教育等について徹底・強化を図るよう指導し、安全意識向上及び連携体制の構築を図る。	消防本部予防課
--	---------

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
危険物施設等の災害防止対策	取組推進 (令和7年度)	取組推進 (令和12年度)	笠岡地区消防組合

(応急・復旧活動体制の整備)

水防体制の充実・強化

【 1-4 】

○水防団と水防協力団体（自主防災組織・自治会等）が連携した水防訓練の実施等により、水防体制の充実・強化を図る。	危機管理課
---	-------

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
笠岡市水防訓練	実施 (令和7年度)	継続実施 (令和12年度)	危機管理課
笠岡市水防計画の更新	策定済 (令和7年度)	適宜更新 (令和12年度)	危機管理課

業務継続体制の確保

【 3-2 】

○「笠岡市業務継続計画（BCP）」の対策事項を計画的に実施する。 ○「笠岡市業務継続計画（BCP）」の更新を継続的に実施する。 ○実動訓練や図上訓練を通して実際の対応手順の確認を実施する。	危機管理課
○市民の生命、身体及び財産を守るための事前対策として、災害対応業務を策定した笠岡地区消防組合業務継続計画の早期策定に努める。	消防本部警防課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
業務継続計画(BCP)の実施	実施中 (令和7年度)	継続実施 (令和12年度)	危機管理課
業務継続計画(BCP)の更新	策定済 (令和7年度)	継続更新 (令和12年度)	危機管理課
笠岡地区消防組合業務継続計画の策定	策定済 (令和7年度)	継続更新 (令和12年度)	笠岡地区消防組合

◎情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備		【 2-2 4-2 】
○庁舎の移転を含めた災害対策本部設置場所の耐震性確保及び非常用発電機の整備の検討を実施する。		危機管理課
○消防指令施設は、令和6年度に部分更新を実施し運用しておりますが、今後も施工期間短縮、経費圧縮などの観点からデジタル無線と併せて更新整備し、相互連携による消防機能の向上を図る。 ○被害状況の迅速かつ正確な把握を行うことで、初動対応の迅速化及び効率化が可能となるため、災害情報集約システムを導入することを検討する。 ○陸上や海上からの被災状況の確認が難しい場合はドローンを活用し、被災状況の把握に努めるものとする。		消防本部 通信指令課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
非常用発電機整備	設置済 (令和7年度)	移転検討 (令和18年度)	危機管理課
高機能消防指令システム [笠岡市地域防災計画]	現一式 (令和7年度)	新一式 (令和10年度)	笠岡地区消防組合

タイムラインの考え方を取り入れた防災業務		【 1-4 1-5 】
○タイムライン（防災行動計画）のひな型策定を実施する。		危機管理課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
タイムライン(防災行動計画)のひな型策定	未策定 (令和7年度)	策定済 (令和12年度)	危機管理課

相互応援体制の整備，受援計画の策定		【 3-2 】
○協定の継続及び連絡体制の確認，新たな協定締結の検討を実施する。 ○実動訓練や図上訓練を通して実際の対応手順の確認を実施するとともに，受援計画を策定する。		危機管理課
○防災拠点となる消防庁舎，本庁舎については，大規模災害発生時において，災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため，庁舎等の行政施設の機能強化を図る。また，大規模災害時，緊急消防援助隊等が円滑に活動できる体制の確保を図るため，受援計画の策定を進める。		消防本部警防課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
受援計画策定	未策定 (令和7年度)	策定済 (令和12年度)	危機管理課
笠岡地区消防組合緊急消防援助隊受援計画の策定	策定済 (令和7年度)	随時更新 (令和12年度)	笠岡地区消防組合

ボランティア受入体制の構築等		【 2-7 8-2 8-4 】
○笠岡市社会福祉協議会等のボランティア活動団体との連携強化を図る。	危機管理課	
○被災地域に潜在するボランティアニーズや現場の最新情報を災害対策本部と社会福祉協議会の双方で共有するべく連携のあり方を改善する。 ○緊急時に備えて連携がとれるボランティア団体を把握しておくために、平時から社会福祉協議会と情報の共有を図る。	まちづくり課	

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
災害ボランティア活動団体との連携強化	実施 (令和7年度)	継続実施 (令和12年度)	危機管理課

検視体制等の整備		【 2-7 】
○広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、検視に必要な体制整備等について、県及び警察等との連携体制を強化する。	危機管理課	

復興計画策定体制の整備		【 8-2 】
○「笠岡市地域防災計画」に復興計画策定のスキームを明示する。 ○復興に必要な業務、担当部署、業務量、期間等の基本的データを整理し地域防災計画の改定及び全庁的に周知を行う。	危機管理課	

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
笠岡市地域防災計画改定(復興計画部分) [笠岡市地域防災計画]	改定済 (令和7年度)	継続更新 (令和12年度)	危機管理課

(避難対策等の推進)

津波避難看板・避難場所等の整備		【 1-3 】
○協定の継続及び連絡体制の確認を行うとともに、新たな協定締結を検討する。また、避難所看板の計画的な整備を実施する。	危機管理課	

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
避難所看板整備数	整備済 (令和7年度)	継続維持 (令和12年度)	危機管理課
災害時応援協定締結(緊急避難場所)	締結済 (令和7年度)	新規協定の締結 (令和12年度)	危機管理課

南海トラフ地震を想定した実践的な訓練の実施

【 1-3 】

○現在の防災訓練では、市民は参観型の訓練が多いため、今後は実際に訓練参加していただき、実践型として実施していくことを検討する。

危機管理課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
笠岡市防災訓練 [笠岡市地域防災計画]	実施 (令和7年度)	継続実施 (令和12年度)	危機管理課

◎ハザードマップの作成・活用

【 1-4 1-5 】

○最新の情報を基にハザードマップを更新する。また、ハザードマップ認知度向上のため、を活用本市公式LINEや広報等で周知を図るとともに、市民や自主防災組織、学校等での出前講座等する。

危機管理課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
ハザードマップの更新	更新中 (令和7年度)	随時更新 (令和12年度)	危機管理課
地域密着型訓練(出前講座)の参加者数	10,763人 (令和7年度)	15,000人 (令和12年度)	危機管理課

避難情報等の発令基準の見直し

【 1-4 1-5 】

○市民等への迅速かつ的確な避難行動を推進するため、国のガイドライン等を参考にマニュアルの改訂に取り組み、あわせて、本市の地域特性を踏まえた発令エリアの見直しを行う。

危機管理課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
避難勧告等の発令・伝達マニュアルの更新 [笠岡市地域防災計画]	策定済 (令和7年度)	適宜更新 (令和12年度)	危機管理課

避難所運営マニュアルの整備等		【 2-7 】
<p>○避難所運営マニュアルを市民に幅広く周知するため、市ホームページに掲載し、市民に活用していただく。</p> <p>○避難所として各学校体育館の開設を想定している中、体育館での避難所における衛生的で良好な生活環境が確保されているとはいいがたいのが現状であることから、今後は、空調設備、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化などについて整備を進める。</p>	<p>危機管理課 教育総務課</p>	

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
避難所運営マニュアルの更新 [笠岡市地域防災計画]	策定済 (令和7年度)	適宜更新 (令和12年度)	危機管理課
市立小中学校屋内運動場空調整備率	0% (令和7年度)	95% (令和17年度)	教育総務課

特定動物や被災動物への対応		【 2-7 】
<p>○ペット同行避難が可能な避難所が増えることで災害発生時には放浪・逸走動物が減少すると考えられるため、今後は、ペット同行避難可能な避難所の設定を検討する。</p>	<p>危機管理課</p>	
<p>○飼い主への防災準備の周知を図る。</p> <p>○災害時における家庭用動物については、被災者と共に同行避難できる体制の構築に努める。</p>	<p>環境課</p>	

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
ペット同行避難が可能な避難所の設定	設定なし (令和7年度)	設定 (令和12年度)	危機管理課

(物資の調達・供給対策)

公的備蓄による物資の確保		【 2-1 2-7 】
<p>○県の備蓄計画を基に計画的な備蓄を推進及び予算要求を実施する。</p> <p>○備蓄場所の確保及び備蓄倉庫の整備を実施する。</p>	<p>危機管理課</p>	

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
備蓄物資保有数 [緊急物資等の備蓄・調達(南海トラフ地震想定) 【岡山県作成】]	一物品目達成 (令和7年度)	一物品目達成 (令和12年度)	危機管理課
備蓄倉庫整備	一部整備済 (令和7年度)	新規整備済 (令和12年度)	危機管理課

災害時応援協定による物資調達		【 2-1 2-7 】
<p>○現在進めている食料，消耗品以外（間仕切り，段ボールベッド，仮設トイレなど）の避難所生活に必要な物資などを調達するための協定や輸送に関する協定を複数箇所の事業所と締結できるよう進めていく。また，感染症拡大時期等による複合的な災害にも対応できるように幅広い物品の供給ができるよう準備を進める。</p> <p>○協定を締結している民間業者等と防災訓練を通じて連携を強化し，民間物流の活力，ノウハウを活用した物資輸送体制を構築する。</p>	危機管理課	

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
災害時応援協定締結(物資調達・供給)	締結済 (令和7年度)	新規協定の締結 (令和12年度)	危機管理課
防災訓練実施(物資調達・供給)	実施 (令和7年度)	継続実施 (令和12年度)	危機管理課

石油燃料供給の確保		【 2-1 2-5 】
<p>○協定の継続及び連絡体制の確認，新たな協定締結の検討を実施する。</p> <p>○実動訓練や図上訓練を通して実際の対応手順の確認を実施する。</p>	危機管理課	

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
災害時応援協定(燃料供給)	実施 (令和7年度)	継続実施 (令和12年度)	危機管理課

（帰宅困難者対策，治安の維持）

帰宅困難者への支援		【 2-4 】
<p>○滞在者等の安全の確保を図るため，官民の連携により，対策を行うとともに，帰宅や避難を判断するために必要な情報提供を行う方法の検討及び民間企業等（宿泊施設等の事業者，バス等の事業者）と帰宅困難者の対応について協定締結を検討するよう努める。</p>	危機管理課	

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
災害時応援協定締結(帰宅困難者対応)	未締結 (令和7年度)	締結済 (令和12年度)	危機管理課

警察と連携した避難所の治安の確保

【 3-1 】

<p>○避難所の運営訓練などを実施する際には、警察機関に参加の要請を行っているが、現状は参加のみの連携となっているため、今後は避難所の治安の確保のための活動を訓練に取り入れ、具体化していく。</p>	<p>危機管理課</p>
---	--------------

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
防災訓練実施(避難所の治安確保)	実施 (令和7年度)	継続実施 (令和12年度)	危機管理課

地域における防犯連携体制の構築

【 3-1 】

<p>○市道を安全安心に通行できるよう、通学路や地下道だけではなく、必要な箇所へのカメラや街路灯の設置を推進する。</p>	<p>建設管理課</p>
<p>○日頃から笠岡警察署や防犯活動団体と連携し、市民の防犯意識啓発に努める。併せて公用車の青色防犯パトロールを実施し、地域の防犯活動を支援する。</p>	<p>まちづくり課</p>

(2) 住宅・都市／情報通信

(災害に強いまちづくり)

◎住宅・民間建築物の耐震化

【 1-1 】

- 住宅については、「笠岡市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、耐震改修促進計画に位置づけ住宅の耐震化を強力に推進する。
- 民間建築物については、耐震化の必要性・重要性の普及啓発を強化するとともに、耐震化に対しての補助制度の拡充などを行うことで、耐震化を推進する。

都市計画課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
住宅耐震化率 [笠岡市耐震改修促進計画]	82.0% (令和 6 年度)	95.0% (令和 12 年度)	都市計画課
多数の者が利用する建築物の耐震化率 [笠岡市耐震改修促進計画]	活動拠点等施設 50.0% その他 90.7% (令和 6 年度)	活動拠点等施設 100.0% その他 95.0% (令和 12 年度)	都市計画課

防災や減災に留意した都市づくりの推進

【 1-1 1-2 7-1 】

- 「笠岡市立地適正化計画」において、定めている防災指針を踏まえ、安全・安心な居住環境における居住や都市機能の誘導に向けた具体的な施策を検討・実施していく。

都市計画課

屋外看板等の落下防止やブロック塀の安全対策等の推進

【 1-1 7-3 】

- ブロック塀について、危険性等を今後も周知を行っていくとともに、まずは通学路沿いなどをパトロールし、危険と思われるブロック塀の所有者に指導を行うことなどによりブロック塀の安全対策を推進する。

都市計画課

延焼遮断のための緑地等の確保、公園施設の維持管理

【 1-2 7-1 】

- 災害発生後においても公園機能を損なうことなく、また、一時避難地又は災害瓦礫等の一時保管場所として機能できるよう樹木の剪定や公園施設の点検など、適切な公園管理を持続していくとともに、老朽化した施設については改築等を実施する。

都市計画課

空き家対策の推進

【 1-1 】

- 市の補助事業には一部国費及び県費補助を歳入としており、各補助限度額の拡充を要望する中で、補助制度の充実に努める。

都市計画課

防火地域等の指定		【 1-2 7-1 】
○他市等の状況を調査・研究し、本市の市街地においても防火地域等の指定を行う必要があるかを検証していく。		都市計画課

◎緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化		【 2-5 7-3 】
○耐震診断義務の建築物に対する耐震診断費用の補助の拡充や、耐震改修事業費の補助の創設等を検討していく。		都市計画課

（情報通信・情報システム基盤，管理運用体制の整備）

情報通信基盤の整備		【 4-1 】
○通信手段を確保するため、非常用自家発電装置の燃料を確保する手段（備蓄，供給手段等）を検討する。		総務課 デジタル推進課
○通信手段の一つとして、現在使用している情報通信回線が遮断された場合のサブ回線として、衛星ブロードバンドインターネットやポケットWi-Fiなどを確保することや防災行政無線の携帯型無線機を導入する等の代替手段を検討する。		
○庁舎の移転を含めた災害対策本部設置場所の耐震性確保及び非常用発電機の整備の検討を実施する。		危機管理課
○新たな通信手段の確保及び整備に努める。		

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
非常用発電機整備	設置済 (令和7年度)	移転検討 (令和18年度)	危機管理課

情報システムの耐災害性の確保		【 3-2 】
○各部署に配置されているパソコン等の転落・転倒対策等を検討し、非常時優先業務の実施に必要なシステムやデータ・記録等の保護及び定期的なバックアップを引き続き行うとともに、バックアップデータを用いた復旧作業の訓練実施を検討する。		デジタル推進課
○クラウドサービスの活用や導入を検討し、バックアップデータの保管方法や保管頻度について再検討を行う。		

被災地における通信手段の確保		【 2-2 】
○島しょ部等被災地における相互の情報収集・伝達体制の充実のため、MCA無線，IP無線等の携帯無線機の導入を検討する。		危機管理課

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
携帯無線機整備	整備済 (令和7年度)	継続維持 (令和12年度)	危機管理課

◎多様な災害情報入手環境の構築

【 4-2 】

<p>○市民が緊急性の高い災害情報を入手し、迅速な避難を行えるよう、デジタル防災行政無線、緊急告知FMラジオの配布、一斉情報配信システム（メール、LINE、SNS、ホームページ）等多様な情報入手環境の整備を検討するとともに、その広報及び周知を図る。</p> <p>○緊急告知FMラジオの電波が届きにくい地域の解消を検討する。</p> <p>○情報通信機器の操作訓練や操作研修、マニュアル等の作成を実施する。</p>	<p>危機管理課</p>
---	--------------

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
一斉送信システムの訓練実施，操作研修，マニュアルの作成	実施中 (令和7年度)	継続実施 (令和12年度)	危機管理課

◎情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備 [再掲]

【 2-2 4-2 】

<p>○庁舎の移転を含めた災害対策本部設置場所の耐震性確保及び非常用発電機の整備の検討を実施する。</p>	<p>危機管理課</p>
<p>○消防指令施設は、令和6年度に部分更新を実施し運用しておりますが、今後も施工期間短縮、経費圧縮などの観点からデジタル無線と併せて更新整備し、相互連携による消防機能の向上を図る。</p>	<p>消防本部 通信指令課</p>
<p>○被害状況の迅速かつ正確な把握を行うことで、初動対応の迅速化及び効率化が可能となるため、災害情報集約システムを導入することを検討する。</p>	<p>危機管理課 デジタル推進課</p>
<p>○陸上や海上からの被災状況の確認が難しい場合はドローンを活用し、被災状況の把握に努めるものとする。</p>	<p>建設管理課</p>

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
非常用発電機整備	設置済 (令和7年度)	移転検討 (令和18年度)	危機管理課
高機能消防指令システム [笠岡市地域防災計画]	現一式 (令和7年度)	新一式 (令和10年度)	笠岡地区消防組合

通信インフラの早期復旧体制の整備		【 4-1 】
<ul style="list-style-type: none"> ○非常時優先業務の実施に必要なシステム及びデータ等のバックアップ方法について再確認を行うとともに、災害発生時に利用が想定されるシステム等への電源確保について確認・検討を行う。 ○インターネット網への接続については、通信事業者や契約業者に依存する部分が大いだが、復旧について事業者等へ迅速に依頼できるよう準備を行う。また、衛星ブロードバンドインターネットやポケットWi-Fiなど、複数の接続手段を事前に確保できないか等の検討を行う。 		デジタル推進課
<ul style="list-style-type: none"> ○「笠岡市業務継続計画（BCP）」の対策事項を計画的に実施する。 		危機管理課
<ul style="list-style-type: none"> ○笠岡市業務継続計画に付随する計画として、仮称「笠岡市情報システム運用継続計画」を策定し、その計画に沿った整備等を推進する。 		デジタル推進課

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
業務継続計画(BCP)の実施	実施中 (令和7年度)	継続実施 (令和12年度)	危機管理課

(水道施設の耐震化等)

◎水道施設の耐震化の促進

【 2-1 6-2 】

○中長期更新計画に基づき、管路（基幹管路，重要給水施設管路，配水枝管）及び施設（配水池，加圧室）の更新を計画的に進めていくことで，限られた予算と期間の中で施設の耐震化及び長寿命化を進めるとともに，その他の施設においては，状態監視保全を実施することで施設全体の機能確保を図る。

上下水道工務課

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
基幹管路耐震適合率 [第8時笠岡市総合計画]	29.7% (令和元年度)	36.5% (令和5年度)	上下水道工務課
配水施設(基幹配水池)耐震化率 [第8次笠岡総合計画]	100.0% (令和6年度)	100.0% (-)	上下水道工務課

応急給水体制の整備

【 2-1 6-2 】

○被災規模に応じ，相互応援協定を締結している団体等に資材や人員等の協力を求め，早急な復旧体制を確保する。

○飲料水の確保や給水活動の円滑化を図るため，防災訓練への参加や広報等により，給水の実体験や水の備蓄等を周知することで災害に対する市民及び職員の意識の向上を図るとともに，給水用具や装備品についても引き続き備蓄を進める。

上下水道工務課

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
災害時応援協定締結団体数(累計) [笠岡市地域防災計画]	12 団体 (令和6年度)	12 団体 (令和11年度)	上下水道総務課
給水タンク(1,000L)備蓄数 [笠岡市地域防災計画]	13 基 (令和6年度)	15 基 (令和11年度)	上下水道総務課
給水ポリ袋(6L)備蓄数 [笠岡市地域防災計画]	2,000 袋 (令和6年度)	2,000 袋 (令和11年度)	上下水道総務課

相互応援体制等の整備		【 2-1 6-2 】
<p>○被災規模に応じ，相互応援協定を締結している団体等に資材や人員等の協力を求め，早急な復旧体制を確保する。</p> <p>○飲料水の確保や給水活動の円滑化を図るため，防災訓練への参加や広報等により，給水の実体験や水の備蓄等を周知することで災害に対する市民及び職員の意識の向上を図るとともに，給水用具や装備品についても引き続き備蓄を進める。</p>		上下水道工務課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
災害時応援協定締結団体数(累計) [笠岡市地域防災計画]	12 団体 (令和6年度)	12 団体 (令和 11 年度)	上下水道総務課
防災訓練 [笠岡市地域防災計画]	1 回/年 (令和6年度)	1 回/年 (令和 11 年度)	上下水道総務課
給水ポリ袋(6L)備蓄数 [笠岡市地域防災計画]	2,000 袋 (令和6年度)	2,000 袋 (令和 11 年度)	上下水道総務課

(下水道施設の機能確保)

下水道施設の耐震化等の推進		【 2-6 2-7 6-3 】
<p>○下水道管路施設については，令和4年3月に「笠岡市下水道総合地震対策計画」の見直しを図っており，引き続き総合地震対策を推進する。</p> <p>○下水処理施設及び管路施設については，令和6年度に計画の見直しを行った「下水道ストックマネジメント計画」において，施設の老朽化対策に併せて耐震化を推進することで，施設の機能維持保全を確保していく。</p>		上下水道工務課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
下水道管渠の耐震化率(重要幹線)	87% (令和 6 年度)	89% (令和 11 年度)	上下水道工務課
雨水ポンプ場の耐震診断施設数	2施設 (令和 6 年度)	3施設 (令和 11 年度)	上下水道工務課
緊急度 I と判定された管路施設 (人孔) の改築更新率	0 % (令和 6 年度)	100% (令和 11 年度)	上下水道工務課

下水道業務継続体制の整備		【 2-6 6-3 】
<p>○下水道BCPに基づく訓練を行い，実効性の向上を図る。また，経験の浅い職員に対しては，主要施設箇所や確認事項の指導を行う。</p>		上下水道工務課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
下水道 BCP に基づく訓練	実施 (令和 6 年度)	継続実施 (令和 11 年度)	上下水道工務課

下水道による内水排除の促進	【 1-4 6-3 8-3 】
○気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策について検討を行う。また、下水道施設（処理場，雨水ポンプ場）の耐水化計画を策定する。	上下水道工務課

■ **重要業績指標（KPI）**

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
耐水化計画済施設数	0施設 (令和6年度)	4施設 (令和 11 年度)	上下水道工務課

（復興に向けた体制の整備）

被災建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備	【 8-2 】
○県等と協力して被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士や大規模地震発生時に必要となる判定コーディネーター（他県判定士の受入れ，チーム編成，判定結果のとりまとめ等）の養成を行い，判定士の登録者数を増やすとともに，判定実施体制（「被災建築物応急危険度判定支援本部等（設置・運営）マニュアル」や「被災宅地危険度判定要綱」の策定等）の整備を進める。	都市計画課

被災者の住宅確保	【 8-2 】
○県内の確保可能戸数も注視しながら，県との調整を図るよう努める。	都市計画課

(3) 保健医療・福祉

(医療・福祉施設の耐震化等)

市民病院の耐震化		【 1-1 2-5 】
○笠岡市新病院基本構想策定時及び基本計画策定時に検討する（建て替え終了までは現状維持）。	市民病院事務局 病院建設推進室	
社会福祉施設等の耐震化等		【 1-1 】
○社会福祉施設の耐震化の促進を図るため、県からの耐震化についての調査や補助金の周知の依頼について引き続き協力していく。	長寿支援課	
○恵風荘については、昭和56年以降に建築されており、新耐震基準は満たしているが、さらに年数が経過して老朽化が進み、大規模な修繕等が必要な状況になれば建て直し等を検討する。	恵風荘	
市立教育・保育施設の耐震化等		【 1-1 】
○長寿命化計画を参考に、「笠岡市就学前教育・保育施設再編整備計画」において、こども園の長寿命化を図る。 ・対象保育所：あやめの杜認定こども園、みのり認定こども園、おひさま認定こども園、にじいろ認定こども園	こども育成課	
(医療救護・福祉活動体制の整備)		
医療救護体制の充実		【 2-5 】
○笠岡市新病院基本構想策定時及び基本計画策定時に検討する（建て替え終了までは現状維持）。	市民病院事務局 健康推進課	
○有事の際の医療救護体制を維持するため、医師会を中心とした関係機関との連携強化に努める。		
医療機関における燃料の確保		【 2-5 】
○市民病院が被災した状況下であっても状況に応じて可能な診療活動を継続するための燃料確保の方法について検討を進める。	市民病院事務局	
救急医療活動に必要な電力供給体制の確保		【 2-5 】
○笠岡市新病院基本構想策定時及び基本計画策定時に検討する（建て替え終了までは現状維持）。	市民病院事務局	

医薬品等の確保・供給体制の確保		【 2-5 】
<p>○災害時に医薬品や衛生材料等が必要な場合は、災害時医薬品等の備蓄供給体制を構築している県に対して供給を要請することとしており、引き続き現状の供給体制の維持を行うとともに、薬剤師会等と医薬品の確保・供給体制の確保に向けた連携強化を図る。</p>	市民病院事務局 健康推進課	

心のケアなどの支援体制の整備・強化		【 2-7 】
<p>○災害の規模に合わせ、急性期的な取組に加えて、長期的な心のケアにも関係機関と連携しながら対応していく。</p> <p>○一人暮らしの高齢者や基礎疾患や障がいを持つ方など、心身の健康状態が重症化する可能性が高い方には、必要時に継続した支援を行う。</p>	福祉総務課 長寿支援課 健康推進課	

(要配慮者への支援)

◎避難行動要支援者対策の推進		【 1-3 1-4 1-5 4-2 】
<p>○地区ごとに説明会を開催し、「笠岡市災害時避難行動要支援者個別避難計画」の策定地区を拡げていくとともに、訓練実施等により、支援体制の整備を図る。また、情報提供に同意していない避難行動要支援者に対する対策について検討する。</p> <p>○避難所においてコミュニケーション支援ボードやメール等を活用した運用、個別支援計画作成時におけるヘルプカードの活用、支援が必要な時間帯の把握など要配慮者の立場に立った支援に取り組む。</p>	福祉総務課 地域福祉課 長寿支援課 危機管理課	

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
笠岡市災害時避難行動要支援者個別支援計画作成地区数	策定中 (令和7年度)	継続実施 (令和12年度)	福祉総務課 長寿支援課 危機管理課
避難訓練実施事業	実施 (令和7年度)	継続実施 (令和12年度)	危機管理課

要配慮者の状況に配慮した情報伝達		【 4-2 】
<ul style="list-style-type: none"> ○出前講座による「共助」の推進と災害情報伝達手段の周知を図る。 ○情報入手環境の広報及び周知を図るとともに、新たな情報入手環境の整備を検討する。 		危機管理課
<ul style="list-style-type: none"> ○障がい特性に対する理解と認識を深めるため講演会等の啓発活動に努める。 ○県が進める「障がいのある人の避難プラン（災害時サポートブック～私の避難プラン～）」等を参考に、障がい者の立場に沿った聴覚障がい者災害支援マニュアルの作成に取り組む。 ○聴覚障がい者へ笠岡市の公式LINEや緊急情報メール配信サービスの登録の推進を図るなどタブレット・スマホ等を活用した災害時の情報伝達及び安否確認の方法を検討する。 		福祉総務課 危機管理課

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
地域密着型訓練(出前講座)の参加者数 [第7次笠岡市総合計画]	10,763 人 (令和 7 年度)	15,000 人 (令和 12 年度)	危機管理課

福祉避難所指定の促進，施設整備や備品備蓄の推進		【 2-7 】
<ul style="list-style-type: none"> ○感染症予防の観点から福祉避難所の指定箇所におけるマニュアルを作成する。 ○福祉避難所の開設訓練や支援員の配置等の運用面の支援を検討する。 ○実動訓練や図上訓練を通して実際の対応手順の確認を実施する。 ○災害の激甚化・広域化により避難生活の長期化が想定されるため，より長期の生活に耐えるよう，備品備蓄の推進に努める。 		福祉総務課 長寿支援課 危機管理課

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
防災訓練実施(福祉避難所)	実施 (令和 7 年度)	継続実施 (令和 12 年度)	危機管理課
福祉避難所への備蓄	一部備蓄 (令和 7 年度)	備蓄推進 (令和 12 年度)	危機管理課
感染症対策を踏まえたマニュアルの整備された福祉避難所	0 箇所 (令和 7 年度)	9 箇所 (令和 12 年度)	福祉総務課 長寿支援課 危機管理課

(感染症対策の推進)

避難所施設における感染症のまん延防止対策の促進		【 2-6 】
○避難所における感染症拡大防止のために、感染症対策用衛生用品の備蓄を推進する。		危機管理課
○平時から感染症についての正確な知識の普及に努める。 ○感染予防の体制がとれるよう避難所運営マニュアルの周知を図る。 ○感染症発生時に協力して対応できるよう、保健所、医療機関等との連携強化を図る。		健康推進課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
感染症対策用衛生用品の備蓄 (マスク, 手袋, ガウン, 消毒液)	一部備蓄 (令和 7 年度)	備蓄維持 (令和 12 年度)	危機管理課

予防接種の促進		【 2-6 】
○伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。 ○予防接種法に基づき定期接種の周知を行う。		健康推進課
○赤ちゃん訪問や乳児健診において予防接種の重要性を十分伝えながら接種勧奨を継続する。また、市が現在運用している、母子健康手帳アプリ「kasaokaすくすくログ」には予防接種管理機能があり、接種忘れを予防することができることから、登録について勧奨を進める。		子育て支援課

(4) 産業

(事業継続の取組の推進)

企業のBCP策定の促進		【 5-1 】
○BCP策定の必要性について普及啓発を行うとともに、BCP策定や防災対策に必要な資金や災害を受けた企業の運転資金・設備資金に対する国・県の支援制度について併せて周知する。	商工観光課	

産業団地主要事業所におけるBCP策定の促進		【 5-2 】
○産業団地を構成する主要事業所の災害時BCPの策定状況の把握に努める。	商工観光課	

地域経済力の強化		【 5-1 】
○大規模自然災害発生後であっても経済活動を機能不全に陥りにくくするためには地域の経済力の強化が重要な要素であるため、笠岡市の強みや特性を生かした産業振興や、市内企業の大半を占める中小企業・小規模企業に対する支援等により活力のある市内企業の育成に平素から取り組む。	商工観光課	

(外国人への対応強化)

外国人旅行者にも対応した観光施設等における災害情報の伝達		【 4-2 】
○市内の観光施設等の現状を把握し、道の駅に設置しているピクトグラム表示や笠岡駅デジタルサイネージを参考に、他の拠点施設への設置について検討していく。	商工観光課	

(風評被害対策)

風評被害防止に向けた情報発信の強化		【 8-5 】
○関係機関と緊密な連携を図り、有事の際により正確で迅速な情報発信を行うことのできる体制の整備に努める。	商工観光課	

(5) 交通・物流

(道路・交通施設の耐震化等)

無電柱化及び道路法面等の防災対策

【 1-1 6-4 】

- 電線共同溝整備を効率的・効果的に推進する。
- 避難路の整備を促進し、防災機能の向上に努める。

建設事業課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
無電柱化推進事業 [無電柱化推進計画]	185m (令和7年度)	280m (令和9年度)	建設事業課

地下構造物の耐震化, 点検, 修復等

【 7-3 】

- 災害発生時の安全円滑な通行を確保するため、道路の地下構造物の老朽化対策・耐震対策等を計画的に推進する。
- 道路占用物件の埋設位置・老朽化対策・耐震対策等、占用者に対して適切な指導を徹底する。あわせて、老朽化等により路面陥没が発生し、道路交通障害のおそれがあるため、維持管理の強化を図る。

建設管理課
建設事業課

港湾施設等の整備・適正な維持管理

【 2-2 2-5 5-3 6-4 】

- 市管理港湾の係留施設等の適正な維持管理を推進する。
- 災害時等に早急に復旧事業が行えるよう、関係機関との連携体制の確立に努める。
- 各港湾施設ごとに順次定期的に点検を行えるよう、簡易な点検表及びライフサイクルコスト算定表を作成し港湾施設の機能確保に努める。

建設管理課

建設事業課

(道路, 交通・物流の確保)

道路管理者が連携した地域交通ネットワークの機能確保

【 2-2 2-5 5-3 6-4 】

- 大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、応急復旧での応援など、相互に協力して対応する体制を整備する。
- 複数の輸送ルート確保を図るため、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に市道の整備を推進し、代替経路の確保による道路ネットワークを整備する。

建設管理課

- 市道の整備を推進し、機能の向上に努める。

建設事業課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
狭あい道路整備	整備中 (令和7年度)	整備推進 (令和10年度)	建設事業課

災害時の道路啓開・復旧体制の確保		【 2-2 2-5 5-3 6-4 】
○避難や救急活動，緊急物資の輸送，ライフラインの復旧等の確保に必要なとなる道路について，災害発生後の迅速な道路啓開・復旧に必要な人員，資機材等の確保に努めているが，実効性の確保のため，関係者と訓練を実施する等連携強化を推進する。		危機管理課
○令和2年度末現在，（一社）岡山県建設業協会笠岡支部と協定を締結して，障害物の除去や応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保に努めており，引き続き，災害時応援協定締結団体等との連絡や情報交換を定期的に行い，災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等の確保を図る。		建設管理課

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
防災訓練実施 (道路啓開・復旧体制)	未実施 (令和7年度)	実施済 (令和12年度)	建設管理課

公共交通機関の耐災害性向上と事業者間の連携促進		【 5-3 】
○公共交通機関における施設，設備の対災害性を向上させるための交通事業者の取組を促進するとともに，被災時における公共交通機関の早期復旧，代替輸送が効率的に行われるよう，関係事業者間の連携を促進する。		企画政策課
○災害発生時に海上交通手段が寸断され，島しょ部の市民が孤立化することを防ぐため，海上交通手段の確保に努める。		

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
路線バスの利用者数	331,693人 (令和6年度)	340,000人 (令和11年度)	企画政策課
旅客船の利用者数	125,466人 (令和6年度)	130,000人 (令和11年度)	企画政策課

道の駅への防災機能の付加		【 2-1 2-4 】
○大規模災害等の発生時に，被災者・帰宅困難者の一時避難場所，救援物資及び水等の配給施設として活用するため，施設規模や立地条件等の特性，地域防災計画での位置づけ等を踏まえ，国及び県等の関係機関と協議しながら多面的な防災拠点機能の付加に取り組む。		危機管理課
○救援物資や水等の備蓄庫としての機能など，災害時に「道の駅」が担える機能を協議し，その機能を付加するよう検討していく。		商工観光課

放置艇対策の推進		【 7-2 】
○令和7年度より、岡山県内の水域において、関係法令に基づき放置等を禁止する区域を指定し、放置すると罰則等が適用となり、放置艇の解消に向けて取り組みを推進する。また、プレジャーボートの適正な管理を持続できるような取り組みを推進する。	建設管理課	

（緊急輸送体制の整備）

関係機関、民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備		【 2-1 2-5 】
○災害発生時において、物流機能の確保が円滑に実行されるよう、関係団体と協定の継続及び訓練等を通じて連携強化を推進する。	危機管理課	

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
災害時応援協定締結（緊急輸送体制）	締結済 （令和7年度）	新規協定の締結 （令和12年度）	危機管理課
防災訓練実施（緊急輸送体制）	未実施 （令和7年度）	継続実施 （令和12年度）	危機管理課

ヘリコプターによる支援体制の整備		【 2-2 2-5 】
○陸上輸送や海上輸送が機能しない場合には、ヘリコプター離着陸場適地及び緊急離着陸場（ヘリポート）等を活用しながら、ヘリコプターによる活動を行うものとし、ヘリコプター等による活動を円滑に行うため、関係機関と訓練を実施する等連携強化を推進する。 ○夜間照明設備を備えた場外離発着場（ヘリポート）の整備について、今後、関係者と整備の必要性等を含め、協議を進める。	危機管理課	

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
防災訓練実施（ヘリコプター等による支援）	実施 （令和7年度）	継続実施 （令和12年度）	危機管理課
場外離着陸場（ヘリポート）整備 [笠岡市地域防災計画]	整備中 （令和7年度）	整備推進 （令和12年度）	危機管理課

(6) 農林水産

(農林水産業基盤・施設等の整備)

農業生産基盤の整備推進

【 1-4 5-4 6-2 7-4 7-6 】

- 近年の気象状況の変化により，水害による被害が大規模化していることから，被害を最小限にするため，国・県・市が造成した揚排水機場の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な機能保全対策を推進する。また，防災面からも重要であることから，頭首工，用水路，パイプライン，ほ場等の農業生産基盤の適正な整備を推進する。
- 地域の農業を将来へ継続させていくために，これから農地の利用方法や農業の将来像をまとめた「地域計画」の策定を進め，農地の担い手への集約と活用すべき農地の見極めなどを行う。
- 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度の活用や新たな地域での活動の促進など，啓発や取組支援を通じて農地維持活動を促進し，農地の荒廃化の防止に努める。

農政水産課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
多面的機能支払交付金事業を活用する認定農用地面積	945.9ha (令和7年度)	945.9ha (令和12年度)	農政水産課
中山間地域等直接支払制度協定締結面積	13ha (令和7年度)	13ha (令和12年度)	農政水産課

農道・林道の整備・適正な維持管理

【 2-2 2-5 5-4 6-4 】

- 災害時において，食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに，孤立集落の発生防止や地域交通ネットワークを担う農道の整備を推進する。特に生活道としても利用されている路線については，点検・診断を実施し，適正な維持管理や保全対策を推進する。

農政水産課

防災重点ため池のハザードマップ整備

【 7-4 】

- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく防災重点ため池（約200箇所）全てについてハザードマップを作成し，浸水想定区域の周辺住民へ周知を推進する。なお，ハザードマップの作成に当たり，200箇所全てのハザードマップを短期間にて作成するのは困難であることから，優先順位をつけて作成を推進する。

農政水産課

◎漁港施設等の整備・適正な維持管理

【 2-2 2-5 5-3 6-4 】

<ul style="list-style-type: none"> ○市管理漁港の係留施設等の適正な維持管理を推進する。 ○災害時等において早急に復旧事業が行えるよう、関係機関との連携体制の確立に努める。 	建設管理課
<ul style="list-style-type: none"> ○機能保全計画策定書に基づき、引き続き各漁港施設の機能確保に努める。 ○漁港施設の改良及び新設については、利便性の向上は基より、災害を未然に防ぐ施設を整備する。 	建設事業課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
漁港施設長寿命化整備 [漁港施設機能保全計画]	整備中 (令和7年度)	整備推進 (令和12年度)	建設事業課

(農地・森林の保全, 農業の担い手確保)

有害鳥獣被害対策の充実

【 7-6 】

<ul style="list-style-type: none"> ○猟友会の高齢化により、捕獲する人員の減少及び技術の継承が課題となっており、猟師の担い手を出前講座などを利用し増やすとともに、集落ぐるみでの捕獲活動の充実及び啓発を行い捕獲活動の活性化に努める。 ○有害鳥獣から農作物を資侵入防止柵の資材費の助成を拡充し、防護柵の設置を促し、農作物被害の低減に努める。また、竹破砕機などを利用し、有害鳥獣の住処となる荒廃農地や緩衝帯の整備に努める。 	農政水産課
---	-------

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
防護柵補助件数	209件/年 (令和6年度)	100件/年 (令和11年度)	農政水産課
駆除班員数	7人 (令和6年度)	20人 (令和11年度)	農政水産課
被害の軽減(被害面積)	0.74ha (令和6年度)	0.477ha (令和10年度)	農政水産課

森林の多面的機能の保全

【 1-5 7-4 7-6 】

<p>○地権者や所在地の把握について、県の構築した森林クラウドシステムを活用し林地台帳の整備を推進する。</p>	<p>農政水産課</p>
--	--------------

農業の担い手育成・確保

【 5-4 】

<p>○JA，県，農業普及指導センターと連携し，新規就農者の受入体制の確立，就農補助制度等の支援を行う。 ○農福連携，地域商社等により，関係機関と連携した農業の雇用の確保に努める。</p>	<p>農政水産課</p>
--	--------------

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
新規認定農業者数	80人 (令和6年度)	90人 (令和11年度)	農政水産課

(7) 国土保全・地域保全

(防災インフラ等の整備)

河川管理施設の整備推進

【 1-4 6-5 7-4 8-3 】

<ul style="list-style-type: none"> ○近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発していることから、気象変動の影響への適応という観点も加えて、河川の計画的な改修を促進していく。 ○河道掘削等による維持管理、排水路の改修及び維持管理の強化を推進する。 	建設管理課
<ul style="list-style-type: none"> ○未整備区間については、引き続き重点的に整備を行う。 ○土砂浚渫や河道掘削等による維持管理を推進する。 	建設事業課

◎海岸保全施設の整備推進・適正な維持管理

【 1-3 1-4 6-5 7-2 8-3 】

<ul style="list-style-type: none"> ○未整備区間については、引き続き重点的に整備を行う。 ○海岸長寿命化計画に基づき、海岸保全施設の機能確保に努める。 	建設事業課
--	-------

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
漁港海岸保全施設整備 [笠岡市地域防災計画]	99% (令和7年度)	100% (令和11年度)	建設事業課
港湾海岸保全施設長寿命化整備 [港湾海岸長寿命化計画]	整備中 (令和7年度)	整備推進 (令和12年度)	建設事業課
漁港海岸保全施設長寿命化整備 [漁港海岸保全施設長寿命化計画]	整備中 (令和7年度)	整備推進 (令和12年度)	建設事業課

土砂災害防止施設の整備推進

【 1-5 6-5 7-4 】

<p>○県においては、近年の土砂災害発生や近隣の保全人家の状況、福祉施設や避難所、学校や道路との隣接状況など、緊急性の高い箇所を優先し、計画的に整備を行うこととしており、近年の豪雨等の状況を踏まえ、本市においても、県と密接な連携のもと、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設について、効率的な整備の促進を図る。</p>	建設管理課
--	-------

大規模盛土造成地の滑動崩落対策

【 1-5 】

<p>○本市には大規模盛土造成地が23箇所の対象箇所があり、現地踏査等により優先度評価を行った。その結果、第二次スクリーニングが必要な箇所が判明したため、今後調査等を行う必要がある。</p>	都市計画課
---	-------

(防災インフラ復旧体制の整備)

災害時の応援体制の整備（応急復旧支援）		【 6-5 7-4 】
<ul style="list-style-type: none"> ○協定の継続及び連絡体制の確認，新たな協定締結の検討を実施する。 ○実動訓練や図上訓練を通して実際の対応手順の確認を実施する。 	危機管理課	
<ul style="list-style-type: none"> ○道路，河川，上下水道等のインフラ施設が被災した場合，災害発生直後から被災状況の把握や危険の除去，応急的な復旧等を行い，防災インフラの長期間にわたる機能不全を回避する必要があるため，国から派遣されるTEC-FORCEと県から派遣されるリエゾンと情報共有・連携強化を推進することにより，応急・復旧活動を迅速に行える体制の充実を図る。 ○各種建設関係団体と災害時における応急対策業務の支援について，協定締結を推進していく。 	建設管理課	

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
防災訓練実施(応急対応)	未実施 (令和7年度)	実施済 (令和12年度)	建設管理課

(8) 環境

(廃棄物処理対策の推進)

災害廃棄物処理計画の策定

【 8-1 】

- 「笠岡市災害廃棄物処理計画」の前提条件に変更があった場合や今後新たに発生する大規模災害による知見等を踏まえて適宜改定を行う。また、災害廃棄物の処理に係る研修や訓練等を実施する。

環境課

ごみ焼却施設の維持管理

【 8-1 】

- 近隣県内，市町村等による広域的な連携を含めた対応について検討を進める。
- 数年後に稼働となる新ごみ焼却施設では，備蓄倉庫等を確保し，ごみ処理能力には適度な余裕を持たせ，災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理することができる施設とするよう努める。

岡山県西部環境整備施設組合
岡山県西部衛生施設組合

し尿処理施設の機能確保

【 2-6 2-7 6-3 】

- 老朽化への対応として，長寿命化計画を策定し，長寿命化をすることで本施設の機能停止リスクの軽減を図る。なお，立地については，施設更新時に災害リスクも考慮した建設地の選定が必要となる。
- 施設が機能停止となった場合，被害の少なかった近隣市町のし尿処理場，終末処理場でのし尿の受入れについて，協力体制の構築について検討を進める。

岡山県西部衛生施設組合

合併処理浄化槽の設置促進

【 2-6 2-7 6-3 】

- 浄化槽台帳データの活用により，災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制も含めた，効率的な管理体制を構築し，合併処理浄化槽の普及の促進に努める。

環境課
上下水道工務課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
汚水処理人口普及率	82.7% (令和6年度)	86.2% (令和11年度)	上下水道工務課 環境課
合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付件数 [浄化槽設置整備事業]	— (令和6年度)	260基 (令和11年度)	環境課

(災害時における火葬体制の整備，トイレ対策の推進)

広域火葬体制の整備

【 2-7 】

- 災害時においても円滑に対応できるよう，火葬数の上限を想定するなど，運営，運用に係る対応を検討するとともに，近隣市町の斎場との連携を模索する。

岡山県西部衛生施設組合

災害用トイレ対策の推進		【 2-7 】
○発災時に対応できるよう、携帯トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレなどを併用してトイレ対策を推進していく。そのためにも平時からの防災備蓄用品を用意するとともに、マンホールトイレについても定期的な点検管理などを含め維持管理を図って行く。	上下水道工務課 危機管理課	

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
マンホールトイレ設置	設置済 (令和6年度)	継続維持 (令和11年度)	上下水道工務課

(環境保全)

有害物質・環境モニタリング体制の確保		【 7-5 】
○県が設置している大気測定局のデータや市が実施している水質調査等による常時監視体制の維持に努める。	環境課	

有害物質の大規模拡散・流出対策の推進		【 7-5 】
○引き続き県と協力して構造基準等の遵守について指導等を行う。	環境課	

アスベストの飛散対策		【 7-5 】
○吹付けアスベスト等が使用されている市有建築物の吹付けアスベスト等を除去するよう努める。	環境課	

(9) リスクコミュニケーション

(防災教育の推進)

学校での災害リスクを考慮した避難訓練の実施

【 1-1 1-3 1-4 1-5 】

- 消防署等の関係機関との連携を図り、災害発生時の対応や避難の仕方への指導助言を受ける。
- いつ、どこで発生するか分からない自然災害に備え、様々な設定時間や設定場所、設定状況を想定し、緊迫感や臨場感を持たせ、体験的・実践的な避難訓練等を実施する。
- 保・幼・小・中の学校（園）間の連携や、地域のネットワークと連携した避難訓練を計画する。

学校教育課

実践的な防災教育の推進

【 1-1 1-3 1-4 1-5 】

- 最新の情報を基にハザードマップを更新する。また、ハザードマップ認知度向上のため、本市公式LINEや広報等で周知を図るとともに、市民や自主防災組織、学校等での出前講座等を活用する。

危機管理課

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
ハザードマップの更新	更新中 (令和7年度)	随時更新 (令和12年度)	危機管理課
地域密着型訓練(出前講座)の参加者数 [第7次笠岡市総合計画]	10,763人 (令和7年度)	15,000人 (令和12年度)	危機管理課
防災士の取得人数 [第8次笠岡市総合計画]	103人 (令和7年度)	149人 (令和12年度)	危機管理課

応急手当の普及・啓発

【 2-3 2-5 】

- 新型コロナウイルスの収束により受入人数等の制限が解消されたことから、講習会の開催頻度や講習内容を以前の水準に引き上げることで、応急手当普及を図り、受講者数の増加を推進する。

消防本部警防課

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
普通救命講習会	995人 (令和6年度)	1,100人 (令和8年度)	笠岡地区消防組合
CPR指導	1,184人 (令和6年度)	1,300人 (令和8年度)	笠岡地区消防組合

市民による備蓄の促進		【 2-1 2-2 2-7 】
○備蓄促進のため、広報及び周知を図るとともに、出前講座を引き続き地元 に密着する形で実施する。	○家庭用防災用品についての補助金制度を検討する。	危機管理課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
地域密着型訓練(出前講座)の参加者数	10,763 人 (令和 7 年度)	15,000 人 (令和 12 年度)	危機管理課

(地域防災力の向上)

◎自主防災組織の充実		【 1-2 1-3 1-4 1-5 4-2 7-1 】	
○自主防災組織の結成率の向上を図るとともに、地域間の連携強化のため各ブ ロックごとの連絡協議会の設立を進める。	○各地域の防災力向上のため、各地区の自主防災組織の防災訓練の支援、訓練 用資機材の支援、地域の防災マップ作成支援を行う。	○地域防災リーダーの人材育成のため、防災士の取得支援を進める。	危機管理課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
防災士の取得人数 [第 8 次笠岡市総合計画]	103 人 (令和 7 年度)	149 人 (令和 12 年度)	危機管理課
地区防災マップ作成	31 地区 (令和 7 年度)	36 地区 (令和 12 年度)	危機管理課

地区防災計画の作成促進		【 2-3 】
○市民一人ひとりの防災意識を高め、災害から命を守るために適切な行動をと ることができるよう、現在は、地区防災マップの作成を進めており、今後 は、そのマップを活用し、さらに地区防災計画の策定を推進していく。		危機管理課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
地区防災計画の策定	策定推進 (令和 7 年度)	取組推進 (令和 12 年度)	危機管理課

企業防災の促進		【 2-3 2-4 】
○出前講座を引き続き地域に密着した形で実施する。		危機管理課
○自衛消防組織は消防法に基づき、ある一定規模以上の対象物及び危険物施設等に設置されるものであるが、それ以外の各事業所においても、実質的で機能的な自主防災組織の構築が望ましいため、避難訓練・査察等の機会を捉えながら自発的な組織づくりにつながるよう各事業所に取組を促す。		消防本部予防課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
事業所自主防災組織の構築	取組推進 (令和7年度)	取組推進 (令和12年度)	笠岡地区消防組合
地域密着型訓練(出前講座)の参加者数	10,763人 (令和7年度)	15,000人 (令和12年度)	危機管理課

(要配慮者対策)

◎要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等		【 1-4 1-5 】
○水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練実施の徹底を図る。		危機管理課
○対象の小・中学校(14校)における、水害・土砂災害を想定した「避難確保計画」、避難確保資器材等一覧の作成や避難訓練実施の促進を図る。		学校教育課
○洪水浸水想定区域に1箇所、土砂災害警戒区域に3箇所のこども園等が存在することから、これらの保育所における「避難確保計画」の点検・実施を図るとともに、公立・私立保育所が行う避難訓練実施内容を確認する。		こども育成課
○県担当課、市危機管理課と連携し、対象事業所に対して避難確保計画の作成を促進する。また、実地指導時に避難訓練実施確認と併せ、対象事業所については避難確保計画作成状況の確認を行う。		長寿支援課

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
要配慮者利用施設における避難確保計画の策定促進	取組推進 (令和7年度)	取組推進 (令和12年度)	教育総務課 こども育成課 長寿支援課

(帰宅困難者対策)

一斉帰宅の抑制		【 2-4 】
○大規模災害時における駅前滞留者による混乱の抑制に向けて各事業者に対し、従業員を社内等にとどめるよう周知を行うように努める。		危機管理課

(文化財の保護)

文化財等の防災体制の充実	【 8-4 】
<ul style="list-style-type: none">○文化財の点検と現状把握を継続的に行い，自然災害・人為災害のリスクを評価し，問題点がある場合は所有者と協議の上で対策をとる。また，必要に応じて，文化財の保存修理を実施する。○文化財の所有者に対し，防災に関する注意喚起を随時行う。また，文化財の防災に有益な情報があれば提供して意識の向上を図る。○県文化財課，岡山県立記録資料館，岡山史料ネット等関係機関との連携を維持し，災害発生時にスムーズな対応ができるよう態勢を整える。○文化財の悉皆調査及び詳細調査を継続し，リスト化，記録保存を進める。	生涯学習課

(10) 老朽化対策

(公共施設の老朽化対策)	
市管理施設に関する公共施設等総合管理計画の策定等	【 1-1 3-2 】
<p>○公共施設については、老朽化や耐震性などの面で課題があり、緊急性の高い施設を優先に、笠岡市公共施設等総合管理計画に基づき更新や大規模修繕と併せて施設の集約化、複合化を進め、ハコモノ施設の総量縮減に努めていく。</p>	公有財産管理課
社会教育施設の長寿命化	
	【 1-1 3-2 8-4 】
<p>○社会教育施設の老朽化について、今後、緊急的に改修等が必要なものについては、利用者の安全を確保するため、早急に対応しつつ、各施設における個別施設計画を策定し、建物の劣化状況を把握して改修等の優先順位をつけ、計画的に長寿命化を図る。ただし、劣化状況により改修等に多額のコストが想定される施設については、施設の廃止や集約化等を含めた対応を検討する。</p> <p>○今後想定される大地震、洪水、土砂災害など大規模自然災害時に各施設で考えられるリスクをそれぞれに評価・把握し、そのリスクに応じた対策を講じる。</p> <p>○災害が生じた場合、博物館や図書館等に保存されている学術的・文化的価値の高い資料等の被害を最小限にとどめるため、既存資料等の整理・リストアップや展示方法・収蔵方法等をソフト・ハード両面で検討し、環境整備を図る。</p>	生涯学習課
学校教育施設の長寿命化	
	【 1-1 】
<p>○学校として利用しなくなった校舎等施設を引き続き避難所として指定する場合には、地元や関係課も含めて協議を進める。また、学校教育施設における個別施設ごとの長寿命化計画については今年度実施しているところであり、今後は当該結果を踏まえ優先度も考慮しつつ、長寿命化に向けた整備を年次的に行うことで、安全で安心な教育施設の運営を図る。</p>	教育総務課
市営住宅の老朽化対策	
	【 1-1 】
<p>○「笠岡市公営住宅等長寿命化計画」の見直しを図る中で、老朽化が進行し、耐用年数が経過している団地の年次的な解体・除却を図る。</p> <p>○老朽化した住宅の除却等により管理戸数の削減に努めるが、建て替え計画とのバランスを見て供給戸数の適正化を図る。</p>	都市計画課

し尿処理施設の機能確保 [再掲]		【 2-6 2-7 6-3 】
<p>○老朽化への対応として、長寿命化計画を策定し、長寿命化をすることで本施設の機能停止リスクの軽減を図る。なお、立地については、施設更新時に災害リスクも考慮した建設地の選定が必要となる。</p> <p>○施設が機能停止となった場合、被害の少なかった近隣市町のし尿処理場、終末処理場でのし尿の受入れについて、協力体制の構築について検討を進める。</p>	岡山県西部衛生施設組合	

広域火葬体制の整備 [再掲]		【 2-7 】
<p>○災害時においても円滑に対応できるよう、火葬数の上限を想定するなど、運営、運用に係る対応を検討するとともに、近隣市町の斎場との連携を模索する。</p>	岡山県西部衛生施設組合	

(公共土木・農林水産施設の長寿命化)

公共土木・農林水産施設の長寿命化計画の策定等		【 1-4 1-5 5-3 6-4 6-5 7-2 7-4 8-3 】
<p>○今後急速に老朽化する公共土木・農林水産施設について、維持管理や更新に要するトータルコストの縮減と予算の平準化、さらには施設の有効活用を図るため、長寿命化計画を策定し、戦略的な維持管理等を推進する。</p>	農政水産課	

(公共土木・農林水産施設の個別対策)

◎橋梁、道路の長寿命化対策		【 6-4 】
<p>○橋梁点検を5年に1回の頻度で点検を行う（法点検）。</p> <p>○橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修、点検を行う。</p> <p>○道路空洞調査及び路面点検を随時行う。</p> <p>○道路長寿命化修繕計画に基づく補修、点検を行う。</p>	建設事業課	

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
橋梁点検[橋梁長寿命化計画]	点検中 (令和7年度)	点検推進 (令和12年度)	建設事業課
修繕橋梁数(累計)	82橋 (令和7年度)	96橋 (令和12年度)	建設事業課
路面下空洞調査[道路長寿命化計画]	調査中 (令和7年度)	調査推進 (令和12年度)	建設事業課

◎海岸保全施設の整備推進・適正な維持管理 [再掲]

【 1-3 1-4 6-5 7-2 8-3 】

○未整備区間については、引き続き重点的に整備を行う。 ○海岸長寿命化計画に基づき、海岸保全施設の機能確保に努める。	建設事業課
--	-------

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
漁港海岸保全施設整備 [笠岡市地域防災計画]	99% (令和7年度)	100% (令和11年度)	建設事業課
港湾海岸保全施設長寿命化整備 [港湾海岸長寿命化計画]	整備中 (令和7年度)	整備推進 (令和12年度)	建設事業課
漁港海岸保全施設長寿命課整備 [漁港海岸長寿命化計画]	整備中 (令和7年度)	整備推進 (令和12年度)	建設事業課

下水道施設の老朽化対策

【 6-3 】

○令和6年度に下水道施設の長寿命化対策計画(第2期)の見直しを実施しており、PDCAサイクルを回しながら、予防保全型の老朽化対策を推進していく。	上下水道工務課
--	---------

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
長寿命化対策施設数	2施設 (令和6年度)	3施設 (令和11年度)	上下水道工務課
第3期下水道ストックマネジメント計画策定進捗率	0% (令和7年度)	100% (令和11年度)	上下水道工務課
下水道管渠の点検調査(年間実施延長)	2km/年 (令和7年度)	2km/年 (令和11年度)	上下水道工務課

漁業集落排水施設の老朽化対策

【 6-3 】

○既存施設の適正化へ向けた効率化について検討を行う。	上下水道工務課
----------------------------	---------

基幹農業水利施設の老朽化対策

【 6-2 6-5 7-4 】

○基幹農業水利施設の機能保全計画を策定し、計画的に長寿命化対策を推進する。 ○ため池については、平成24・25年度にて市が約300箇所の点検・診断を実施しており、老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について防災重点ため池を中心に計画的に改修や点検を推進する。また、老朽化している排水機場の機能診断を実施し、施設の長寿命化や改修を進める。	農政水産課
---	-------

◎漁港施設等の整備・適正な維持管理 [再掲]

【 2-2 2-5 5-3 6-4 】

<p>○市管理漁港の係留施設等の適正な維持管理を推進する。</p> <p>○災害時等において早急に復旧事業が行えるよう、関係機関との連携体制の確立に努める。</p>	<p>建設管理課</p>
<p>○機能保全計画策定書に基づき、引き続き各漁港施設の機能確保に努める。</p> <p>○漁港施設の改良及び新設については、利便性の向上は基より、災害を未然に防ぐ施設を整備する。</p>	<p>建設事業課</p>

■ 重要業績指標 (KPI)

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
<p>漁港施設長寿命化整備 [漁港施設機能保全計画]</p>	<p>整備中 (令和 7 年度)</p>	<p>整備推進 (令和 12 年度)</p>	<p>建設事業課</p>

4-2 推進方針に基づく事業

計画の実効性を確保するため、一定の具体性を持たせることが重要と考えられる推進方針に基づき実施する具体的事業（個別事業）については、必要に応じて見直しを行うため、「別冊」で整理することとする。

4-3 施策の重点化

「2-4 強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、限られた資源を有効に活用し、ハード・ソフトを適切な組み合わせで効率的かつ効果的に市域の強靱化を推進するため、基本計画及び県強靱化地域計画との調和を保ちつつ、本市が直面する大規模自然災害のリスクを回避する上での影響の大きさや緊急度などの視点を総合的に勘案し、下表のとおり各施策分野の重点化施策を定める。

■ 施策分野別の重点化施策

施策分野	施策
行政機能／消防	消防活動拠点の耐災害性強化及び機能強化並びに消防庁舎の整備
	消防の情報通信施設の強化
	情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備
	ハザードマップの作成・活用
住宅・都市／情報通信	住宅・民間建築物の耐震化
	緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化
	多様な災害情報入手環境の構築
	情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備 [再掲]
	水道施設の耐震化の促進
保健医療・福祉	避難行動要支援者対策の推進
農林水産	漁港施設等の整備・適正な維持管理
国土保全・土地利用	海岸保全施設の整備推進・適正な維持管理
リスクコミュニケーション	自主防災組織の充実
	要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等
老朽化対策	橋梁、道路の長寿命化対策
	海岸保全施設の整備推進・適正な維持管理 [再掲]
	漁港施設等の整備・適正な維持管理 [再掲]

第5章 計画の推進と進捗管理

5-1 計画の推進体制

本計画の推進については、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備するとともに、市をはじめ、国、県、民間事業者、NPO団体、市民等の叡智を結集し、本市の総力をあげた体制で、各々が単独又は連携して取り組むものとする。

また、市域を超えた広域での地域計画の策定が課題になると考えられることから、これを念頭に置いて連携を図るものとする。

5-2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、毎年度、施策分野別及びそれぞれのリスクシナリオごとの施策の取組状況及び指標の現状を把握し、今後の効果的な施策推進につなげるものとする。

5-3 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化、国及び県の強靱化施策の取組状況や本市の総合計画の見直しなどを考慮しつつ、適宜、見直しを行う。

なお、本計画は、他の分野別計画における本市の国土強靱化に関する指針として位置づけているものであることから、地域防災計画をはじめ各分野別計画の見直しの際には、本計画との整合を図るものとする。

別記：起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	施策分野
<p>○庁舎等の耐震化等</p> <p>平成 25 年度に本庁舎及び分庁舎第 1 の耐震診断を実施した。耐震診断の結果、両庁舎ともに耐震性能が基準を満たしていなかったため、平成 28・29 年度に分庁舎第 1 の耐震化工事を行っている。</p> <p>しかし、本庁舎については、いまだ耐震化が行われておらず、耐震性能がなく、大規模地震が起こった際に、利用者や職員に危険が及ぶおそれがある。また、災害発生時において、対策本部が設置される場所となっているため、迅速かつ的確な災害対応を行うためにも庁舎建て替えの具体的な検討を行う必要がある。</p>	<p>行政機能／ 消防</p>
<p>○市立保育施設の耐震化等</p> <p>大部分の施設は昭和 40 年代から 50 年代に整備されたもので、老朽化が進んでいるため、耐震化に加え、施設の長寿命化のための改修が必要である。また、保育ニーズの変化、少子化等を踏まえた適正な規模と配置を検討の上、施設の計画的な再編整備を図る必要がある。</p>	<p>保健医療・ 福祉</p>
<p>○住宅・民間建築物の耐震化</p> <p>「笠岡市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及啓発を行い、建築物耐震診断等事業費補助金及び木造住宅耐震改修事業費補助金により、住宅・建築物の耐震化を促進しているが、令和 6 年度末時点で住宅の耐震化率は 82.0%、多数の者が利用する建築物の耐震化率は災害復旧活動の拠点等の施設が 50%、その他が 90.7%となっている。市民の地震に対する危機感や耐震化の重要性の認識が低く、問い合わせや補助実績件数が少ないため、実績を増やす必要がある。</p>	<p>住宅・都市 ／情報通信</p>
<p>○市民病院の耐震化</p> <p>笠岡市立市民病院の耐震診断の状況は、次のとおりであり、耐震化には建て替えが必要となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A 棟・B 棟・C 棟：撤去又は倒壊防止の措置を講じる必要がある。 ・本館：撤去又は改築を視野に入れた総合的な検討が必要。 ・南棟：耐震性あり。 <p>令和 5 年 7 月に「笠岡市新病院基本計画」を策定、令和 6 年 11 月に変更したが、令和 7 年 7 月に新病院建設後の収支計画シミュレーションを医業経営の専門家に委託し検証した結果から、持続可能な病院経営を行うために病院規模の再検討が必要であるとの判断に至った。関係者との協議・調整を行う検討会議（仮称）を立ち上げ、早期に市民病院の役割と方向性を取りまとめる。</p>	<p>保健医療・ 福祉</p>
<p>○社会福祉施設等の耐震化等</p> <p>社会福祉施設等の耐震化を推進するため、県が実施する耐震化状況調査への協力及び県補助金について周知を行っている。</p> <p>恵風荘については、平成 8 年 5 月に建て替えられた鉄筋コンクリート造り平屋建てであり、24 年が経過し徐々に老朽化している。定期的な点検及び適正な維持管理を行っていくが、さらに、年数の経過とともに老朽化が進み、大規模な補修が必要とな</p>	<p>保健医療・ 福祉</p>

脆弱性評価	施策分野
<p>れば建て直し等を検討しなければならない。</p> <p>○消防活動拠点の耐災害性強化及び機能強化並びに消防庁舎の整備 消防庁舎は、耐震化は完了しているものの老朽化が著しく、業務拡大による職員数の増加など消防需要の変化に伴い狭あいが進み、現在の近代化された消防署としての機能の充実が困難となっており、災害活動拠点施設としての規模や機能を有していない。そのため、消防機能を強化することに加えて、署所の統廃合を含めた、耐災害性強化が図られた災害活動拠点施設としての消防庁舎への建て替えが必要である。</p>	行政機能／ 消防
<p>○消防団機庫の耐震化・機能強化 計画的な消防機庫の建設を行い、令和6年5月末時点で、全15分団37部の消防団機庫のうち、35部は新耐震基準を満たしており、残る2部についても統廃合等を考慮するなどして整備計画を進めている。また、ホース乾燥塔のない3部についても機能の強化が必要である。</p>	行政機能／ 消防
<p>○防災や減災に留意した都市づくりの推進 災害に対して、市民が安全・安心に暮らすことができる都市環境の構築を図り、都市防災に配慮した都市づくりを進める必要がある。また、本市の地形的な要因から沿岸部や山裾に市街地が形成されているため、浸水や土砂災害などの災害リスクに対応した都市づくりを進める必要がある。さらに、土砂災害、水害などの命に関わる危険性が高い地区等は、防災・減災対策を進める必要がある。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○屋外看板等の落下防止やブロック塀の安全対策等の推進 「笠岡市耐震改修促進計画」に基づき、定期調査報告等を活用し、窓ガラスや屋外看板等及び特定天井の状況把握に努め、改善が必要なものに対し、改善指導を行っている。</p> <p>また、ブロック塀については、リーフレット等で倒壊の危険性や補強方法等の普及啓発を図っており、建築物の新築や増築等の際に、危険はブロック塀について改善を図るよう指導を行っているが、いまだ把握できていない多くの危険なブロック塀があると考えられるため、把握していく必要がある。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○空き家対策の推進 本市の空き家率は23.5%（令和5年住宅・土地統計調査）となっており、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家等を特定空き家等に認定し、そのような建物を対象に除却事業補助制度を設けている。こうした中、除却工事費が上昇傾向にあり、個人負担が多額となるため除却意思が薄れ、結果的に除却が進まない案件も少なくない。少しでも危険空き家の除却が進み、地域住民の生活環境の保全が図れるよう、補助事業の拡充を図ることが必要である。</p>	住宅・都市 ／情報通信

脆弱性評価	施策分野
<p>○無電柱化及び道路法面等の防災対策 地震や強風により電柱等が倒壊し、緊急輸送道路など災害時に活用する道路を確保するため、電線類の地中化による無電柱化等の防災対策を進め、都市の防災機能の向上を進める必要がある。</p> <p>○学校での災害リスクを考慮した避難訓練の実施 平成30年7月に発生した西日本豪雨では、本市でも甚大な被害に見舞われた。いつ、どこで発生するか分からない自然災害に対する防災意識の向上と、より一層の防災教育の推進が求められる。 各学校においては、年度当初に危機管理マニュアルを作成し、年度末に教育課程の見直しを行っており、少なくとも各学期に1回の避難訓練や、幼稚園・小学校においては引き渡し訓練を実施し、家庭との連携を図っている。しかし、いずれも専門的な助言を受ける機会が少なく、子どもたちの危機意識も高まりにくく、形式的・表面的な避難訓練になりがちである。また、地区によっては幼稚園や福祉施設と連携した避難訓練の充実を図る必要がある。</p> <p>○実践的な防災教育の推進 令和3年1月に洪水、津波、土砂災害のハザードマップを笠岡市総合ハザードマップとして作成し、全戸配布をしているほか、総合ハザードマップ内に県が公表している液状化危険度分布を掲載している。 しかしながら、ハザードマップの認知度や理解度については依然として高くない状況であるため、引き続き災害リスク等についての普及・啓発を推進していく必要がある。 また、市民や自主防災組織に対して出前講座を実施しており、地元に着した形で講座や講演等を実施している。また、防災士の資格取得補助を実施しており、地域の防災リーダーの育成に取り組んでいる。しかしながら、自主防災組織や防災士の高齢化などによりリーダーの担い手が不足している地域もあるため、若年層のリーダー育成や女性リーダーの育成を推進していく必要がある。</p>	<p>交通・物流</p> <p>リスクコミュニケーション</p> <p>リスクコミュニケーション</p>
<p>○市管理施設に関する公共施設等総合管理計画の策定等 市内の公共施設の多くが老朽化し、建て替えや耐震化等が一時期に集中してしまう可能性があることから、計画的に整備を進めていくため、平成28年6月に「笠岡市公共施設等総合管理計画」を策定した。 今後は、老朽化した公共施設の予防保全による長寿命化や住民サービスを低下させることなく施設の統廃合や機能の複合化を行い、次世代に過度な負担がかからないよう順次、公共施設の適正化を図り、ハコモノ施設の総量縮減を行っていく必要がある。</p>	<p>老朽化対策</p>
<p>○学校教育施設の長寿命化 学校教育施設（小中学校）の耐震化については、令和元年度末において、木造2棟を除き非木造75棟は全て実施済みであるが、今後は、将来的に学校として利用する校舎等施設を優先、重点的に長寿命化に向けて整備していく予定である。 なお、全国的に少子高齢化が進む中、本市においては「笠岡市立小・中学校の学校規模適正化計画書」（平成26年作成・令和2年一部改訂・令和7年度一部改定）を策定し、令和7年度以降の学校再編、統廃合を計画するとともに、「笠岡市小中一貫教育推進計画」（令和2年作成・令和7年度一部改定）を策定し、学校として利用しなくなった校舎等施設の管理や今後の利用方法については未定である。</p>	<p>老朽化対策</p>

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	施策分野
<p>○消防力の充実・強化</p> <p>複雑多様化する災害に対応するため、消防施設をはじめ、緊急車両・資機材の計画的な更新が必要となっている。</p> <p>また、はしご車等の大型車両や高機能消防指令システムの適切な維持管理や更新も必要である。あわせて、職員には、より専門的な大規模災害対応能力を向上させる必要がある。</p>	行政機能／ 消防
<p>○消防広域応援体制の整備推進</p> <p>大規模災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、県内市町村、隣接する福山市と相互応援協定、広域応援協定等を締結し、人的、物的支援について広域応援体制を構築している。さらに、緊急消防援助隊助隊の応援要請を必要とする大規模災害が発生した場合における受援体制を定めた「笠岡地区消防組合緊急消防援助隊受援計画」を策定し、緊急勝負援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図っている。</p> <p>引き続き広域的な応援が迅速に行われるよう、総合防災訓練等への参加を通じて連携体制の強化を図るとともに、被害が急激に拡大するおそれのある市街地における緊急消防援助隊の活動を円滑に進めるため、受入体制の構築に努めていく必要がある。</p>	行政機能／ 消防
<p>○消防水利の長寿命化</p> <p>本市には、1,235基の公設消火栓と91基の公設防火水槽が設置（令和7年度末）されており、消火栓は各署所において定期的に点検を実施し、防火水槽は毎年5月に水槽機能の確認と周辺の整備を実施している。</p> <p>今後は、本市の市街地・準市街地住宅密集地における耐震性貯水槽の設置も推進していく。</p>	行政機能／ 消防
<p>○消防団活動力の強化</p> <p>消防団は、地域に密着して市民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、若い世代の消防団員の加入促進に向けた取組を実施している。引き続き、若者や女性の入団を促進するとともに、消防団の活動に対して地域や事業所側からの理解・協力が得られるよう、自主防災組織等の関係機関との連携が必要とされる。</p> <p>また、大規模災害時の現場活動において、消防団員の活動力の強化と安全確保のため、個人装備の整備を今後も継続して充実させていく必要がある。さらに、消防車両等を更新する場合には、地域状況に即した性能・機能強化を図る必要がある。</p>	行政機能／ 消防
<p>○住宅用火災警報器等の設置及び維持管理の推進</p> <p>住宅用火災警報器は、消防法等の改正により全ての住宅の就寝する部屋等に設置することが義務づけられ、本市でも各種イベント等での広報活動による設置及び維持管理の推進をしている。広報活動により設置率は73%まで上昇しているが、依然として設置率は低い状況である。火災の発見が遅れると人命危険が増大することから、更なる設置率の向上が求められるため、引き続き住宅用火災警報器の設置及び維持管理を推進する必要がある。</p> <p>また、住宅での火災の発生を抑止するため、家庭用消火器、感震ブレーカー等の火災予防器具の設置を防火講話等で推奨する必要がある。</p>	行政機能／ 消防

脆弱性評価	施策分野
<p>○消防法令違反の建物に対する是正推進</p> <p>重大な消防法令違反（自動火災報知設備，屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の未設置）のある不特定多数が集まる施設（飲食店，物品販売店，ホテル，病院及び社会福祉施設等）は，是正により現在確認されていないが，未届出の増築等により新たに重大な消防法令違反となる施設が存在しているおそれがある。また，上記施設以外の施設（工場，倉庫等）には，重大な消防法令違反が存在しているのので是正を推進する必要がある。</p>	行政機能／消防
<p>○不特定多数が利用する施設への消防用設備等の適正な設置促進</p> <p>不特定多数が集まる施設の重大な消防法令違反に対しては，場所，建物名称，違反内容を消防組合ホームページに公表し，危険な建物として市民へ情報提供をしている。また，行政指導に従わない場合には，早期に違反処理を実施している。</p> <p>重大な消防法令違反（自動火災報知設備，屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の未設置）のある不特定多数が集まる施設（飲食店，物品販売店，ホテル，病院及び社会福祉施設等）は，是正により現在確認されていないが，未届出の増築等により新たに重大な消防法令違反となる施設が存在しているおそれがあるため，定期的な査察を通じて現状を把握し，指導を行う必要がある。</p>	行政機能／消防
<p>○防災や減災に留意した都市づくりの推進 [再掲]</p> <p>災害に対して，市民が安全・安心に暮らすことができる都市環境の構築を図り，都市防災に配慮した都市づくりを進める必要がある。また，本市の地形的な要因から沿岸部や山裾に市街地が形成されているため，浸水や土砂災害などの災害リスクに対応した都市づくりを進める必要がある。さらに，土砂災害，水害などの命に関わる危険性が高い地区等は，防災・減災対策を進める必要がある。</p>	住宅・都市／情報通信
<p>○延焼遮断のための緑地等の確保，公園施設の維持管理</p> <p>本市の公園・緑地における防災への取組は限定的であり，有事の際には公園以外の公共施設が避難所として位置づけられている。</p> <p>また，大人数が同時に使用できる大型公園は限定されており，多くは郊外に整備されているため，郊外における公園としての防災整備が求められる。</p>	住宅・都市／情報通信
<p>○防火地域等の指定</p> <p>本市では，建築物の防火対策として建築基準法第 22 条区域を指定（島しょ部を除く。）しており，屋根の構造などを規制しているが，市街地における延焼防止のさらなる建物の防火性能等の向上を図るため，建築物が密集し災害により多くの被害を生じるおそれのある地域においては，防火地域及び準防火地域の指定を行うかどうかの検討を行う必要がある。</p>	住宅・都市／情報通信
<p>○自主防災組織の充実</p> <p>地域住民の防災意識を高めるため，関係機関と連携を図りながら各種講演会や出前講座等の場などを活用して防災意識の啓発を図っている。また，避難訓練等を支援するため，訓練用資機材を要望調査を実施し，配布している。さらに，地域防災リーダーの人材育成のため，防災士の取得支援を進めるとともに，各地域の町内会・自主防災組織，防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら，自主防災組織リーダー研修会等の参加を求めている。</p> <p>一方で，本市の自主防災組織の結成率は，113 組織で 98.4%となっており，今後も自主防災組織の結成を推進していくとともに，防災意識の向上，地域防災リーダーの育成を推進していく必要がある。</p>	リスクコミュニケーション

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

脆弱性評価	施策分野
<p>○津波避難看板・避難場所等の整備</p> <p>令和元年度から指定避難所の周知を図るために、災害種別を記載した避難所看板の整備を開始している。また、市内約 280 箇所の電柱等に海拔表示シートを設置しているほか、津波からの緊急避難場所を確保するため、民間企業 4 社と協定を締結し、笠岡市地域防災計画に緊急避難場所（津波避難ビル）を定めており、引き続き、津波ハザードマップにより浸水が想定される地域住民、事業所等に対し、浸水区域に関する情報や指定緊急避難場所の周知を図っていく必要がある。</p>	行政機能／消防
<p>○南海トラフ地震を想定した実践的な訓練の実施</p> <p>例年津波の日に併せて笠岡市防災訓練を実施している。今後もより実践的な災害情報の伝達、避難行動の訓練を実施していく必要がある。</p> <p>笠岡地区消防組合においては、大規模災害発生時に、自治体（岡山県・笠岡市）、警察・自衛隊等の防災関係機関及び自主防災組織等が相互の連携及び災害対応能力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、笠岡市防災訓練に参加している。</p>	行政機能／消防
<p>○避難行動要支援者対策の推進</p> <p>平成 28 年度よりシステムを導入し、避難行動要支援者名簿を整理しており、月ごとに住民基本台帳及び障害者手帳等のデータを更新している。その中で情報提供に同意いただいた避難行動要支援者については年ごとに名簿をとりまとめ、自主防災組織や消防署、消防団、警察署、社会福祉協議会、民生委員へ情報提供しているが名簿の活用方法については十分に検討できていない状態となっている。</p> <p>現在、令和元年度の災害時要支援者名簿を基に、8 地区で笠岡市災害時避難行動要支援者個別支援計画を策定しているが、今後は策定地区を拡げていく必要がある。</p> <p>また、個人の支援状態や新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた個別支援計画の作成、情報提供に同意をいただけない避難行動要支援者に対する支援が課題となっている。</p>	保健医療・福祉
<p>○海岸保全施設の整備推進・適正な維持管理</p> <p>平成 16 年台風第 16 号の被害状況や南海トラフ地震の被害想定を踏まえた「岡山沿岸海岸保全基本計画」を踏まえ、国や県等と相互に連携して各施設の整備に関する情報等を正確に把握、共有し、人命保護の観点から海岸保全施設の整備を推進していく必要がある。</p> <p>防潮水門・排水機場については、平成 16 年 8 月の台風 16 号により発生した高潮による被害を受け、市が管理する港湾海岸や漁港海岸について高潮対策事業を実施しており、今後も着実な対策実施が必要である。また、老朽化が進む施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るために、定期的に施設の点検及び機能診断が必要である。</p>	国土保全・土地利用 老朽化対策
<p>○自主防災組織の充実〔再掲〕</p> <p>地域住民の防災意識を高めるため、関係機関と連携を図りながら各種講演会や出前講座等の場などを活用して防災意識の啓発を図っている。また、避難訓練等を支援するため、訓練用資機材を要望調査を実施し、配布している。さらに、地域防災リーダーの人材育成のため、防災士の取得支援を進めるとともに、各地域の町内会・自主防災組織、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、自主防災組織リーダー研修会等の参加を求めている。</p> <p>一方で、本市の自主防災組織の結成率は、113 組織で 98.4% となっており、今後も自主防災組織の結成を推進していくとともに、防災意識の向上、地域防災リーダーの育</p>	リスクコミュニケーション

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

脆弱性評価	施策分野
<p>○ハザードマップの作成・活用</p> <p>令和3年1月に、平成22年度に作成した洪水ハザードマップの更新を実施し、全戸配布をした。しかしながら、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を記載したハザードマップの作成は行っていない。このため、土砂災害警戒区域を記載し、さらに河川に係る浸水想定区域はL1（計画規模）だけでなく、L2（想定最大規模）での掲載、平成30年7月豪雨での浸水区域等を内水氾濫危険区域として掲載するなど総合ハザードマップを作成するとともに、平成26年に作成した津波ハザードマップも統合し、ハザードマップを1冊にした。</p> <p>一方で、ハザードマップの認知度や理解度についてあまり高くない状況であることが課題である。</p>	行政機能／ 消防
<p>○避難情報等の発令基準の見直し</p> <p>市から市民等へ避難勧告等を迅速、的確に伝達するため、「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」を策定しているが、平成30年7月豪雨での教訓や平成30年度末に公表された国の「避難勧告等に関するガイドライン」の内容を踏まえた改訂が必要である。</p> <p>また、本市の地域特性を踏まえ、発令エリア等の検討も併せて行う必要がある。</p>	行政機能／ 消防
<p>○水防体制の充実・強化</p> <p>豪雨災害が多発する一方で水防団員（消防団員）の減少等により、地域の水防力の弱体化が進んでいる。そのため、自主防災組織・自治会等が水防協力団体として、水防訓練や防災知識の普及啓発活動を行うなど、水防体制の充実・強化を図る必要がある。</p>	行政機能／ 消防
<p>○タイムラインの考え方を取り入れた防災業務</p> <p>本市では台風接近時に簡易なタイムラインは作成しているものの、関係部署や関係機関等の行動を含めたタイムラインは作成していない。そのため、各防災関係機関が連携し、迅速で的確な対応が行えるよう、いつ、誰が、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進する必要がある。</p>	行政機能／ 消防
<p>○下水道による内水排除の促進</p> <p>近年の気候変動の影響により、全国的に局所的な集中豪雨が増加している状況があるため、気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策について、検討していく必要がある。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕</p> <p>平成28年度よりシステムを導入し、避難行動要支援者名簿を整理しており、月ごとに住民基本台帳及び障害者手帳等のデータを更新している。その中で情報提供に同意いただいた避難行動要支援者については年ごとに名簿をとりまとめ、自主防災組織や消防署、消防団、警察署、社会福祉協議会、民生委員へ情報提供しているが名簿の活用方法については十分に検討できていない状態となっている。</p> <p>現在、令和元年度の災害時要支援者名簿を基に、8地区で笠岡市災害時避難行動要支援者個別支援計画を策定しているが、今後は策定地区を拡げていく必要がある。</p> <p>また、個人の支援状態や新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた個別支援計画の作成、情報提供に同意をいただいていない避難行動要支援者に対する支援が課題となっている。</p>	保健医療・ 福祉

脆弱性評価	施策分野
<p>○要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等</p> <p>平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校、医療、福祉施設等の要配慮者利用施設に義務づけられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を、関係課と連携して施設管理者等へ周知しているが、いまだ不十分であるため、引き続き、未作成の施設に対しては助言等の支援を行い、避難経路や避難先について、より具体的で実効性のある計画の作成を促進する必要がある。</p> <p>令和 6 年度末現在 浸水想定区域内の要配慮者利用施設 5 施設 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 38 施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の公立学校においては、危機管理マニュアルを市教育委員会と消防署へ提出をしているが、その危機管理マニュアルは火災や地震に対しての具体的な避難計画はあるものの、水害や土砂災害に対するリスク管理の側面からは、情報が少ないのが現状である。 ・市内全ての公立保育所においては、毎月 1 回避難訓練を行っている。しかし、洪水浸水想定区域に 1 箇所、土砂災害警戒区域に 3 箇所の保育所が存在することから、避難確保計画を早急に作成し、職員間のみならず、保護者ともリスク管理を共有する必要がある。 <p>洪水浸水想定区域→みのり認定こども園 土砂災害警戒区域→あやめの杜認定こども園、まやこども園（私立）、富岡保育園（私立）</p>	<p>リスクコミュニケーション</p>
<p>○農業生産基盤の整備推進</p> <p>新規就農者による担い手の確保や、一部地域でのほ場整備による農地の集約化は進みつつある。しかし、依然として農業者の減少に伴う耕作放棄地の増加は加速化しており、小規模・不整形な農地の集約化や農業機械を利用した営農を行うための整備は必要とされている。</p> <p>なお、現在、地域の共同活動による地域資源の維持は、多面的機能支払交付金（10 組織）及び中山間地域等直接支払制度（6 組織）によって実施されているところである。今後も活動の継続や新たな地域での実施を促進するため、取組組織との連携を密にするとともに、広く制度を周知していく必要がある。</p> <p>また、近年の気象状況の変化により、水害による被害が大規模化していることから、被害を最小限にするため、国・県・市が造成した揚排水機場の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な機能保全対策を推進していく必要がある。</p> <p>さらに、防災面からも重要であることから、頭首工、用水路、パイプライン、ほ場等の農業生産基盤の適正な整備を計画的に実施していく必要がある。</p>	<p>農林水産</p>
<p>○河川管理施設の整備推進</p> <p>本市には、市が管理する準用河川が 1 河川（延長 1.25km）及び普通河川が 174 河川ある。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発していることから、気象変動の影響への適応という観点も加えて、計画的な改修を促進していく必要がある。</p> <p>また、市管理河川については土砂浚渫や河道掘削等による維持管理を推進する必要がある。</p> <p>あわせて、排水路の計画的な改修促進及び維持管理の強化も急務となっている。</p>	<p>国土保全・土地利用</p>
<p>○海岸保全施設の整備推進・適正な維持管理〔再掲〕</p> <p>平成 16 年台風第 16 号の被害状況や南海トラフ地震の被害想定を踏まえた「岡山沿岸海岸保全基本計画」を踏まえ、国や県等と相互に連携して各施設の整備に関する情報等を正確に把握、共有し、人命保護の観点から海岸保全施設の整備を推進していく必要がある。</p>	<p>国土保全・土地利用</p> <p>老朽化対策</p>

脆弱性評価	施策分野
<p>防潮水門・排水機場については、平成16年8月の台風16号により発生した高潮による被害を受け、市が管理する港湾海岸や漁港海岸について高潮対策事業を実施しており、今後も着実な対策実施が必要である。また、老朽化が進む施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るために、定期的に施設の点検及び機能診断が必要である。</p> <p>○自主防災組織の充実〔再掲〕</p> <p>地域住民の防災意識を高めるため、関係機関と連携を図りながら各種講演会や出前講座等の場などを活用して防災意識の啓発を図っている。また、避難訓練等を支援するため、訓練用資機材を要望調査を実施し、配布している。さらに、地域防災リーダーの人材育成のため、防災士の取得支援を進めるとともに、各地域の町内会・自主防災組織、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、自主防災組織リーダー研修会等の参加を求めている。</p> <p>一方で、本市の自主防災組織の結成率は、113組織で98.4%となっており、今後も自主防災組織の結成を推進していくとともに、防災意識の向上、地域防災リーダーの育成を推進していく必要がある。</p>	<p>リスクコミュニケーション</p>
<p>○学校での災害リスクを考慮した避難訓練の実施〔再掲〕</p> <p>平成30年7月に発生した西日本豪雨では、本市でも甚大な被害に見舞われた。いつ、どこで発生するか分からない自然災害に対する防災意識の向上と、より一層の防災教育の推進が求められる。</p> <p>各学校においては、年度当初に危機管理マニュアルを作成し、年度末に教育課程の見直しを行っており、少なくとも各学期に1回の避難訓練や、幼稚園・小学校においては引き渡し訓練を実施し、家庭との連携を図っている。しかし、いずれも専門的な助言を受ける機会が少なく、子どもたちの危機意識も高まりにくく、形式的・表面的な避難訓練になりがちである。また、地区によっては幼稚園や福祉施設と連携した避難訓練の充実を図る必要がある。</p>	<p>リスクコミュニケーション</p>
<p>○実践的な防災教育の推進〔再掲〕</p> <p>令和3年1月に洪水、津波、土砂災害のハザードマップを笠岡市総合ハザードマップとして作成し、全戸配布をしているほか、総合ハザードマップ内に県が公表している液状化危険度分布を掲載している。</p> <p>しかしながら、ハザードマップの認知度や理解度については依然として高くない状況であるため、引き続き災害リスク等についての普及・啓発を推進していく必要がある。</p> <p>また、市民や自主防災組織に対して出前講座を実施しており、地元に着した形で講座や講演等を実施している。また、防災士の資格取得補助を実施しており、地域の防災リーダーの育成に取り組んでいる。しかしながら、自主防災組織や防災士の高齢化などによりリーダーの担い手が不足している地域もあるため、若年層のリーダー育成や女性リーダーの育成を推進していく必要がある。</p>	<p>リスクコミュニケーション</p>
<p>○公共土木・農林水産施設の長寿命化計画の策定等</p> <p>今後急速に老朽化する公共土木・農林水産施設について、維持管理や更新に要するトータルコストの縮減と予算の平準化、さらには施設の有効活用を図るため、長寿命化計画を策定し、戦略的な維持管理等を推進する必要がある。</p>	<p>老朽化対策</p>

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	施策分野
<p>○ハザードマップの作成・活用 [再掲]</p> <p>令和3年1月に、平成22年度に作成した洪水ハザードマップの更新を実施し、全戸配布をした。しかしながら、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を記載したハザードマップの作成は行っていない。このため、土砂災害警戒区域を記載し、さらに河川に係る浸水想定区域はL1（計画規模）だけでなく、L2（想定最大規模）での掲載、平成30年7月豪雨での浸水区域等を内水氾濫危険区域として掲載するなど総合ハザードマップを作成するとともに、平成26年に作成した津波ハザードマップも統合し、ハザードマップを1冊にした。</p> <p>一方で、ハザードマップの認知度や理解度についてあまり高くない状況であることが課題である。</p>	<p>行政機能／ 消防</p>
<p>○避難情報等の発令基準の見直し [再掲]</p> <p>市から市民等へ避難勧告等を迅速、的確に伝達するため、「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」を策定しているが、平成30年7月豪雨での教訓や平成30年度末に公表された国の「避難勧告等に関するガイドライン」の内容を踏まえた改訂が必要である。</p> <p>また、本市の地域特性を踏まえ、発令エリア等の検討も併せて行う必要がある。</p>	<p>行政機能／ 消防</p>
<p>○タイムラインの考え方を取り入れた防災業務 [再掲]</p> <p>本市では台風接近時に簡易なタイムラインは作成しているものの、関係部署や関係機関等の行動を含めたタイムラインは作成していない。そのため、各防災関係機関が連携し、迅速で的確な対応が行えるよう、いつ、誰が、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進する必要がある。</p>	<p>行政機能／ 消防</p>
<p>○避難行動要支援者対策の推進 [再掲]</p> <p>平成28年度よりシステムを導入し、避難行動要支援者名簿を整理しており、月ごとに住民基本台帳及び障害者手帳等のデータを更新している。その中で情報提供に同意いただいた避難行動要支援者については年ごとに名簿をとりまとめ、自主防災組織や消防署、消防団、警察署、社会福祉協議会、民生委員へ情報提供しているが名簿の活用方法については十分に検討できていない状態となっている。</p> <p>現在、令和元年度の災害時要支援者名簿を基に、8地区で笠岡市災害時避難行動要支援者個別支援計画を策定しているが、今後は策定地区を拡げていく必要がある。</p> <p>また、個人の支援状態や新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた個別支援計画の作成、情報提供に同意をいただけない避難行動要支援者に対する支援が課題となっている。</p>	<p>保健医療・ 福祉</p>
<p>○森林の多面的機能の保全</p> <p>「笠岡市森林整備計画」を策定し、森林の本来持つ公益的機能の発揮を保持するため適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の造成を推進している。一方で本市の森林の一部は戦後に造成したスギ・ヒノキ人工林で形成されており、災害に弱いとされている。そこで、森林経営管理法及び森林法の改正に基づき、森林環境譲与税を財源とした私有林人工林の整備を行っているが、森林は地権者や所在地の把握が難しく全国的に管理が行き届いていない状況である。</p>	<p>農林水産</p>

脆弱性評価	施策分野
<p>○土砂災害防止施設の整備推進</p> <p>県においては、近年の土砂災害発生や近隣の保全人家の状況、福祉施設や避難所、学校や道路との隣接状況など、緊急性の高い箇所を優先し、計画的に整備を行うこととしており、近年の豪雨等の状況を踏まえ、本市においても、県と密接な連携のもと、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設について、効率的な整備の促進を図る必要がある。</p> <p>○大規模盛土造成地の滑動崩落対策</p> <p>本市では、大規模造成地対象箇所（23箇所）において、現地踏査を実施し、安全性の把握及び優先度の判定を行った。調査の結果、地下水位が高い可能性がある場所があり、早期の第二次スクリーニングが必要な箇所があることが判明した。ただし、第二次スクリーニングを実施する際には地権者等の地元調整や予算の確保等、時間がかかることが想定されるため、実施されるまでの間は経過観察が必要となる。</p> <p>○要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等〔再掲〕</p> <p>平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校、医療、福祉施設等の要配慮者利用施設に義務づけられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を、関係課と連携して施設管理者等へ周知しているが、いまだ不十分であるため、引き続き、未作成の施設に対しては助言等の支援を行い、避難経路や避難先について、より具体的で実効性のある計画の作成を促進する必要がある。</p> <p>令和6年度末現在 浸水想定区域内の要配慮者利用施設 5施設 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 38施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の公立学校においては、危機管理マニュアルを市教育委員会と消防署へ提出をしているが、その危機管理マニュアルは火災や地震に対しての具体的な避難計画はあるものの、水害や土砂災害に対するリスク管理の側面からは、情報が少ないのが現状である。 ・市内全ての公立保育所においては、毎月1回避難訓練を行っている。しかし、洪水浸水想定区域に1箇所、土砂災害警戒区域に3箇所の保育所が存在することから、避難確保計画を早急に作成し、職員間のみならず、保護者ともリスク管理を共有する必要がある。 <p>洪水浸水想定区域→みのり認定こども園 土砂災害警戒区域→あやめの杜認定こども園、まやこども園（私立）、富岡保育園（私立）</p> <p>○自主防災組織の充実〔再掲〕</p> <p>地域住民の防災意識を高めるため、関係機関と連携を図りながら各種講演会や出前講座等の場などを活用して防災意識の啓発を図っている。また、避難訓練等を支援するため、訓練用資機材を要望調査を実施し、配布している。さらに、地域防災リーダーの人材育成のため、防災士の取得支援を進めるとともに、各地域の町内会・自主防災組織、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、自主防災組織リーダー研修会等の参加を求めている。</p> <p>一方で、本市の自主防災組織の結成率は、113組織で98.4%となっており、今後も自主防災組織の結成を推進していくとともに、防災意識の向上、地域防災リーダーの育成を推進していく必要がある。</p>	<p>国土保全・土地利用</p> <p>国土保全・土地利用</p> <p>リスクコミュニケーション</p>

脆弱性評価	施策分野
<p>○学校での災害リスクを考慮した避難訓練の実施 [再掲]</p> <p>平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨では、本市でも甚大な被害に見舞われた。いつ、どこで発生するか分からない自然災害に対する防災意識の向上と、より一層の防災教育の推進が求められる。</p> <p>各学校においては、年度当初に危機管理マニュアルを作成し、年度末に教育課程の見直しを行っており、少なくとも各学期に 1 回の避難訓練や、幼稚園・小学校においては引き渡し訓練を実施し、家庭との連携を図っている。しかし、いずれも専門的な助言を受ける機会が少なく、子どもたちの危機意識も高まりにくく、形式的・表面的な避難訓練になりがちである。また、地区によっては幼稚園や福祉施設と連携した避難訓練の充実を図る必要がある。</p> <p>○実践的な防災教育の推進 [再掲]</p> <p>令和 3 年 1 月に洪水、津波、土砂災害のハザードマップを笠岡市総合ハザードマップとして作成し、全戸配布をしているほか、総合ハザードマップ内に県が公表している液状化危険度分布を掲載している。</p> <p>しかしながら、ハザードマップの認知度や理解度については依然として高くない状況であるため、引き続き災害リスク等についての普及・啓発を推進していく必要がある。</p> <p>また、市民や自主防災組織に対して出前講座を実施しており、地元に着した形で講座や講演等を実施している。また、防災士の資格取得補助を実施しており、地域の防災リーダーの育成に取り組んでいる。しかしながら、自主防災組織や防災士の高齢化などによりリーダーの担い手が不足している地域もあるため、若年層のリーダー育成や女性リーダーの育成を推進していく必要がある。</p> <p>○公共土木・農林水産施設の長寿命化計画の策定等 [再掲]</p> <p>今後急速に老朽化する公共土木・農林水産施設について、維持管理や更新に要するトータルコストの縮減と予算の平準化、さらには施設の有効活用を図るため、長寿命化計画を策定し、戦略的な維持管理等を推進する必要がある。</p>	<p>リスクコミュニケーション</p> <p>リスクコミュニケーション</p> <p>老朽化対策</p>

2 救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等，生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価	施策分野
<p>○公的備蓄による物資の確保</p> <p>災害時の避難者等の対応のため本庁及び市内各拠点において食料，飲料水，毛布等を備蓄している。しかしながら，県が目標設定している備蓄数を達成していない品目があるため，計画的に備蓄を進める必要がある。また，備蓄スペースの不足により分散備蓄を進めているが，根本的な解決になっておらず，依然として備蓄スペースが不足している状態である。</p>	行政機能／ 消防
<p>○市民による備蓄の促進</p> <p>出前講座等で国や県からの救援物資が届くまでの概ね3日間は「自助」の取組として，非常用持ち出し品等の備蓄により，各自で食料，飲料水等を避難所に持参するよう啓発を行っている。また，家庭では概ね1週間分の食料，飲料水を備蓄するよう啓発を行っている。しかしながら，台風等において避難者が避難所へ手ぶらで来られることもしばしばあるため，引き続き，出前講座等において啓発を実施する必要がある。</p>	リスクコミュ ニケーション
<p>○災害時応援協定による物資調達</p> <p>災害発生時における食料等の支援物資の供給・輸送に関する協定は締結済みであるが，食料等以外（間仕切り，段ボールベッド，仮設トイレなど）の避難所生活に必要な物資などを調達するための協定締結を現在進めているところである。</p> <p>今後はその協定を使用し，防災訓練等を通じて連携強化を図っていく必要がある。</p>	行政機能／ 消防
<p>○石油燃料供給の確保</p> <p>平成28年度に岡山県石油商業協同組合と「災害時における燃料等の供給に関する協定」を締結しており，供給方法，輸送方法等の手順のほか，費用負担等の取り決めを行っている。しかし，協定以外の燃料供給については対策を検討できていない状況である。</p>	行政機能／ 消防
<p>○水道施設の耐震化の促進</p> <p>笠岡市水道事業は，給水開始以来給水区域を拡大しながら現在では，98%を超える普及率に達しており，市民生活に欠くことのできないライフラインとなっている。一方，高度経済成長期に整備された多くの施設が，更新時期を迎えることとなるため，今後，これらの施設について改築・更新を行う必要があるが，全ての施設について実施するには莫大な費用と長い期間が必要となり，施設の機能確保が課題となっている。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○応急給水体制の整備</p> <p>災害時の応急給水を行うため，給水用具や装備品について目標備蓄数を設定している。令和6年度末時点で，給水タンク（1000L）13基（目標数：15基），給水ポリ袋（6L）2,000枚（目標数：2,000枚）となっており，引き続き取組を強化・促進する必要がある。</p> <p>また，大規模災害時には，行政のみでは対応が困難なため，自助（市民），共助（地域），公助（行政）が連携し対応する必要がある。</p> <p>さらに，災害時には応急給水作業等に加え，広報，復旧作業等が必要となるため，人員確保等が課題となる。</p>	住宅・都市 ／情報通信

脆弱性評価	施策分野
<p>○相互応援体制等の整備</p> <p>災害時等の危機管理対策として他水道事業者との相互応援協定等の締結や民間事業者との協定締結により備えているが、内容の充実とより効率的な状態で継続する必要がある。</p>	<p>住宅・都市 ／情報通信</p>
<p>○関係機関、民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備</p> <p>本市においては、船舶、航空機及び車両による緊急輸送に関する協定を締結しており、今後、協定の実効性が高まるよう、引き続き関係者との連携を強化する必要がある。</p>	<p>交通・物流</p>
<p>○道の駅への防災機能の付加</p> <p>道の駅「笠岡ベイファーム」は軟弱な干拓地内にあり、南海トラフ等の地震により、液状化する可能性があることから、広大な敷地を有するも、避難地指定除外施設である。しかしながら、そうした立地状況の中でも、大規模災害時には被災者・帰宅困難者の一時避難場所、救援物資及び水等の配給施設として活用できる機能を持っていることから、施設規模や立地条件等の特性、地域防災計画での位置づけ等を踏まえ、国及び県等の関係機関と協議しながら多面的な防災拠点機能の付加を検討していく必要がある。</p>	<p>交通・物流</p>

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

脆弱性評価	施策分野
<p>○被災地における通信手段の確保</p> <p>本市では、被災地における情報収集・伝達体制の整備として指定避難所25箇所にNTTの特設公衆電話回線を設置しており、デジタル防災行政無線においても重要子局42箇所において無線設備による通話が可能となっている。しかしながら、令和元年度にアナログ防災行政無線を廃止したことに伴い、移動系の無線設備がなくなっている。そのため、災害現場や避難所、島しょ部での情報収集・伝達体制の充実のため、災害時に優先的に通信回線が利用可能なMCA無線やIP無線等を導入する必要がある。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備</p> <p>笠岡地区消防組合では、火災、救急、事故など各種災害における119番通報の受信、災害現場の特定、出動隊の編成、指令の伝送等を複合的に行うための「高機能消防指令施設」を平成23年度に整備し、電話回線網のIP化及び車両動態管理装置の4G化に対応すべく令和6年度に消防指令施設、消防救急デジタル無線の部分更新を実施し運用している。高度な専門技術と特殊機器で構成される本施設は、ひとたび機能不全を起こせば地域パニックから二次的災害につながるものが予想されるものの、機器個別の耐用年数及び全面更新に至る期間が比較的短く、維持管理の莫大なコストから適切な時期での全面更新に苦慮している。</p> <p>なお、「高機能消防指令施設」の耐用年数は、総務省消防庁の補助金交付要綱及びメーカー推奨ともに9年とされており、情報伝達の要である「消防・救急デジタル無線」と同様に笠岡地区消防組合では10年としているが、時代の背景から順次付加されてきた「FAX119」「NET119」「多言語通訳」など住民目線を考慮した施設運用の複雑化、NTT固定電話のIP化、新規参入のMVNO対応等を踏まえると、機器にも職員にも負荷がかかっている状況である。</p> <p>市民の生命、身体、財産を守るため、また、近年発生が予想されている大規模災害への対応のためにも、メーカー推奨の耐用年数を踏まえた全面更新を行う必要がある。</p>	行政機能／ 消防 住宅・都市 ／情報通信
<p>○道路管理者が連携した地域交通ネットワークの機能確保</p> <p>大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、応急復旧での応援など、相互に協力して対応する体制を整備する必要がある。また、複数の輸送ルート確保を図るため、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に市道の整備を推進し、代替経路の確保による道路ネットワークを整備する必要がある。</p> <p>なお、中山間地域の交通難所については、県等と協議の上で解消箇所を選定し、効率的な整備に努めているが、いまだ多くの交通難所があり、全ての解消には多大な費用と時間を要するため、農道等の管理者とも連携しながら、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に整備を進める必要がある。</p>	交通・物流
<p>○災害時の道路啓開・復旧体制の確保</p> <p>本市においては、「災害時における応急対策業務の実施に関する協定書」（（一社）岡山県建設業協会笠岡支部）に基づき、避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路について、道路啓開・復旧に必要な人員、資機材等の確保に努めている。</p> <p>協定の実効性が高まるよう、引き続き災害時応援協定締結団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等を確保していく必要がある。</p>	交通・物流

脆弱性評価	施策分野
<p>○港湾施設等の整備・適正な維持管理</p> <p>港湾の機能確保のため、長寿命化計画を策定し維持管理を行っており、今後も計画的な航路・泊地の浚渫を実施するとともに、老朽化が進む施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、定期的に施設の点検及び機能診断を行い、長寿命化計画に基づいた維持管理を行っていく必要である。</p> <p>また、市管理港湾の係留施設等の適正な維持管理を行うとともに、災害時等には、早急に復旧事業に対応できるように、関係機関と連携体制を確立する必要がある。</p>	交通・物流
<p>○漁港施設等の整備・適正な維持管理</p> <p>機能保全計画策定の手引きに基づき漁港施設の点検及び機能保全計画を策定し、機能保全工事を実施している。今後も計画的な航路・泊地の浚渫を実施するとともに、老朽化が進む施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、定期的な施設の点検及び機能診断が必要である。</p> <p>また、防波堤等の漁港施設を改良及び新設することで台風等の異常気象による被害を防止することや、災害時の海上輸送等を円滑に行える浮棧橋の設置や物揚場の改修が必要である。</p> <p>さらに、市管理漁港の係留施設等の適正な維持管理を行うとともに、災害時等には、早急に復旧事業を行えるように関係機関と連携体制を確立する必要がある。</p>	農林水産
<p>○ヘリコプターによる支援体制の整備</p> <p>陸上輸送や海上輸送が機能しない場合に備え、緊急時に離発着できるヘリコプター離発着場適地を確保し運用している。しかしながら、島しょ部においては、陸地部に比べ高齢化率が高く、常設の病院もなく、商店も少ないため、災害時には船舶の欠航などにより孤立するおそれが高いため、夜間でも迅速な人命救助、救援物資及び傷病者の輸送を行えるよう、夜間照明設備を備えた場外離着陸場（ヘリポート）を整備する必要がある。</p> <p>また、ヘリコプター等による活動を円滑に行うため、関係機関と協定を締結しているが、今後、協定の実効性が高まるよう、引き続き、関係機関との連携を強化する必要がある。</p>	交通・物流
<p>○農道・林道の整備・適正な維持管理</p> <p>災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生防止や地域交通ネットワークを担う農道の整備を進める必要がある。特に生活道としても利用されている路線については、点検・診断を実施し、適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。</p>	農林水産
<p>○市民による備蓄の促進〔再掲〕</p> <p>出前講座等で国や県からの救援物資が届くまでの概ね3日間は「自助」の取組として、非常用持ち出し品等の備蓄により、各自で食料、飲料水等を避難所に持参するよう啓発を行っている。また、家庭では概ね1週間分の食料、飲料水を備蓄するよう啓発を行っている。しかしながら、台風等において避難者が避難所へ手ぶらで来られることもしばしばあるため、引き続き、出前講座等において啓発を実施する必要がある。</p>	リスクコミュニケーション

2-3 自衛隊，警察，消防，海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価	施策分野
<p>○消防活動拠点の耐災害性強化及び機能強化並びに消防庁舎の整備 [再掲]</p> <p>消防庁舎は，耐震化は完了しているものの老朽化が著しく，業務拡大による職員数の増加など消防需要の変化に伴い狭あいが進み，現在の近代化された消防署としての機能の充実が困難となっており，災害活動拠点施設としての規模や機能を有していない。そのため，消防機能を強化することに加えて，署所の統廃合を含めた，耐災害性強化が図られた災害活動拠点施設としての消防庁舎への建て替えが必要である。</p>	行政機能／ 消防
<p>○消防団機庫の耐震化・機能強化 [再掲]</p> <p>計画的な消防機庫の建設を行い，令和6年5月末時点で，全15分団37部の消防団機庫のうち，35部は新耐震基準を満たしており，残る2部についても統廃合等を考慮するなどして整備計画を進めているが，継続して大規模災害時等に地域の防災拠点として機能する消防機庫の整備が必要である。また，ホース乾燥塔のない3部についても機能の強化が必要である。</p>	行政機能／ 消防
<p>○消防の情報通信施設の強化</p> <p>消防活動の相互情報伝達に必要不可欠となる「消防・救急デジタル無線」は，消防独自のほか県の施設を借用するなどして管内数箇所に中継局を設置し，平成25年度に独自の通信ネットワークを構築，市民の生命，身体，財産などの保護に活用されている。無線施設は高度な専門技術と特殊機器で構成された繊細な設備であり，情報系機器の耐用年数（約5年）や全面更新（約10年）に至る期間は短く，適正運用に莫大なコストが必要となる一方，適切な維持管理を継続していなければ有事の際に市民の命を脅かす状況となる。なお，「消防・救急デジタル無線」の耐用年数は，総務省消防庁の補助金交付要綱による処分期限が9年とされており，メーカーも保守・修理対応期間・修理用部品の最低保有年数を9年としているものの，笠岡地区消防組合では，車両無線機及び携帯無線機とも概ね10年としているが，災害現場の第一線使用により損傷したり電池寿命が短縮したりする場合もある。</p> <p>近年発生が予想されている大規模災害を前に，市民の生命，身体，財産を守るため，また，障害発生時の部品調達難や電源遮断の長時間化等による機能不全からの被害拡大化といった二次災害を引き起こさないようにするため，耐災害性の強化を踏まえた全面更新が必要である。</p>	行政機能／ 消防
<p>○災害時における消防力不足を補う体制強化</p> <p>大規模災害発生時には，各地で同時多発的に火災，救急，救助等の災害事案が発生する。「公助」である消防機関による活動は限界があるため，「共助」である消防団や自主防災組織に対して，消火訓練，普通救命講習会及び救助研修会を実施している。また，公的機関や民間事業所に対し，市民が利用する施設における救命活動を一層推進するとともに，市民が安全で安心して暮らせる環境を整備することを目的に，救急事案に迅速な対応ができる施設に救急救命施設「救マーク事業所」として認定しているが，今後発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に対し，さらなる事業所等の協力体制が必要である。</p>	行政機能／ 消防
<p>○消防力の充実・強化 [再掲]</p> <p>複雑多様化する災害に対応するため，消防施設をはじめ，緊急車両・資機材の計画的な更新が必要となっている。</p> <p>また，はしご車等の大型車両や高機能消防指令システムの適切な維持管理や更新も必要である。あわせて，職員には，より専門的な大規模災害対応能力を向上させる必要がある。</p>	行政機能／ 消防

脆弱性評価	施策分野
<p>○消防広域応援体制の整備推進 [再掲]</p> <p>大規模災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、県内市町村、隣接する福山市と相互応援協定、広域応援協定等を締結し、人的、物的支援について広域応援体制を構築している。さらに、緊急消防援助隊助隊の応援要請を必要とする大規模災害が発生した場合における受援体制を定めた「笠岡地区消防組合緊急消防援助隊受援計画」を策定し、緊急勝負援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図っている。</p> <p>引き続き広域的な応援が迅速に行われるよう、総合防災訓練等への参加を通じて連携体制の強化を図るとともに、被害が急激に拡大するおそれのある市街地における緊急消防援助隊の活動を円滑に進めるため、受入体制の構築に努めていく必要がある。</p> <p>○消防団活動力の強化 [再掲]</p> <p>消防団は、地域に密着して市民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、若い世代の消防団員の加入促進に向けた取組を実施している。引き続き、若者や女性の入団を促進するとともに、消防団の活動に対して地域や事業所側からの理解・協力が得られるよう、自主防災組織等の関係機関との連携が必要とされる。また、大規模災害時の現場活動において、消防団員の活動力の強化と安全確保のため、個人装備の整備を今後も継続して充実させていく必要がある。さらに、消防車両等を更新する場合には、地域状況に即した性能・機能強化を図る必要がある。</p> <p>○救急救命士及び指導救命士の養成等</p> <p>笠岡地区消防組合では、令和8年度から市内医療機関とのメディカルコントロールを構築予定となっており、病院実習及び指導救命士による継続した教育訓練を行っている。さらなる救命率向上のため、平成26年4月に新たに拡大された①心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、②血糖測定と、低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の2処置が実施可能な認定救命士の計画的な養成が必要である。</p> <p>○自助・共助の取組強化</p> <p>本市では出前講座等で広く市民に減災・防災知識の普及・啓発を実施しているが、自発的な防災活動の促進を図るため、地区防災計画の策定等を通じ、自助・共助の取組強化を図る必要がある。</p> <p>なお、本市において地区防災計画を作成している地区はないため、防災活動の周知や参画しやすい組織の構築、出前講座等による啓発や防災教育など、各主体における自助・共助の取組をより一層強化し、今後作成を推進していく必要がある。</p> <p>○企業防災の促進</p> <p>市では出前講座等で企業に対して災害リスク、災害備蓄品の必要性、従業員の避難、企業の業務継続計画（BCP）の周知・啓発を実施しているところである。しかしながら、近隣地区の発災に対して自発的な応援活動を行う「共助」の取組は進んでいないため、引き続き出前講座等で周知を実施していく必要がある。</p> <p>笠岡地区消防組合においては、岡山県消防学校が開催する事業所自衛消防隊員教育課程に隔年で一般対象物と危険物施設の事業所を派遣しており、防火・防災意識の高揚、さらには消火活動に係る知識と技術の向上を促進している。大規模災害時には、公的機関のみでの対応は困難なことから、各事業所における独自の自衛消防組織を編成しておくことで、有事の際には初期からの活動が実施でき、被害を最小限に抑えることで迅速な復旧・復興が可能となるため、事業所が自衛活動にとどまることなく、近隣地域での発災に対しても自発的な応援活動を行うなどの「共助」による取組を推進する必要がある。</p>	<p>行政機能／ 消防</p> <p>行政機能／ 消防</p> <p>住宅・都市 ／情報通信</p> <p>リスクコミュ ニケーション</p> <p>リスクコミュ ニケーション</p>

脆弱性評価	施策分野
<p>○応急手当の普及・啓発</p> <p>大規模災害発生時には、管内多数の場所で災害が発生しており、消防機関による救護活動が困難となることから、地域住民による応急救護活動が必須となる。笠岡地区消防組合では、年間を通して普通救命講習会又は心肺蘇生講習会を実施し、応急手当の重要性と実技を指導しているが、今後高い確率で南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生が危惧されていることから、応急手当受講者の増加を図っていく必要がある。</p>	<p>リスクコミュニケーション</p>

2-4 想定を超える帰宅困難者の発生，混乱

脆弱性評価	施策分野
<p>○帰宅困難者への支援，一斉帰宅の抑制</p> <p>本市においては首都圏や県中心部と比較して帰宅困難者発生のリスクは低いと考えられ、主立った対策は実施していない状況である。</p> <p>○道の駅への防災機能の付加</p> <p>道の駅「笠岡ベイファーム」は軟弱な干拓地内にあり、南海トラフ等の地震により、液状化する可能性があることから、広大な敷地を有するも、避難地指定除外施設である。しかしながら、そうした立地状況の中でも、大規模災害時には被災者・帰宅困難者の一時避難場所、救援物資及び水等の配給施設として活用できる機能を持っていることから、施設規模や立地条件等の特性、地域防災計画での位置づけ等を踏まえ、国及び県等の関係機関と協議しながら多面的な防災拠点機能の付加を検討していく必要がある。</p> <p>○企業防災の促進〔再掲〕</p> <p>市では出前講座等で企業に対して災害リスク、災害備蓄品の必要性、従業員の避難、企業の業務継続計画（BCP）の周知・啓発を実施しているところである。しかしながら、近隣地区の発災に対して自発的な応援活動を行う「共助」の取組は進んでないため、引き続き出前講座等で周知を実施していく必要がある。</p> <p>笠岡地区消防組合においては、岡山県消防学校が開催する事業所自衛消防隊員教育課程に隔年で一般対象物と危険物施設の事業所を派遣しており、防火・防災意識の高揚、さらには消火活動に係る知識と技術の向上を促進している。</p> <p>大規模災害時には、公的機関のみでの対応は困難なことから、各事業所における独自の自衛消防組織を編成しておくことで、有事の際には初期からの活動が実施でき、被害を最小限に抑えることで迅速な復旧・復興が可能となるため、事業所が自衛活動にとどまることなく、近隣地域での発災に対しても自発的な応援活動を行うなどの「共助」による取組を推進する必要がある。</p>	<p>行政機能／ 消防</p> <p>リスクコミュニケーション</p> <p>交通・物流</p> <p>リスクコミュニケーション</p>

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶，エネルギー供給の途絶による

医療機能の麻痺

脆弱性評価	施策分野
<p>○陸路の閉塞時や島しょ部でのヘリコプターによる救急搬送体制の確保</p> <p>島しょ部の被災時においては、ヘリコプターによる救急搬送が効果的であると考えられることから、消防防災ヘリコプター、ドクターヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、場外離着陸場の維持管理に取り組んでおり、引き続き、大規模災害発生時等、消防防災ヘリコプター出動要請における関係機関との連絡体制を構築する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリポート：笠岡市内 13 箇所（うち、島しょ部へは 6 箇所）設定 	行政機能／ 消防
<p>○石油燃料供給の確保 [再掲]</p> <p>平成 28 年度に岡山県石油商業協同組合と「災害時における燃料等の供給に関する協定」を締結しており、供給方法、輸送方法等の手順のほか、費用負担等の取り決めを行っている。しかし、協定以外の燃料供給については対策を検討できていない状況である。</p>	行政機能／ 消防
<p>○緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化</p> <p>沿線・沿道の建物倒壊による被害や交通麻痺を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務づける緊急輸送道路等の指定を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進しており、緊急輸送道路等の沿道建築物所有者への耐震診断の義務づけ、耐震診断結果の公表に向け、沿道建築物の現状調査を進めている。</p> <p>指定後の耐震診断費用は指定自治体が負担する必要があるが、建物の状況によっては、所有者の負担が多くなる場合があり、診断が進んでいない状況である。また、診断を行ったとしても耐震改修に莫大な費用がかかり改修まで中々進まないため、補助制度の拡充などを検討する必要がある。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○市民病院の耐震化 [再掲]</p> <p>笠岡市立市民病院の耐震診断の状況は、次のとおりであり、耐震化には建て替えが必要となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A 棟・B 棟・C 棟：撤去又は倒壊防止の措置を講じる必要がある。 ・本館：撤去又は改築を視野に入れた総合的な検討が必要。 ・南棟：耐震性あり。 <p>令和 5 年 7 月に「笠岡市新病院基本計画」を策定、令和 6 年 11 月に変更したが、令和 7 年 7 月に新病院建設後の収支計画シミュレーションを医業経営の専門家に委託し検証した結果から、持続可能な病院経営を行うために病院規模の再検討が必要であるとの判断に至った。関係者との協議・調整を行う検討会議（仮称）を立ち上げ、早期に市民病院の役割と方向性を取りまとめる。</p>	保健医療・ 福祉
<p>○医療機関における燃料の確保</p> <p>病院施設の老朽化により災害時には市民病院の被災は免れない状況である。災害発生時において、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶に対処するため、動力源と燃料との関係の見直し、特に電力供給方法の選択を行うとともに、民間業者等と市民病院への燃料の優先的供給等に関する協定を締結し、燃料の安定確保を図る必要がある。</p>	保健医療・ 福祉
<p>○救急医療活動に必要な電力供給体制の確保</p> <p>市民病院においては停電時において病院の基本的な機能を維持するため自家発電機等を整備しているが設備は老朽化している。設備点検で確認された不良箇所の解消</p>	保健医療・ 福祉

脆弱性評価	施策分野
<p>に適宜努めるとともに、電力供給体制の確保方策について検討を進める必要がある。</p> <p>○医療救護体制の充実</p> <p>市民病院は、現状では建物の耐震性が十分ではないため、建て替え終了まで現状維持にとどまるが、災害時にも継続的に業務を行えるよう、BCPの作成や防災訓練の実施などを行っていく必要がある。また、医師会とは災害時の医療救護活動については協定を締結しているが、有事の際を見据えた訓練等の連携強化に取り組む必要がある。</p>	<p>保健医療・福祉</p>
<p>○医薬品等の確保・供給体制の確保</p> <p>市民病院は経営状況が厳しいため十分な備蓄の確保は難しい状況であり、災害時に医薬品や衛生材料等が必要な場合は、災害時医薬品等の備蓄供給体制を構築している県に対して供給を要請することとしている。</p> <p>災害時における医薬品等の供給体制については、関係機関との協力体制が明確になっていないため、医師会・薬剤師会等の協力を得て、供給体制の整備について検討していく必要がある。</p>	<p>保健医療・福祉</p>
<p>○道路管理者が連携した地域交通ネットワークの機能確保〔再掲〕</p> <p>大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、応急復旧での応援など、相互に協力して対応する体制を整備する必要がある。また、複数の輸送ルート確保を図るため、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に市道の整備を推進し、代替経路の確保による道路ネットワークを整備する必要がある。</p> <p>なお、中山間地域の交通難所については、県等と協議の上で解消箇所を選定し、効率的な整備に努めているが、いまだ多くの交通難所があり、全ての解消には多大な費用と時間を要するため、農道等の管理者とも連携しながら、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に整備を進める必要がある。</p>	<p>交通・物流</p>
<p>○災害時の道路啓開・復旧体制の確保〔再掲〕</p> <p>本市においては、「災害時における応急対策業務の実施に関する協定書」（（一社）岡山県建設業協会笠岡支部）に基づき、避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路について、道路啓開・復旧に必要な人員、資機材等の確保に努めている。</p> <p>協定の実効性が高まるよう、引き続き災害時応援協定締結団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等を確保していく必要がある。</p>	<p>交通・物流</p>
<p>○港湾施設等の整備・適正な維持管理〔再掲〕</p> <p>港湾の機能確保のため、長寿命化計画を策定し維持管理を行っており、今後も計画的な航路・泊地の浚渫を実施するとともに、老朽化が進む施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、定期的に施設の点検及び機能診断を行い、長寿命化計画に基づいた維持管理を行っていく必要である。</p> <p>また、市管理港湾の係留施設等の適正な維持管理を行うとともに、災害時等には、早急に復旧事業に対応できるように、関係機関と連携体制を確立する必要がある。</p>	<p>交通・物流</p>
<p>○漁港施設等の整備・適正な維持管理〔再掲〕</p> <p>機能保全計画策定の手引きに基づき漁港施設の点検及び機能保全計画を策定し、機能保全工事を実施している。今後も計画的な航路・泊地の浚渫を実施するとともに、老朽化が進む施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、定期的な施設の点検及び機能診断が必要である。また、防波堤等の漁港施設を改良及び新設することで台風等の異常気象による被害を防止することや、災害時の海上輸送等</p>	<p>農林水産</p>

脆弱性評価	施策分野
<p>を円滑に行える浮棧橋の設置や物揚場の改修が必要である。</p> <p>さらに、市管理漁港の係留施設等の適正な維持管理を行うとともに、災害時等には、早急に復旧事業を行えるように関係機関と連携体制を確立する必要がある。</p>	
<p>○関係機関、民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備 [再掲]</p> <p>本市においては、船舶、航空機及び車両による緊急輸送に関する協定を締結しており、今後、協定の実効性が高まるよう、引き続き関係者との連携を強化する必要がある。</p>	交通・物流
<p>○ヘリコプターによる支援体制の整備 [再掲]</p> <p>陸上輸送や海上輸送が機能しない場合に備え、緊急時に離発着できるヘリコプター離発着場適地を確保し運用している。しかしながら、島しょ部においては、陸地部に比べ高齢化率が高く、常設の病院もなく、商店も少ないため、災害時には船舶の欠航などにより孤立するおそれが高いため、夜間でも迅速な人命救助、救援物資及び傷病者の輸送を行えるよう、夜間照明設備を備えた場外離着陸場（ヘリポート）を整備する必要がある。また、ヘリコプター等による活動を円滑に行うため、関係機関と協定を締結しているが、今後、協定の実効性が高まるよう、引き続き、関係機関との連携を強化する必要がある。</p>	交通・物流
<p>○農道・林道の整備・適正な維持管理 [再掲]</p> <p>災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生防止や地域交通ネットワークを担う農道の整備を進める必要がある。特に生活道としても利用されている路線については、点検・診断を実施し、適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。</p>	農林水産
<p>○道路管理者が連携した地域交通ネットワークの機能確保 [再掲]</p> <p>大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、応急復旧での応援など、相互に協力して対応する体制を整備する必要がある。</p> <p>また、複数の輸送ルート確保を図るため、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に市道の整備を推進し、代替経路の確保による道路ネットワークを整備する必要がある。</p> <p>なお、中山間地域の交通難所については、県等と協議の上で解消箇所を選定し、効率的な整備に努めているが、いまだ多くの交通難所があり、全ての解消には多大な費用と時間を要するため、農道等の管理者とも連携しながら、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に整備を進める必要がある。</p>	交通・物流
<p>○災害時の道路啓開・復旧体制の確保 [再掲]</p> <p>本市においては、「災害時における応急対策業務の実施に関する協定書」（（一社）岡山県建設業協会笠岡支部）に基づき、避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路について、道路啓開・復旧に必要な人員、資機材等の確保に努めている。</p> <p>協定の実効性が高まるよう、引き続き災害時応援協定締結団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等を確保していく必要がある。</p>	交通・物流
<p>○応急手当の普及・啓発 [再掲]</p> <p>大規模災害発生時には、管内多数の場所で災害が発生しており、消防機関による救護活動が困難となることから、地域住民による応急救護活動が必須となる。笠岡地区消防組合では、年間を通して普通救命講習会又は心肺蘇生講習会を実施し、応急手当の重要性と実技を指導しているが、今後高い確率で南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生が危惧されることから、さらなる応急手当受講者を増やす必要がある。</p>	リスクコミュニケーション

2-6 被災地における感染症等の大規模発生

脆弱性評価	施策分野
<p>○下水道施設の耐震化等の推進</p> <p>下水道管路施設については、被災時の公衆衛生の保全、公共用水域の水質保全、都市機能の回復等の機能を確保する観点から、管路施設の耐震化を実施するが、施設量が膨大であることから、「優先順位」を考慮することが必要である。短期計画では、耐震性能が不足していると考えられる古い管路が大部分を占め、都市機能が集積する地区より優先的に着手し、被災者の避難路及び救援活動、復旧活動等、交通機能確保が重要となる緊急輸送路下の管路、さらに河川・軌道等を横断する管路において、地震被害によって二次被害を誘発するおそれのあるもの及び復旧が極めて困難と予想される幹線管路等の耐震化を優先的に実施する必要がある。また、マンホール単体についても、防災拠点流末の流下機能及び交通機能確保の観点から、液状化によるマンホール浮上対策が必要である。</p> <p>下水処理施設については、被災し、処理機能が停止した場合、市民生活に与える影響が大きくその復旧に相当の期間を要することから、下水処理場の一部施設において耐震化を実施しており、今後も施設の老朽化対策に併せて耐震化を行う必要がある。</p>	<p>住宅・都市 ／情報通信</p>
<p>○下水道業務継続体制の整備</p> <p>定期的に下水道BCPの内容を見直し、改定を行うとともに、下水道BCPに基づく訓練を実施している。今後は、職員の減員及び経験豊富な職員の退職等により、緊急時の対策等、専門性を組織として継承していくことが必要である。</p>	<p>住宅・都市 ／情報通信</p>
<p>○避難所施設における感染症のまん延防止対策の促進</p> <p>避難所における感染症拡大防止のために、感染症対策用の備蓄を進めており、また、避難所内のレイアウトの検討及び個室等の確保を各施設ごとに実施している。さらに、市民に避難時にはマスク、消毒液、体温計などの感染症対策用衛生用品を追加して持ち出すようお願いし、チラシを作成し、啓発している。また、避難所運営マニュアルに基づき、受付窓口での検温と体調チェックリストによる感染兆候の確認、保健師の定期的な巡回による避難者の健康状態の把握及び感染者の早期発見を行っている。</p> <p>避難所施設における感染症のまん延防止のため、引き続き施設の消毒、避難者の健康状態のチェック、手洗い・手指消毒、マスク着用の推奨など、対応体制を確立するとともに、平時から啓発や衛生用品等の備蓄を進める必要がある。また、感染症発生時、協力して対応できるように保健所、医療機関等との連携強化を図る必要がある。</p>	<p>保健医療・ 福祉</p>
<p>○予防接種の促進</p> <p>成人の定期予防接種として、高齢者肺炎球菌感染症（B類疾病）、風しん第5期（A類疾病）、インフルエンザワクチン（B類疾病）を実施している。また、市独自の事業として、高齢者肺炎球菌任意接種事業を実施し対象者への通知・接種券の発行を行っている。風しん第5期については、令和元年度の本市の抗体検査率は約2割と低いため、対象者へ風しん定期予防接種事業に関する周知を強化する必要がある。また、発災時に、感染症の発生やまん延を防ぐ観点からも、対象者へ予防接種の周知を図っていく必要がある。</p> <p>笠岡市予防接種推進体制（子ども対象）に基づき、保護者に対して赤ちゃん訪問や乳幼児健診等での接種勧奨、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等の子どもの所属機関を通じての接種勧奨、未接種者への個別通知、広報・ホームページへの掲載等を行っている。また、保護者が予防接種のスケジュールを管理できるよう、母子健康手帳アプリ「kasaokaすくすくログ」の登録を促したり、今年度9月から赤ちゃん訪問時に予防接種チェックシートと予診票セットを配布している。今後も、接種率の維持・向上のため、接種機会を逃さないよう、医療機関をはじめ関係機関等と連携しながら勧奨を強化していく必要がある。</p>	<p>保健医療・ 福祉</p>

2-7 劣悪な避難生活環境，不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価	施策分野
<p>○避難所における電力の確保</p> <p>本市では67箇所の指定避難所を「笠岡市地域防災計画」に位置づけ、災害時の避難場所を確保している。大規模災害発生時において必要となる電力の供給体制については中国電力ネットワーク株式会社と「災害時における連絡体制及び協力体制に関する協定」を締結しており、優先的な停電箇所の解消，復旧について手順等を定めている。</p> <p>また，県と避難所等の重要施設の電源車確保についてリスト化し，共有を図るなど供給体制の整備も実施している。しかしながら，防災拠点における協定に頼らない電力確保の取組は進んでいない状況である。</p>	行政機能／ 消防
<p>○公的備蓄による物資の確保〔再掲〕</p> <p>災害時の避難者等の対応のため本庁及び市内各拠点において食料，飲料水，毛布等を備蓄している。しかしながら，県が目標設定している備蓄数を達成していない品目があるため，計画的に備蓄を進める必要がある。また，備蓄スペースの不足により分散備蓄を進めているが，根本的な解決になっておらず，依然として備蓄スペースが不足している状態である。</p>	行政機能／ 消防
<p>○市民による備蓄の促進〔再掲〕</p> <p>出前講座等で国や県からの救援物資が届くまでの概ね3日間は「自助」の取組として，非常用持ち出し品等の備蓄により，各自で食料，飲料水等を避難所に持参するよう啓発を行っている。また，家庭では概ね1週間分の食料，飲料水を備蓄するよう啓発を行っている。しかしながら，台風等において避難者が避難所へ手ぶらで来られることもしばしばあるため，引き続き，出前講座等において啓発を実施する必要がある。</p>	リスクコミュ ニケーション
<p>○災害時応援協定による物資調達〔再掲〕</p> <p>災害発生時における食料等の支援物資の供給・輸送に関する協定は締結済みであるが，食料等以外（間仕切り，段ボールベッド，仮設トイレなど）の避難所生活に必要な物資などを調達するための協定締結を現在進めているところである。</p> <p>今後はその協定を使用し，防災訓練等を通じて連携強化を図っていく必要がある。</p>	行政機能／ 消防
<p>○避難所運営マニュアルの整備等</p> <p>本市では，市民用の感染対策を踏まえた避難所運営マニュアルを策定しており，今後の活用方法が重要となる。また，避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには，水，食料，トイレ，冷暖房等が必要であることから，避難所運営に必要な資機材の不足に備え，公的備蓄を進めつつ関係機関，業者等と協力・連携する体制を構築するとともに，生活環境向上のための整備を進めていく必要がある。</p>	行政機能／ 消防
<p>○下水道施設の耐震化等の推進〔再掲〕</p> <p>下水道管路施設については，被災時の公衆衛生の保全，公共用水域の水質保全，都市機能の回復等の機能を確保する観点から，管路施設の耐震化を実施するが，施設量が膨大であることから，「優先順位」を考慮することが必要である。短期計画では，耐震性能が不足していると考えられる古い管路が大部分を占め，都市機能が集積する地区より優先的に着手し，被災者の避難路及び救援活動，復旧活動等，交通機能確保が重要となる緊急輸送路下の管路，さらに河川・軌道等を横断する管路において，地震被害によって二次被害を誘発するおそれのあるもの及び復旧が極めて困難と予想される幹線管路等の耐震化を優先的に実施する必要がある。また，マンホール単体についても，防災拠点流末の流下機能及び交通機能確保の観点から，液状化によるマンホール浮上対策が必要である。</p>	住宅・都市 ／情報通信

脆弱性評価	施策分野
<p>下水処理施設については、被災し、処理機能が停止した場合、市民生活に与える影響が大きくその復旧に相当の期間を要することから、下水処理場の一部施設において耐震化を実施しており、今後も施設の老朽化対策に併せて耐震化を行う必要がある。</p>	
<p>○心のケアなどの支援体制の整備・強化</p> <p>避難所へ保健師が巡回し、避難者の心身の健康状態や服薬状況を確認し、感染症予防や基礎疾患の重症化予防、心のケア等を実施する体制整備に努めている。</p> <p>今後の課題としては、災害の規模が大きく避難生活が長期化する場合、身体面だけでなく精神面への影響が生じる可能性が高まる。また、被災から数か月～1、2年後も心の変化が生じやすい時期であるといわれており、急性期的な心のケアだけでなく、長期的な心のケアも必要となる。</p>	<p>保健医療・福祉</p>
<p>○災害用トイレ対策の推進</p> <p>災害時のトイレ対策については、大規模地震や津波の発生時、建物被害やライフラインの被害により避難所などに人が集中し、かつ既存のトイレが使用不能になる事態が起り、衛生状況の悪化だけでなく、排せつを我慢するために飲食制限を行うことによる健康被害の事例が見られる。また、避難場所の「トイレ」問題は深刻であり、しばしばトラブルにも発展している。飲料水は給水車などにより被災地に運ばれるが、トイレは代替がないため、有事の際に長期となる避難生活を支援するためには、ある程度容量のあるトイレの確保が必要である。</p>	<p>環境</p>
<p>○福祉避難所指定の促進、施設整備や備品備蓄の推進</p> <p>本市では10箇所の福祉施設と「災害時における福祉避難所（二次避難所）施設利用に関する協定」を締結しており、福祉避難所として笠岡市地域防災計画に位置づけており、それぞれの組織と協議を行い、福祉避難所の開設・運営体制の構築に努めている。</p> <p>一方で新型コロナウイルス感染症や災害の激甚化・広範囲化など従来の想定を超える災害が発生していることから、それを踏まえた施設整備や備品備蓄が課題となっている。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を考慮した福祉避難所マニュアルの作成や福祉避難所での防災訓練の実施などの運用面の支援が課題となっている。</p>	<p>保健医療・福祉</p>
<p>○ボランティア受入体制の構築等</p> <p>本市においては笠岡市社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結しており、災害発生時には災害対策本部から社会福祉協議会にボランティアセンター開設、運営を要請することとし、まちづくり課が社会福祉協議会と連携してボランティア団体の調整等を担当している。一方で、担当課単独ではボランティア団体の把握が難しく、ボランティア現場での具体的な調整が困難な状況が懸念される。</p> <p>また、ボランティアセンターの運営、ボランティアの受入れ、連携及び協力体制について定めているものの、社会福祉協議会との連携に係る役割分担などの協議が完了しておらず、平成30年7月豪雨災害時において十分に連携が図れていないため、引き続き平時からの連携強化を図ることが必要である。</p>	<p>行政機能／消防</p>
<p>○合併処理浄化槽の設置促進〔再掲〕</p> <p>し尿のみを処理する単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を促進させるため、単独処理浄化槽を全て掘り起こして適法に処分する場合への補助額の追加、さらに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴い、台所、便所等から合併処理浄化槽への流入管、ます及び合併処理浄化槽から水路等への放流管の設置に係る工事への補助金の追加などを行っている。</p>	<p>環境</p>

脆弱性評価	施策分野
<p>浄化槽設置整備事業による補助金の拡充等により、くみ取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について一定の促進は図られているものの、浄化槽台帳データの活用による設置・更新の把握の促進には課題が残っている。</p> <p>○し尿処理施設の機能確保 [再掲]</p> <p>井笠広域クリーンセンターは昭和 63 年の竣工で供用開始から 37 年が経過するが、耐震基準はクリアしており、災害の形にもよるが、稼働に問題はない。また、し尿は人に由来することから、災害により爆発的に増えるという訳ではないこと、水処理は 2 系列あり、処理能力は公称 210k1/日あるので、量的には対応できる。</p> <p>一方で、施設の老朽化に伴い、脆弱部分のトラブルは起こり得る。加えて放流先が笠岡市終末処理場であることから、そちらの状況によっては放流ができないこともある（当初使用していた海域への放流管は既に分断されており使用できない。）。さらに、軟弱地盤である干拓地にあることから地震によっては地盤の液状化現象が起きるかもしれない、その際は施設機能が停止することは避けられない。同じく干拓地という特性から、堤防を越え津波が来襲したときには間違いなく水没する。</p> <p>なお、収集体制については、業界団体が災害時にバックアップできる体制の整備を図っており、避難所の衛生環境保全に協力を願う方法も考えられる。</p> <p>○検視体制等の整備</p> <p>地震・津波などで広域に多数の死者が生じた場合も、遺体の取扱いを遅滞なく進めることができるよう連携体制の強化を図る必要がある。</p> <p>○広域火葬体制の整備</p> <p>井笠広域斎場は火葬炉 7 基と汚物炉 1 基を備えており、管理は指定管理者が行っている。火葬件数は 2,924 件（令和 6 年度実績）ほどあるが、うち 639 件が汚物炉でのものである。</p> <p>平常時における運用的には余裕があるものの、災害により一時的にでも管理を超える申込があったときの対応について今後検討していく必要がある。</p> <p>また、近隣市町の斎場との連携、協定を模索する必要がある。</p> <p>○特定動物や被災動物への対応</p> <p>地震・津波などの災害時に、避難者を最優先に避難所体制を整備しており、動物の同行避難を想定した避難所の受入体制は整備していない。このため、避難者がペットの同行を理由に避難所への入場を断られたり、来場をためらうことが懸念され、今後は動物の同行避難について検討を進めていく必要がある。</p> <p>なお、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じた場合は、県に対して岡山県動物救護本部の設置を要請することとしている。</p>	<p>環境</p> <p>行政機能／ 消防</p> <p>環境</p> <p>環境</p>

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化，社会の混乱

脆弱性評価	施策分野
<p>○警察と連携した避難所の治安の確保 警察機関とは，災害対策本部にリエゾンの派遣要請を行うなど災害時の連携体制は構築できている。今後は，連携をより密にし，災害時の避難所現場対応の具体策を訓練などを通じて進めていく必要がある。</p> <p>○地域における防犯連携体制の構築 笠岡防犯連合会及び笠岡市内暴力追放推進連合会と協力した啓発活動，登下校時の見守り活動や防犯パトロールなど地域の安全安心自主活動団体との連携，青色回転灯装備パトロールカーの活用等を行っている。 新型コロナウイルス感染症の影響で活動が制限される中で，どのように取組を続けていくかが課題である。 また，市道を安全安心に通行できるように，小学校通学路等の地下道にカメラの設置が概ね完了したが，地下道だけではなく，必要な箇所に適宜カメラや街路灯の設置を進めていく必要がある。</p>	<p>行政機能／ 消防</p> <p>行政機能／ 消防</p>

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価	施策分野
<p>○防災拠点となる施設の非常用電源確保 防災の拠点となる本庁舎及び分庁舎第1には，非常用電源装置を設置している。 本庁舎の非常用発電機は，燃料満タンで約29.5時間稼働が可能であるが電力の供給は照明設備や小型機器のみに限られる。また，分庁舎第1の非常用発電機は主にサーバー室用となっているため，照明設備や小型機器への電力の供給は不能となっている。 災害等で非常用発電機の破損又は大規模停電により燃料切れで電力の供給が停止した場合，情報通信設備の機能が停止し，情報の参照，収集，蓄積，提供及び共有が困難となり，行政機能が低下するおそれがある。 笠岡地区消防組合においては，各署所へ自家発電設備を設置したが，発災後72時間（3日間）安定した燃料の供給を受けるため，平時からエネルギー供給に関する災害情報を共有し，事業者と燃料の調達方法を検討しておかなければ行政機能が大幅に低下するおそれがある。</p> <p>○情報システムの耐災害性の確保 総務課電算室内にあるシステムのハードウェア（機器・設備）・業務系サーバーについては，簡易免震により一定の対策がとられている。一方で，各部署へ配置されている端末等の耐震対策は未実施の箇所も多い。また，住民基本台帳情報等行政機能を維持するために必要なデータは，業務委託しているベンダーが管理するサーバーへバックアップデータを毎月保管しているが，今後，クラウドサービスの導入を含めた検討が必要である。</p> <p>○再生可能エネルギー等の導入推進 防災の拠点となる本庁舎及び分庁舎第1には，非常用電源装置を設置しているが，エネルギー供給リスクの分散を図るため，防災拠点における太陽光パネルをはじめとする，再生可能エネルギーを活用した電力供給の方法を検討する必要がある。また，災害時における電力供給に有効な燃料電池自動車や電気自動車などの導入促進を図る必要がある。</p>	<p>行政機能／ 消防</p> <p>行政機能／ 消防</p> <p>行政機能／ 消防</p>

脆弱性評価	施策分野
<p>笠岡地区消防組合においては、災害活動の拠点となる庁舎へ自家発電設備を設置しているところであるが、火災・救助・救急等の災害及び医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を解消するため、太陽光発電、蓄電池設備等自然エネルギー設備の導入など、災害時におけるエネルギー供給の多様化を検討する必要がある。</p> <p>○庁舎等の耐震化等 [再掲]</p> <p>平成 25 年度に本庁舎及び分庁舎第 1 の耐震診断を実施した。耐震診断の結果、両庁舎ともに耐震性能が基準を満たしていなかったため、平成 28・29 年度に分庁舎第 1 の耐震化工事を行っている。</p> <p>しかし、本庁舎については、いまだ耐震化が行われておらず、耐震性能がなく、大規模地震が起こった際に、利用者や職員に危険が及ぶおそれがある。また、災害発生時において、対策本部が設置される場所となっているため、迅速かつ的確な災害対応を行うためにも庁舎建て替えの具体的な検討を行う必要がある。</p> <p>○業務継続体制の確保</p> <p>市では、大規模災害等が発生した場合でも適切な業務を行うことを目的に、令和元年度に「笠岡市業務継続計画（BCP）」を策定し、災害対策本部の初動体制の充実・強化など機能不全に陥らない体制を整備しているが、継続的な見直しや実践的な実動訓練及び図上訓練など、応急対処能力の向上等を図るための訓練が実施できていない。また、計画に定められた電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄を推進しなければならず、非常用発電機の整備等、所要の措置を実施する体制づくりが万全とはいえない状況である。</p> <p>笠岡地区消防組合では、地震をはじめとする各種災害を想定した危機管理計画や、新型インフルエンザに対応した業務継続計画を策定しているが、大規模災害等が発生時、業務中断による混乱を最小限にとどめ、消防機能の継続性の確保と早期の機能回復を図ることを目的とした「笠岡地区消防組合業務継続計画（BCP）」の策定が完了していない（現在策定中）。</p>	<p>行政機能／ 消防</p> <p>行政機能／ 消防</p>
<p>○相互応援体制の推進、受援計画の策定</p> <p>笠岡地区消防組合では、大規模災害時に、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じ、緊急消防援助隊等の応援を受ける場合の受援体制について定めた災害時受援計画を策定しているが、令和元年から更新が出来ていない。</p> <p>今後は、防災拠点となる消防庁舎、本庁舎については、大規模災害発生時において、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の機能強化を図る必要がある。</p>	<p>行政機能／ 消防</p>
<p>○市管理施設に関する公共施設等総合管理計画の策定等 [再掲]</p> <p>市内の公共施設の多くが老朽化し、建て替えや耐震化等が一時期に集中してしまう可能性があることから、計画的に整備を進めていくため、平成 28 年 6 月に「笠岡市公共施設等総合管理計画」を策定した。</p> <p>今後は、老朽化した公共施設の予防保全による長寿命化や住民サービスを低下させることなく施設の統廃合や機能の複合化を行い、次世代に過度な負担がかからないよう順次、公共施設の適正化を図り、ハコモノ施設の総量縮減を行っていく必要がある。</p>	<p>老朽化対策</p>
<p>○社会教育施設の長寿命化 [再掲]</p> <p>本市では 20 箇所の地区公民館のほか、市民会館、カブトガニ博物館、竹喬美術館、図書館等の社会教育施設を設置している。これらの社会教育施設には、社会教育・生涯学習に取り組んでいる多くの市民が集うとともに、一部の施設は観光施設としての機能も有しており、毎年多くの観光客が訪れている。また、地区公民館は災害時の指定避難所となっており、各地域の防災拠点としても重要な役割を担っており避難所と</p>	<p>老朽化対策</p>

脆弱性評価	施策分野
<p>しての機能強化を図っていかなければならない。</p> <p>一方で、その多くの施設が築 30 年以上経過していることから老朽化が激しく、小修繕では対応できない状況となっており、計画的な改修に取り組む必要が生じている。また、近い将来に想定される「南海トラフ地震」や近年多発している「ゲリラ豪雨」による土砂災害や洪水など様々な大規模自然災害に備えるためには、各災害に対する事前防災・減災や被災した際の迅速な復旧・復興など総合的かつ計画的な対策を検討しなければならない。あわせて、博物館や図書館には学術・文化的価値の高い資料や展示物などが多く保存されており、災害が生じた際には極力被害を最小限にとどめるため、資料等の整理や展示方法・収蔵方法等の工夫や対策を講じなければならない。</p>	

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価	施策分野
<p>○防災拠点となる施設の非常用電源確保 [再掲]</p> <p>防災の拠点となる本庁舎及び分庁舎第1には、非常用電源装置を設置している。</p> <p>本庁舎の非常用発電機は、燃料満タンで約29.5時間稼働が可能であるが電力の供給は照明設備や小型機器のみに限られる。また、分庁舎第1の非常用発電機は主にサーバー室用となっているため、照明設備や小型機器への電力の供給は不能となっている。</p> <p>災害等で非常用発電機の破損又は大規模停電により燃料切れで電力の供給が停止した場合、情報通信設備の機能が停止し、情報の参照、収集、蓄積、提供及び共有が困難となり、行政機能が低下するおそれがある。</p> <p>笠岡地区消防組合においては、各署所へ自家発電設備を設置したが、発災後72時間（3日間）安定した燃料の供給を受けるため、平時からエネルギー供給に関する災害情報を共有し、事業者と燃料の調達方法を検討しておかなければ行政機能が大幅に低下するおそれがある。</p>	<p>行政機能／ 消防</p>
<p>○再生可能エネルギー等の導入推進 [再掲]</p> <p>防災の拠点となる本庁舎及び分庁舎第1には、非常用電源装置を設置しているが、エネルギー供給リスクの分散を図るため、防災拠点における太陽光パネルをはじめとする、再生可能エネルギーを活用した電力供給の方法を検討する必要がある。また、災害時における電力供給に有効な燃料電池自動車や電気自動車などの導入促進を図る必要がある。</p> <p>笠岡地区消防組合においては、災害活動の拠点となる庁舎へ自家発電設備を設置しているところであるが、火災・救助・救急等の災害及び医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を解消するため、太陽光発電、蓄電池設備等自然エネルギー設備の導入など、災害時におけるエネルギー供給の多様化を検討する必要がある。</p>	<p>行政機能／ 消防</p>
<p>○情報通信基盤の整備</p> <p>災害時における伝達手段については、インターネット回線を使用した岡山県防災情報システムのほか、岡山県防災行政通信ネットワーク（地上系無線及び衛星系無線）により関係機関との連絡や災害情報の共有を図っており、断線等により電話回線（デジタル回線）が使用できなくなった際は、アナログ回線（5回線・災害時優先）で対応するとともに、災害時優先の携帯電話（2台）を活用することとしている。</p> <p>しかしながら、災害対策本部設置庁舎である本庁舎は耐震性が確保されておらず、耐震性が確保された代替庁舎である分庁第1庁舎（中央公民館）の非常用発電機は災害対策本部業務に使用できる能力ではないため、計画的に整備を図る必要がある。</p> <p>なお、庁舎の通信手段が、電力に依存していることから、停電時における非常用自家発電装置の燃料確保が課題となる。また、これを補完するものとして蓄電池等の設置も必要となる。</p> <p>設置通信手段については、代替手段は構築しているが、防災行政無線の携帯型無線機の導入し、より確実な通信手段を確保する必要がある。</p>	<p>行政機能／ 消防</p>

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価	施策分野
<p>○多様な災害情報入手環境の構築</p> <p>市では緊急性の高い災害情報の市民等への伝達を、岡山県の災害情報共有システム（Lアラート）等を活用し、NHK、報道機関等へ提供しているほか、デジタル防災行政無線と連携して放送可能な緊急告知 FM ラジオを自主防災組織を中心に配布している。また、一斉情報配信システム（メール、LINE、SMS、電話、SNS、ホームページ等）を整備し、情報伝達手段の多重化を図っている。</p> <p>今後は的確かつ迅速な情報伝達が可能なよう訓練や操作研修、マニュアル等の作成を実施する必要がある。</p> <p>○情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備 [一部再掲]</p> <p>市では、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携したデジタル防災行政無線を整備しているほか、令和2年度において一斉情報配信システム（メール、LINE、SMS、電話、SNS、ホームページ等）を導入している。デジタル防災行政無線は、親局、子局に非常用のバッテリーを整備しており、インターネット回線を使用する一斉情報配信システムについては本庁舎の非常用発電機により停電時も使用可能となっており、一定の耐災害性を確保しているが、災害対策本部設置庁舎である本庁舎は耐震性が確保されていない。また、耐震性が確保された代替庁舎である分庁第1庁舎（中央公民館）の非常用発電機は災害対策本部業務に使用できる能力ではない。</p> <p>笠岡地区消防組合では、火災、救急、事故など各種災害における119番通報の受信、災害現場の特定、出動隊の編成、指令の伝送等を複合的に行うための「高機能消防指令施設」を平成23年度に整備し、電話回線網のIP化及び車両動態管理装置の4G化に対応すべく令和6年度に消防指令施設、消防救急デジタル無線の部分更新を実施し運用している。高度な専門技術と特殊機器で構成される本施設は、ひとたび機能不全を起こせば地域パニックから二次的災害につながるものが予想されるものの、機器個別の耐用年数及び全面更新に至る期間が比較的短く、維持管理の莫大なコストから適切な時期での全面更新に苦慮している。</p> <p>なお、「高機能消防指令施設」の耐用年数は、総務省消防庁の補助金交付要綱及びメーカー推奨ともに9年とされており、情報伝達の要である「消防・救急デジタル無線」と同様に笠岡地区消防組合では10年としているが、時代の背景から順次付加されてきた「FAX119」「NET119」「多言語通訳」など住民目線を考慮した施設運用の複雑化、NTT固定電話のIP化、新規参入のMVNO対応等を踏まえると、機器にも職員にも負荷がかかっている状況である。</p> <p>市民の生命、身体、財産を守るため、また、近年発生が予想されている大規模災害への対応のためにも、メーカー推奨の耐用年数を踏まえた全面更新を行う必要がある。</p> <p>○要配慮者の状況に配慮した情報伝達</p> <p>聴覚障がい者向けには携帯電話等への災害情報メール配信で確認できるようになっている。</p> <p>視覚障がい者には令和2年度に災害情報電話サービスを整備し、固定電話に災害情報を発信するサービスを開始している。</p> <p>また、高齢者や情報伝達手段を持っていない要配慮者に対しては自主防災組織を通じてデジタル防災行政無線と連携した緊急告知 FM ラジオを配布しているほか、令和元年度に防災ガイドブックとして「ももたろうの防災～要配慮者の防災～」を作成し、要配慮者の支援方法等を周知している。</p>	<p>住宅・都市 ／情報通信</p> <p>行政機能／ 消防</p> <p>住宅・都市 ／情報通信</p> <p>保健医療・ 福祉</p>

脆弱性評価	施策分野
<p>さらに、笠岡手話サークルや要約筆記サークル等を通じ、登録通訳者の派遣など障がいのある方の意思疎通の支援や、新型コロナウイルス感染症対策として、タブレットによる遠隔手話サービス事業を開始している一方、災害時に支援を行う人が限られているため、支援可能な人材を確保する必要がある。障がい者の中で特に情報が得にくい聴覚障がい者への支援方法が課題となっており、今後は、出前講座等で要配慮者への情報伝達について隣近所や地域で助け合う「共助」を推進していく必要がある。</p> <p>○外国人旅行者にも対応した観光施設等における災害情報の伝達 観光施設等における災害情報の伝達手段が確保されているか、それぞれの観光施設の状況を把握し、外国人旅行者にも対応した災害情報の伝達を行う必要がある。</p> <p>○避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕 平成28年度よりシステムを導入し、避難行動要支援者名簿を整理しており、月ごとに住民基本台帳及び障害者手帳等のデータを更新している。その中で情報提供に同意いただいた避難行動要支援者については年ごとに名簿をとりまとめ、自主防災組織や消防署、消防団、警察署、社会福祉協議会、民生委員へ情報提供しているが名簿の活用方法については十分に検討できていない状態となっている。 現在、令和元年度の災害時要支援者名簿を基に、8地区で笠岡市災害時避難行動要支援者個別支援計画を策定しているが、今後は策定地区を拡げていく必要がある。 また、個人の支援状態や新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた個別支援計画の作成、情報提供に同意をいただけない避難行動要支援者に対する支援が課題となっている。</p> <p>○自主防災組織の充実〔再掲〕 地域住民の防災意識を高めるため、関係機関と連携を図りながら各種講演会や出前講座等の場などを活用して防災意識の啓発を図っている。また、避難訓練等を支援するため、訓練用資機材を要望調査を実施し、配布している。さらに、地域防災リーダーの人材育成のため、防災士の取得支援を進めるとともに、各地域の町内会・自主防災組織、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、自主防災組織リーダー研修会等の参加を求めている。 一方で、本市の自主防災組織の結成率は、113組織で98.4%となっており、今後も自主防災組織の結成を推進していくとともに、防災意識の向上、地域防災リーダーの育成を推進していく必要がある。</p>	<p>産業</p> <p>保健医療・福祉</p> <p>リスクコミュニケーション</p>

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

脆弱性評価	施策分野
<p>○企業のBCP策定の促進 企業のBCP策定状況について、把握する必要がある。</p>	産業
<p>○地域経済力の強化 中小企業の設備投資や新商品及び新技術の研究開発、販路開拓等の促進を図り、企業の育成に取り組んできたが、引き続き、地域の経済力の底上げを図る必要がある。</p>	産業

5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

脆弱性評価	施策分野
<p>○コンビナート防災体制の強化 本市は、岡山県と広島県の2県を跨いだ特殊な環境下で福山・笠岡地区石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。本コンビナート地区では、特別防災区域に係る防災に関し、研究協議し、相互の連絡調整を図ることを目的に「福山・笠岡地区石油コンビナート等特別防災協議会」が設立されており、笠岡地区消防組合でも定時総会をはじめ研修会等に参加するとともに、順次改正される関係法令や新しい知識を習得するための説明等を実施、また、協議会委員との顔の見える関係づくりに努めている。</p> <p>一方で、高度成長期に建設された設備等が多く、自主的な保守・保安体制の充実強化が急務であり、また、南海トラフ地震に備えるため、総合的な防災対策の構築が必要であるとともに、隣接の福山地区消防組合消防局と画一的かつ効果的な指導が求められる。</p> <p>さらに、関係機関との連携を図りながら、事故発生時に迅速、的確に対応するため防災訓練等の実施を通じて事故防止を図っていく必要がある。</p>	行政機能／ 消防
<p>○産業団地主要事業所におけるBCP策定の促進 産業団地を構成する主要事業所が、災害時BCPを策定しているか、現状を把握する必要がある。</p>	産業

5-3 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性評価	施策分野
<p>○道路管理者が連携した地域交通ネットワークの機能確保 [再掲]</p> <p>大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、応急復旧での応援など、相互に協力して対応する体制を整備する必要がある。</p> <p>また、複数の輸送ルート確保を図るため、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に市道の整備を推進し、代替経路の確保による道路ネットワークを整備する必要がある。</p> <p>なお、中山間地域の交通難所については、県等と協議の上で解消箇所を選定し、効率的な整備に努めているが、いまだ多くの交通難所があり、全ての解消には多大な費用と時間を要するため、農道等の管理者とも連携しながら、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に整備を進める必要がある。</p>	交通・物流
<p>○災害時の道路啓開・復旧体制の確保 [再掲]</p> <p>本市においては、「災害時における応急対策業務の実施に関する協定書」（(一社)岡山県建設業協会笠岡支部）に基づき、避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路について、道路啓開・復旧に必要な人員、資機材等の確保に努めている。</p> <p>協定の実効性が高まるよう、引き続き災害時応援協定締結団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等を確保していく必要がある。</p>	交通・物流
<p>○港湾施設等の整備・適正な維持管理 [再掲]</p> <p>港湾の機能確保のため、長寿命化計画を策定し維持管理を行っており、今後も計画的な航路・泊地の浚渫を実施するとともに、老朽化が進む施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、定期的に施設の点検及び機能診断を行い、長寿命化計画に基づいた維持管理を行っていく必要である。</p> <p>また、市管理港湾の係留施設等の適正な維持管理を行うとともに、災害時等には、早急に復旧事業に対応できるように、関係機関と連携体制を確立する必要がある。</p>	交通・物流
<p>○漁港施設等の整備・適正な維持管理 [再掲]</p> <p>機能保全計画策定の手引きに基づき漁港施設の点検及び機能保全計画を策定し、機能保全工事を実施している。今後も計画的な航路・泊地の浚渫を実施するとともに、老朽化が進む施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、定期的な施設の点検及び機能診断が必要である。</p> <p>また、防波堤等の漁港施設を改良及び新設することで台風等の異常気象による被害を防止することや、災害時の海上輸送等を円滑に行える浮棧橋の設置や物揚場の改修が必要である。</p> <p>さらに、市管理漁港の係留施設等の適正な維持管理を行うとともに、災害時等には、早急に復旧事業を行えるように関係機関と連携体制を確立する必要がある。</p>	農林水産

脆弱性評価	施策分野
<p>○公共交通機関の耐災害性向上と事業者間の連携促進</p> <p>鉄道・バス・タクシー・離島航路等の地域公共交通は、市民の通勤、通学、通院、買い物等の移動手段、そして災害時の避難等の移動手段であるとともに、地域内外の交流と地域コミュニティを支える生活基盤である。</p> <p>災害時においても公共交通を維持確保するため、市と交通事業者等及び交通事業者間の連絡体制を構築する必要がある。また、公共交通機関は、計画的に関係施設、設備の耐災害性向上を図るとともに、被災した場合の早期復旧に必要な人員、資材、関係事業者間の連携体制等の確保に努める必要がある。</p> <p>さらに、災害時の円滑な移動を確保するため、平時から公共交通の確保維持に努める必要がある。</p>	<p>交通・物流</p>
<p>○公共土木・農林水産施設の長寿命化計画の策定等〔再掲〕</p> <p>今後急速に老朽化する公共土木・農林水産施設について、維持管理や更新に要するトータルコストの縮減と予算の平準化、さらには施設の有効活用を図るため、長寿命化計画を策定し、戦略的な維持管理等を推進する必要がある。</p>	<p>老朽化対策</p>

5-4 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価	施策分野
<p>○農業生産基盤の整備推進〔再掲〕</p> <p>新規就農者による担い手の確保や、一部地域でのほ場整備による農地の集約化は進みつつある。しかし、依然として農業者の減少に伴う耕作放棄地の増加は加速化しており、小規模・不整形な農地の集約化や農業機械を利用した営農を行うための整備は必要とされている。</p> <p>なお、現在、地域の共同活動による地域資源の維持は、多面的機能支払交付金（10組織）及び中山間地域等直接支払制度（6組織）によって実施されているところである。今後も活動の継続や新たな地域での実施を促進するため、取組組織との連携を密にするとともに、広く制度を周知していく必要がある。</p> <p>また、近年の気象状況の変化により、水害による被害が大規模化していることから、被害を最小限にするため、国・県・市が造成した揚排水機場の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な機能保全対策を推進していく必要がある。</p> <p>さらに、防災面からも重要であることから、頭首工、用水路、パイプライン、ほ場等の農業生産基盤の適正な整備を計画的に実施していく必要がある。</p>	<p>農林水産</p>
<p>○農道・林道の整備・適正な維持管理〔再掲〕</p> <p>災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生防止や地域交通ネットワークを担う農道の整備を進める必要がある。特に生活道としても利用されている路線については、点検・診断を実施し、適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。</p>	<p>農林水産</p>
<p>○農業の担い手育成・確保</p> <p>農業者の高齢化や農業の担い手・後継者不足は深刻な問題となっており、新たな担い手の確保・育成が必要である。食料の安定的な生産・供給を実現するためにも、地域農業の中心となる担い手・後継者の確保や就農希望者に対する支援、受入体制の確立を図るとともに、集落営農、農業法人、地域商社等の担い手を確保するための新たなシステムが必要である。</p>	<p>農林水産</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

脆弱性評価	施策分野
<p>○防災拠点となる施設の非常用電源確保 [再掲]</p> <p>防災の拠点となる本庁舎及び分庁舎第1には、非常用電源装置を設置している。</p> <p>本庁舎の非常用発電機は、燃料満タンで約29.5時間稼働が可能であるが電力の供給は照明設備や小型機器のみに限られる。また、分庁舎第1の非常用発電機は主にサーバー室用となっているため、照明設備や小型機器への電力の供給は不能となっている。</p> <p>災害等で非常用発電機の破損又は大規模停電により燃料切れで電力の供給が停止した場合、情報通信設備の機能が停止し、情報の参照、収集、蓄積、提供及び共有が困難となり、行政機能が低下するおそれがある。</p> <p>笠岡地区消防組合においては、各署所へ自家発電設備を設置したが、発災後72時間（3日間）安定した燃料の供給を受けるため、平時からエネルギー供給に関する災害情報を共有し、事業者と燃料の調達方法を検討しておかなければ行政機能が大幅に低下するおそれがある。</p>	<p>行政機能／ 消防</p>
<p>○再生可能エネルギー等の導入推進 [再掲]</p> <p>防災の拠点となる本庁舎及び分庁舎第1には、非常用電源装置を設置しているが、エネルギー供給リスクの分散を図るため、防災拠点における太陽光パネルをはじめとする、再生可能エネルギーを活用した電力供給の方法を検討する必要がある。また、災害時における電力供給に有効な燃料電池自動車や電気自動車などの導入促進を図る必要がある。</p> <p>笠岡地区消防組合においては、災害活動の拠点となる庁舎へ自家発電設備を設置しているところであるが、火災・救助・救急等の災害及び医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を解消するため、太陽光発電、蓄電池設備等自然エネルギー設備の導入など、災害時におけるエネルギー供給の多様化を検討する必要がある。</p>	<p>行政機能／ 消防</p>
<p>○大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制の構築</p> <p>本市では、例年津波の日に併せて笠岡市防災訓練を実施しており、引き続き電力会社等の参加を要請するとともに、協力体制の強化を図っていく必要がある。</p> <p>また、県LPガス協会との間で、災害発生時における緊急用LPガスの調達に関する協定を締結しているが、実際の訓練等の実績はないため、連携強化の取組を進めていく必要がある。</p>	<p>行政機能／ 消防</p>

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価	施策分野
<p>○水道施設の耐震化の促進 [再掲]</p> <p>笠岡市水道事業は、給水開始以来給水区域を拡大しながら現在では、98%を超える普及率に達しており、市民生活に欠くことのできないライフラインとなっている。一方、高度経済成長期に整備された多くの施設が、更新時期を迎えることとなるため、今後、これらの施設について改築・更新を行う必要があるが、全ての施設について実施するには莫大な費用と長い期間が必要となり、施設の機能確保が課題となっている。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○応急給水体制の整備 [再掲]</p> <p>災害時の応急給水を行うため、給水用具や装備品について目標備蓄数を設定している。令和6年度末時点で、給水タンク（1000L）13基（目標数：15基）、給水ポリ袋（6L）2,000枚（目標数：2,000枚）となっており、引き続き取組を強化・促進する必要がある。</p> <p>また、大規模災害時には、行政のみでは対応が困難なため、自助（市民）、共助（地域）、公助（行政）が連携し対応する必要がある。</p> <p>さらに、災害時には応急給水作業等に加え、広報、復旧作業等が必要となるため、人員確保等が課題となる。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○相互応援体制等の整備 [再掲]</p> <p>災害時等の危機管理対策として他水道事業体との相互応援協定等の締結や民間事業者との協定締結により備えているが、内容の充実とより効率的な状態で継続する必要がある。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○農業生産基盤の整備推進 [再掲]</p> <p>新規就農者による担い手の確保や、一部地域でのほ場整備による農地の集約化は進みつつある。しかし、依然として農業者の減少に伴う耕作放棄地の増加は加速化しており、小規模・不整形な農地の集約化や農業機械を利用した営農を行うための整備は必要とされている。</p> <p>なお、現在、地域の共同活動による地域資源の維持は、多面的機能支払交付金（10組織）及び中山間地域等直接支払制度（6組織）によって実施されているところである。今後も活動の継続や新たな地域での実施を促進するため、取組組織との連携を密にするとともに、広く制度を周知していく必要がある。</p> <p>また、近年の気象状況の変化により、水害による被害が大規模化していることから、被害を最小限にするため、国・県・市が造成した揚排水機場の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な機能保全対策を推進していく必要がある。</p> <p>さらに、防災面からも重要であることから、頭首工、用水路、パイプライン、ほ場等の農業生産基盤の適正な整備を計画的に実施していく必要がある。</p>	農林水産
<p>○基幹農業水利施設の老朽化対策</p> <p>基幹農業水利施設の機能保全計画を策定し、計画的に長寿命化対策を実施する必要がある。</p> <p>ため池については、平成24・25年度にて市が約300箇所の点検・診断を実施しており、老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について防災重点ため池を中心に計画的に改修や点検をする必要がある。</p> <p>また、老朽化している排水機場の機能診断を実施し、施設の長寿命化や改修に取り組んでいく必要がある。</p>	老朽化対策

6-3 雨水排除施設、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	施策分野
<p>○下水道による内水排除の促進 [再掲]</p> <p>近年の気候変動の影響により、全国的に局所的な集中豪雨が増加している状況があるため、気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策について、検討していく必要がある。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○下水道施設の耐震化等の推進 [再掲]</p> <p>下水道管路施設については、被災時の公衆衛生の保全、公共用水域の水質保全、都市機能の回復等の機能を確保する観点から、管路施設の耐震化を実施するが、施設量が膨大であることから、「優先順位」を考慮することが必要である。短期計画では、耐震性能が不足していると考えられる古い管路が大部分を占め、都市機能が集積する地区より優先的に着手し、被災者の避難路及び救援活動、復旧活動等、交通機能確保が重要となる緊急輸送路下の管路、さらに河川・軌道等を横断する管路において、地震被害によって二次被害を誘発するおそれのあるもの及び復旧が極めて困難と予想される幹線管路等の耐震化を優先的に実施する必要がある。また、マンホール単体についても、防災拠点流末の流下機能及び交通機能確保の観点から、液状化によるマンホール浮上対策が必要である。</p> <p>下水処理施設については、被災し、処理機能が停止した場合、市民生活に与える影響が大きくその復旧に相当の期間を要することから、下水処理場の一部施設において耐震化を実施しており、今後も施設の老朽化対策に併せて耐震化を行う必要がある。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○下水道業務継続体制の整備 [再掲]</p> <p>定期的に下水道BCPの内容を見直し、改定を行うとともに、下水道BCPに基づく訓練を実施している。今後は、職員の減員及び経験豊富な職員の退職等により、緊急時の対策等、専門性を組織として継承していくことが必要である。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○合併処理浄化槽の設置促進 [再掲]</p> <p>し尿のみを処理する単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を促進させるため、単独処理浄化槽を全て掘り起こして適法に処分する場合への補助額の追加、さらに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴い、台所、便所等から合併処理浄化槽への流入管、ます及び合併処理浄化槽から水路等への放流管の設置に係る工事への補助金の追加などを行っている。</p> <p>浄化槽設置整備事業による補助金の拡充等により、くみ取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について一定の促進は図られているものの、浄化槽台帳データの活用による設置・更新の把握の促進には課題が残っている。</p>	環境
<p>○し尿処理施設の機能確保 [再掲]</p> <p>井笠広域クリーンセンターは昭和63年の竣工で供用開始から37年が経過するが、耐震基準はクリアしており、災害の形にもよるが、稼働に問題はない。また、し尿は人に由来することから、災害により爆発的に増えるという訳ではないこと、水処理は2系列あり、処理能力は公称210k1/日あるので、量的には対応できる。</p> <p>一方で、施設の老朽化に伴い、脆弱部分のトラブルは起こり得る。加えて放流先が笠岡市終末処理場であることから、そちらの状況によっては放流ができないこともある（当初使用していた海域への放流管は既に分断されており使用できない。）。さらに、軟弱地盤である干拓地にあることから地震によっては地盤の液状化現象が起きるかもしれない、その際は施設機能が停止することは避けられない。同じく干拓地という特性から、堤防を越え津波が来襲したときには間違いなく水没する。</p> <p>なお、収集体制については、業界団体が災害時にバックアップできる体制の整備を図っており、避難所の衛生環境保全に協力を願う方法も考えられる。</p>	環境

脆弱性評価	施策分野
<p>○下水道施設の老朽化対策</p> <p>下水道施設は重要なライフラインの一つであり、老朽化した下水道施設の信頼性の確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため下水処理施設及び管路施設については、令和6年度に計画の見直しを行った「下水道ストックマネジメント計画」において、施設の老朽化対策に併せて耐震化を推進することで、施設の機能維持保全を確保していく。</p> <p>○漁業集落排水施設の老朽化対策</p> <p>供用開始後の経年変化等により施設の老朽化が進行していることから、機能診断により劣化状況等を把握し、機能保全計画を策定する必要がある。また、漁業集落の人口が減少していることから、機能保全計画に併せて、既存施設の適正化へ向けた見直しが必要である。</p>	<p>老朽化対策</p> <p>老朽化対策</p>

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	施策分野
<p>○道路管理者が連携した地域交通ネットワークの機能確保〔再掲〕</p> <p>大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、応急復旧での応援など、相互に協力して対応する体制を整備する必要がある。また、複数の輸送ルート確保を図るため、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に市道の整備を推進し、代替経路の確保による道路ネットワークを整備する必要がある。</p> <p>なお、中山間地域の交通難所については、県等と協議の上で解消箇所を選定し、効率的な整備に努めているが、いまだ多くの交通難所があり、全ての解消には多大な費用と時間を要するため、農道等の管理者とも連携しながら、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に整備を進める必要がある。</p>	<p>交通・物流</p>
<p>○無電柱化及び道路法面等の防災対策〔再掲〕</p> <p>地震や強風により電柱等が倒壊し、緊急輸送道路など災害時に活用する道路を確保するため、電線類の地中化による無電柱化等の防災対策を進め、都市の防災機能の向上を進める必要がある。</p>	<p>交通・物流</p>
<p>○港湾施設等の整備・適正な維持管理〔再掲〕</p> <p>港湾の機能確保のため、長寿命化計画を策定し維持管理を行っており、今後も計画的な航路・泊地の浚渫を実施するとともに、老朽化が進む施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、定期的に施設の点検及び機能診断を行い、長寿命化計画に基づいた維持管理を行っていく必要がある。</p> <p>また、市管理港湾の係留施設等の適正な維持管理を行うとともに、災害時等には、早急に復旧事業に対応できるように、関係機関と連携体制を確立する必要がある。</p>	<p>交通・物流</p>
<p>○漁港施設等の整備・適正な維持管理〔再掲〕</p> <p>機能保全計画策定の手引きに基づき漁港施設の点検及び機能保全計画を策定し、機能保全工事を実施している。今後も計画的な航路・泊地の浚渫を実施するとともに、老朽化が進む施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、定期的な施設の点検及び機能診断が必要である。また、防波堤等の漁港施設を改良及び新設することで台風等の異常気象による被害を防止することや、災害時の海上輸送等を円滑に行える浮棧橋の設置や物揚場の改修が必要である。</p> <p>さらに、市管理漁港の係留施設等の適正な維持管理を行うとともに、災害時等には、早急に復旧事業を行えるように関係機関と連携体制を確立する必要がある。</p>	<p>農林水産</p>

脆弱性評価	施策分野
<p>○農道・林道の整備・適正な維持管理〔再掲〕 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生防止や地域交通ネットワークを担う農道の整備を進める必要がある。特に生活道としても利用されている路線については、点検・診断を実施し、適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。</p> <p>○橋梁、道路の長寿命化対策 本市では776橋の道路橋梁を管理している。その多くが架設後40～50年経過していることから、橋梁の老朽化に伴う道路ネットワークが機能不全に陥らないよう、「笠岡市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な点検、補修、更新により、長寿命化対策を推進する必要がある。</p> <p>また、道路の老朽化に伴う道路ネットワークが機能不全に陥らないよう、「笠岡市橋道路寿命化修繕計画」に基づく計画的な点検、補修により、長寿命化対策を推進する必要がある。</p> <p>○公共土木・農林水産施設の長寿命化計画の策定等〔再掲〕 今後急速に老朽化する公共土木・農林水産施設について、維持管理や更新に要するトータルコストの縮減と予算の平準化、さらには施設の有効活用を図るため、長寿命化計画を策定し、戦略的な維持管理等を推進する必要がある。</p>	<p>農林水産</p> <p>老朽化対策</p> <p>老朽化対策</p>

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

脆弱性評価	施策分野
<p>○河川管理施設の整備推進〔再掲〕 本市には、市が管理する準用河川が1河川（延長1.25km）及び普通河川が174河川ある。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発していることから、気象変動の影響への適応という観点も加えて、計画的な改修を促進していく必要がある。</p> <p>また、市管理河川については土砂浚渫や河道掘削等による維持管理を推進する必要がある。</p> <p>あわせて、排水路の計画的な改修促進及び維持管理の強化も急務となっている。</p> <p>○海岸保全施設の整備推進・適正な維持管理〔再掲〕 平成16年台風第16号の被害状況や南海トラフ地震の被害想定を踏まえた「岡山沿岸海岸保全基本計画」を踏まえ、国や県等と相互に連携して各施設の整備に関する情報等を正確に把握、共有し、人命保護の観点から海岸保全施設の整備を推進していく必要がある。</p> <p>防潮水門・排水機場については、平成16年8月の台風16号により発生した高潮による被害を受け、市が管理する港湾海岸や漁港海岸について高潮対策事業を実施しており、今後も着実な対策実施が必要である。また、老朽化が進む施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るために、定期的に施設の点検及び機能診断が必要である。</p> <p>○土砂災害防止施設の整備推進〔再掲〕 県においては、近年の土砂災害発生や近隣の保全人家の状況、福祉施設や避難所、学校や道路との隣接状況など、緊急性の高い箇所を優先し、計画的に整備を行うこととしており、近年の豪雨等の状況を踏まえ、本市においても、県と密接な連携のもと、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設について、効率的な整備の促進を図る必要がある。</p>	<p>国土保全・土地利用</p> <p>国土保全・土地利用</p> <p>老朽化対策</p> <p>国土保全・土地利用</p>

脆弱性評価	施策分野
<p>○災害時の応援体制の整備（応急復旧支援）</p> <p>本市においては、「災害時における応急対策業務の実施に関する協定書」（（一社）岡山県建設業協会笠岡支部）に基づき、災害時の障害物の撤去及び応急対応について定めている。また、国から派遣される TEC-FORCE との連携を図るために事前に中国四国整備局と自治体支援台帳を作成し、円滑な支援が実施可能なように体制整備を行っている。しかしながら、協定締結のみであり実動訓練や図上訓練等は実施できていない状況である。</p> <p>道路、河川、上下水道等のインフラ施設が被災した場合、災害発生直後から被災状況の把握や危険の除去、応急的な復旧等を行い、防災インフラの長期間にわたる機能不全を回避する必要があるため、国から派遣される TEC-FORCE と県から派遣されるリエゾンと情報共有・連携強化を推進することにより、応急・復旧活動を迅速に行える体制を充実させる必要がある。</p> <p>また、各種建設関係団体と災害時における応急対策業務の支援について、協定締結を推進していく必要がある。</p>	<p>国土保全・土地利用</p>
<p>○公共土木・農林水産施設の長寿命化計画の策定等 [再掲]</p> <p>今後急速に老朽化する公共土木・農林水産施設について、維持管理や更新に要するトータルコストの縮減と予算の平準化、さらには施設の有効活用を図るため、長寿命化計画を策定し、戦略的な維持管理等を推進する必要がある。</p>	<p>老朽化対策</p>
<p>○基幹農業水利施設の老朽化対策 [再掲]</p> <p>基幹農業水利施設の機能保全計画を策定し、計画的に長寿命化対策を実施する必要がある。</p> <p>ため池については、平成 24・25 年度にて市が約 300 箇所 の点検・診断を実施しており、老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について防災重点ため池を中心に計画的に改修や点検をする必要がある。</p> <p>また、老朽化している排水機場の機能診断を実施し、施設の長寿命化や改修に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>老朽化対策</p>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生

脆弱性評価	施策分野
<p>○消防力の充実・強化 [再掲] 複雑多様化する災害に対応するため、消防施設をはじめ、緊急車両・資機材の計画的な更新が必要となっている。 また、はしご車等の大型車両や高機能消防指令システムの適切な維持管理や更新も必要である。あわせて、職員には、より専門的な大規模災害対応能力を向上させる必要がある。</p>	行政機能／ 消防
<p>○消防広域応援体制の整備推進 [再掲] 大規模災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、県内市町村、隣接する福山市と相互応援協定、広域応援協定等を締結し、人的、物的支援について広域応援体制を構築している。さらに、緊急消防援助隊助隊の応援要請を必要とする大規模災害が発生した場合における受援体制を定めた「笠岡地区消防組合緊急消防援助隊受援計画」を策定し、緊急勝負援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図っている。 引き続き広域的な応援が迅速に行われるよう、総合防災訓練等への参加を通じて連携体制の強化を図るとともに、被害が急激に拡大するおそれのある市街地における緊急消防援助隊の活動を円滑に進めるため、受入体制の構築に努めていく必要がある。</p>	行政機能／ 消防
<p>○消防水利の整備推進 [再掲] 本市には、1,235基の公設消火栓と91基の公設防火水槽が設置（令和7年度末）されており、消火栓は各署所において定期的に点検を実施し、防火水槽は毎年5月に水槽機能の確認と周辺の整備を実施している。 今後は、本市の市街地・準市街地住宅密集地における耐震性貯水槽の設置も推進していく。</p>	行政機能／ 消防
<p>○消防団活動力の強化 [再掲] 消防団は、地域に密着して市民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、若い世代の消防団員の加入促進に向けた取組を実施している。引き続き、若者や女性の入団を促進するとともに、消防団の活動に対して地域や事業所側からの理解・協力が得られるよう、自主防災組織等の関係機関との連携が必要とされる。 また、大規模災害時の現場活動において、消防団員の活動力の強化と安全確保のため、個人装備の整備を今後も継続して充実させていく必要がある。さらに、消防車両等を更新する場合には、地域状況に即した性能・機能強化を図る必要がある。</p>	行政機能／ 消防
<p>○住宅用火災警報器等の設置及び維持管理の推進 [再掲] 住宅用火災警報器は、消防法等の改正により全ての住宅の就寝する部屋等に設置することが義務づけられ、本市でも各種イベント等での広報活動による設置及び維持管理の推進をしている。また、消防団及び婦人防火クラブに協力をいただき、平成29年度から5か年計画で市全世帯を戸別訪問し、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の推進を図っている。 一方で、設置率は55.2%と低く、火災の発見が遅れると人命危険が増大することから、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を推進する必要がある。 また、住宅での火災の発生を抑止するため、家庭用消火器、感震ブレーカー等の火災予防器具の設置を防火講話等で推奨する必要がある。</p>	行政機能／ 消防

脆弱性評価	施策分野
<p>○防災や減災に留意した都市づくりの推進 [再掲]</p> <p>災害に対して、市民が安全・安心に暮らすことができる都市環境の構築を図り、都市防災に配慮した都市づくりを進める必要がある。また、本市の地形的な要因から沿岸部や山裾に市街地が形成されているため、災害リスクに対応した都市づくりを進める必要がある。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○延焼遮断のための緑地等の確保、公園施設の維持管理 [再掲]</p> <p>本市の公園・緑地における防災への取組は限定的であり、有事の際には公園以外の公共施設が避難所として位置づけられている。</p> <p>また、大人数が同時に使用できる大型公園は限定されており、多くは郊外に整備されているため、郊外における公園としての防災整備が求められる。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○防火地域等の指定 [再掲]</p> <p>本市では、建築物の防火対策として建築基準法第 22 条区域を指定（島しょ部を除く。）しており、屋根の構造などを規制しているが、市街地における延焼防止のさらなる建物の防火性能等の向上を図るため、建築物が密集し災害により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行うかどうかの検討を行う必要がある。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○自主防災組織の充実 [再掲]</p> <p>地域住民の防災意識を高めるため、関係機関と連携を図りながら各種講演会や出前講座等の場などを活用して防災意識の啓発を図っている。また、避難訓練等を支援するため、訓練用資機材を要望調査を実施し、配布している。さらに、地域防災リーダーの人材育成のため、防災士の取得支援を進めるとともに、各地域の町内会・自主防災組織、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、自主防災組織リーダー研修会等の参加を求めている。</p> <p>一方で、本市の自主防災組織の結成率は、113 組織で 98.4% となっており、今後も自主防災組織の結成を推進していくとともに、防災意識の向上、地域防災リーダーの育成を推進していく必要がある。</p>	リスクコミュ ニケーション

7-2 海上・臨海部の複合災害の発生

脆弱性評価	施策分野
<p>○危険物施設等の災害時連携体制の確立</p> <p>危険物施設等で大規模な自然災害が発生した場合、地域社会や自然界に深刻な影響を与えることになるため、法令による規制に併せて、それぞれの危険物施設における日常点検の徹底や各事業所が安全への意識を高めることが重要である。</p> <p>今後は、災害時における被害を最小限にするために平常時から事業所において事前の計画や従業員への教育・訓練等の強化を図るとともに、大規模自然災害時に即座に現場活動を実施し、被害を最小限に食い止められるよう、非常用資機材等の充実をさせていく必要がある。</p> <p>また、危険物安全協会等の協力団体及び関係機関との連絡を密に行うなど、連携体制の充実強化を図る必要がある。</p>	行政機能／ 消防
<p>○コンビナート防災体制の強化〔再掲〕</p> <p>本市は、岡山県と広島県の2県を跨いだ特殊な環境下で福山・笠岡地区石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。本コンビナート地区では、特別防災区域に係る防災に関し、研究協議し、相互の連絡調整を図ることを目的に「福山・笠岡地区石油コンビナート等特別防災協議会」が設立されており、笠岡地区消防組合でも定時総会をはじめ研修会等に参加するとともに、順次改正される関係法令や新しい知識を習得するための説明等を実施、また、協議会委員との顔の見える関係づくりに努めている。</p> <p>一方で、高度成長期に建設された設備等が多く、自主的な保守・保安体制の充実強化が急務であり、また、南海トラフ地震に備えるため、総合的な防災対策の構築が必要であるとともに、隣接の福山地区消防組合消防局と画一的かつ効果的な指導が求められる。</p> <p>さらに、関係機関との連携を図りながら、事故発生時に迅速、的確に対応するため防災訓練等の実施を通じて事故防止を図っていく必要がある。</p>	行政機能／ 消防
<p>○放置艇対策の推進</p> <p>令和7年度より、岡山県内の水域において、関係法令に基づき放置等を禁止する区域を指定し、放置すると罰則等が適用となり、放置艇の解消に向けて取り組みを推進する。また、プレジャーボートの適正な管理を持続できるような取り組みを推進する。</p>	交通・物流
<p>○海岸保全施設の整備推進・適正な維持管理〔再掲〕</p> <p>平成16年台風第16号の被害状況や南海トラフ地震の被害想定を踏まえた「岡山沿岸海岸保全基本計画」を踏まえ、国や県等と相互に連携して各施設の整備に関する情報等を正確に把握、共有し、人命保護の観点から海岸保全施設の整備を推進していく必要がある。</p> <p>防潮水門・排水機場については、平成16年8月の台風16号により発生した高潮による被害を受け、市が管理する港湾海岸や漁港海岸について高潮対策事業を実施しており、今後も着実な対策実施が必要である。また、老朽化が進む施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るために、定期的に施設の点検及び機能診断が必要である。</p>	国土保全・ 土地利用 老朽化対策
<p>○公共土木・農林水産施設の長寿命化計画の策定等〔再掲〕</p> <p>今後急速に老朽化する公共土木・農林水産施設について、維持管理や更新に要するトータルコストの縮減と予算の平準化、さらには施設の有効活用を図るため、長寿命化計画を策定し、戦略的な維持管理等を推進する必要がある。</p>	老朽化対策

7-4 たため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生

脆弱性評価	施策分野
<p>○防災重点たため池のハザードマップ整備</p> <p>平成30年7月の西日本豪雨で多くのたため池で決壊等の被害が発生したことを踏まえ、国により、防災重点たため池の選定基準が見直され、「農業用たため池の管理及び保全に関する法律」が制定された。本市において旧基準で1箇所だった該当たため池は、新基準で300箇所となり、その全てについてハザードマップを作成し、浸水想定区域の周辺住民へ周知していく必要がある。</p>	農林水産
<p>○農業生産基盤の整備推進 [再掲]</p> <p>新規就農者による担い手の確保や、一部地域でのほ場整備による農地の集約化は進みつつある。しかし、依然として農業者の減少に伴う耕作放棄地の増加は加速化しており、小規模・不整形な農地の集約化や農業機械を利用した営農を行うための整備は必要とされている。</p> <p>なお、現在、地域の共同活動による地域資源の維持は、多面的機能支払交付金（10組織）及び中山間地域等直接支払制度（6組織）によって実施されているところである。今後も活動の継続や新たな地域での実施を促進するため、取組組織との連携を密にするとともに、広く制度を周知していく必要がある。</p> <p>また、近年の気象状況の変化により、水害による被害が大規模化していることから、被害を最小限にするため、国・県・市が造成した揚排水機場の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な機能保全対策を推進していく必要がある。</p> <p>さらに、防災面からも重要であることから、頭首工、用水路、パイプライン、ほ場等の農業生産基盤の適正な整備を計画的に実施していく必要がある。</p>	農林水産
<p>○森林の多面的機能の保全 [再掲]</p> <p>「笠岡市森林整備計画」を策定し、森林の本来持つ公益的機能の発揮を保持するため適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の造成を推進している。一方で本市の森林の一部は戦後に造成したスギ・ヒノキ人工林で形成されており、災害に弱いとされている。そこで、森林経営管理法及び森林法の改正に基づき、森林環境譲与税を財源とした私有林人工林の整備を行っているが、森林は地権者や所在地の把握が難しく全国的に管理が行き届いていない状況である。</p>	農林水産
<p>○河川管理施設の整備推進 [再掲]</p> <p>本市には、市が管理する準用河川が1河川（延長1.25km）及び普通河川が174河川ある。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発していることから、気象変動の影響への適応という観点も加えて、計画的な改修を促進していく必要がある。</p> <p>また、市管理河川については土砂浚渫や河道掘削等による維持管理を推進する必要がある。</p> <p>あわせて、排水路の計画的な改修促進及び維持管理の強化も急務となっている。</p>	国土保全・土地利用
<p>○土砂災害防止施設の整備推進 [再掲]</p> <p>県においては、近年の土砂災害発生や近隣の保全人家の状況、福祉施設や避難所、学校や道路との隣接状況など、緊急性の高い箇所を優先し、計画的に整備を行うこととしており、近年の豪雨等の状況を踏まえ、本市においても、県と密接な連携のもと、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設について、効率的な整備の促進を図る必要がある。</p>	国土保全・土地利用

脆弱性評価	施策分野
<p>○災害時の応援体制の整備（応急復旧支援）[再掲]</p> <p>本市においては、「災害時における応急対策業務の実施に関する協定書」（（一社）岡山県建設業協会笠岡支部）に基づき、災害時の障害物の撤去及び応急対応について定めている。また、国から派遣される TEC-FORCE との連携を図るために事前に中国四国整備局と自治体支援台帳を作成し、円滑な支援が実施可能なように体制整備を行っている。しかしながら、協定締結のみであり実動訓練や図上訓練等は実施できていない状況である。</p> <p>道路、河川、上下水道等のインフラ施設が被災した場合、災害発生直後から被災状況の把握や危険の除去、応急的な復旧等を行い、防災インフラの長期間にわたる機能不全を回避する必要があるため、国から派遣される TEC-FORCE と市、県における情報共有・連携強化を推進することにより、応急・復旧活動を迅速に行える体制を充実させる必要がある。</p> <p>また、各種建設関係団体と災害時における応急対策業務の支援について、協定締結を推進していく必要がある。</p>	<p>国土保全・土地利用</p>
<p>○公共土木・農林水産施設の長寿命化計画の策定等 [再掲]</p> <p>今後急速に老朽化する公共土木・農林水産施設について、維持管理や更新に要するトータルコストの縮減と予算の平準化、さらには施設の有効活用を図るため、長寿命化計画を策定し、戦略的な維持管理等を推進する必要がある。</p>	<p>老朽化対策</p>
<p>○基幹農業水利施設の老朽化対策 [再掲]</p> <p>基幹農業水利施設の機能保全計画を策定し、計画的に長寿命化対策を実施する必要がある。</p> <p>ため池については、平成 24・25 年度にて市が約 300 箇所 の点検・診断を実施しており、老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について防災重点ため池を中心に計画的に改修や点検をする必要がある。</p> <p>また、老朽化している排水機場の機能診断を実施し、施設の長寿命化や改修に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>老朽化対策</p>

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

脆弱性評価	施策分野
<p>○危険物施設等の災害時連携体制の確立 [再掲]</p> <p>危険物施設等で大規模な自然災害が発生した場合、地域社会や自然界に深刻な影響を与えることになるため、法令による規制に併せて、それぞれの危険物施設における日常点検の徹底や各事業所が安全への意識を高めることが重要である。</p> <p>今後は、災害時における被害を最小限にするために平常時から事業所において事前の計画や従業員への教育・訓練等の強化を図るとともに、大規模自然災害時に即座に現場活動を実施し、被害を最小限に食い止められるよう、非常用資機材等の充実をさせていく必要がある。</p> <p>また、危険物安全協会等の協力団体及び関係機関との連絡を密に行うなど、連携体制の充実強化を図る必要がある。</p>	<p>行政機能／ 消防</p>
<p>○コンビナート防災体制の強化 [再掲]</p> <p>本市は、岡山県と広島県の2県を跨いだ特殊な環境下で福山・笠岡地区石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。本コンビナート地区では、特別防災区域に係る防災に関し、研究協議し、相互の連絡調整を図ることを目的に「福山・笠岡地区石油コンビナート等特別防災協議会」が設立されており、笠岡地区消防組合でも定時総会をはじめ研修会等に参加するとともに、順次改正される関係法令や新しい知識を習得するための説明等を実施、また、協議会委員との顔の見える関係づくりに努めている。</p> <p>一方で、高度成長期に建設された設備等が多く、自主的な保守・保安体制の充実強化が急務であり、また、南海トラフ地震に備えるため、総合的な防災対策の構築が必要であるとともに、隣接の福山地区消防組合消防局と画一的かつ効果的な指導が求められる。</p> <p>さらに、関係機関との連携を図りながら、事故発生時に迅速、的確に対応するため防災訓練等の実施を通じて事故防止を図っていく必要がある。</p>	<p>行政機能／ 消防</p>
<p>○有害物質の大規模拡散・流出対策の推進</p> <p>本市における水質汚濁防止法に係る事務は県が実施しているため、県と協力して指導等を行う必要がある。</p>	<p>環境</p>
<p>○有害物質・環境モニタリング体制の確保</p> <p>県が設置している大気測定局のデータや市が実施している水質調査などにより、常時監視している。汚染の実態を迅速に把握するため、現状の監視体制を維持する必要がある。</p>	<p>環境</p>
<p>○アスベストの飛散対策</p> <p>全市有建築物の調査を実施した結果、一部施設で吹付けアスベスト等の使用が確認されており、早期に除去する必要がある。なお、全ての該当施設で暴露防止措置は完了している。</p>	<p>環境</p>

7-6 農地・森林等の被害による地域の荒廃

脆弱性評価	施策分野
<p>○農業生産基盤の整備推進 [再掲]</p> <p>新規就農者による担い手の確保や、一部地域でのほ場整備による農地の集約化は進みつつある。しかし、依然として農業者の減少に伴う耕作放棄地の増加は加速化しており、小規模・不整形な農地の集約化や農業機械を利用した営農を行うための整備は必要とされている。</p> <p>なお、現在、地域の共同活動による地域資源の維持は、多面的機能支払交付金（10組織）及び中山間地域等直接支払制度（6組織）によって実施されているところである。今後も活動の継続や新たな地域での実施を促進するため、取組組織との連携を密にするとともに、広く制度を周知していく必要がある。</p> <p>また、近年の気象状況の変化により、水害による被害が大規模化していることから、被害を最小限にするため、国・県・市が造成した揚排水機場の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な機能保全対策を推進していく必要がある。</p> <p>さらに、防災面からも重要であることから、頭首工、用水路、パイプライン、ほ場等の農業生産基盤の適正な整備を計画的に実施していく必要がある。</p>	<p>農林水産</p>
<p>○森林の多面的機能の保全 [再掲]</p> <p>「笠岡市森林整備計画」を策定し、森林の本来持つ公益的機能の発揮を保持するため適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の造成を推進している。一方で本市の森林の一部は戦後に造成したスギ・ヒノキ人工林で形成されており、災害に弱いとされている。そこで、森林経営管理法及び森林法の改正に基づき、森林環境譲与税を財源とした私有林人工林の整備を行っているが、森林は地権者や所在地の把握が難しく全国的に管理が行き届いていない状況である。</p>	<p>農林水産</p>
<p>○有害鳥獣被害対策の充実</p> <p>有害鳥獣駆除対策として、捕獲奨励金の増額や猟銃購入費助成を行い、捕獲班員の活動を支援している。</p> <p>一方で、草刈りなどを行い、山林と田畑・住居等との境に緩衝帯を設け、有害鳥獣が立ち入りにくい環境を整備することが必要である。また、出前講座や被害時の現地確認時に、自己防衛の重要性を啓発し、侵入防止柵の設置件数の増を行うなど、「環境整備」、「侵入防止柵の設置」、「捕獲」の3本柱で鳥獣被害の対策を行う必要がある。</p> <p>さらに、猟友会の高齢化により、捕獲する人員の減少及び技術の継承が課題となり、担い手の確保や育成が懸念される。</p>	<p>農林水産</p>

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	施策分野
<p>○災害廃棄物処理計画の策定 平成31年3月に「笠岡市災害廃棄物処理計画」を策定した。今後は研修や訓練等の実施などにより、当該計画の実効性を高める必要がある。</p>	環境
<p>○ごみ焼却施設の維持管理 災害廃棄物が大量に発生した場合、処理能力を超え、搬入・受入れができなくなる可能性が高い。その際には県及び県内各市町村の災害時相互応援協定に基づき県及び市町村への支援を要請するが、災害時にも安定したごみ焼却能力を確保できるよう処理体制の整備を図っていく必要がある。</p>	環境

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性評価	施策分野
<p>○復興計画策定体制の整備 「笠岡市地域防災計画（風水害編，地震・津波編）」において復興計画策定体制について定めている。しかしながら，詳細な復興計画策定のスキームを明示していないため，各部署において復興に必要な業務の量，期間等が不明確であり，具体的なイメージが把握しにくい状態となっている。</p>	行政機能／ 消防
<p>○被災建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備 地震発生後の二次災害防止のため，被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を速やかに実施できるよう，岡山県被災建築物・宅地危険度判定協議会を通じ，県や判定の実施主体となる他の市町村等と連携を図っているところであるが，甚大な地震被害を想定し，体制の充実・強化を図る必要がある。</p>	行政機能／ 消防
<p>○被災者の住宅確保 大規模災害発生時には，市営住宅等の目的外一時使用や応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む。）の利用など，被災者の住居確保が必要である。ただし，市営住宅の空き部屋（被災者用確保分を含む）数には限りがある。そのため，民間賃貸を借り上げたみなし仮設住宅を何戸確保できるか等，県との連携が必要である。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○ボランティア受入体制の構築等〔再掲〕 本市においては笠岡市社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結しており，災害発生時には災害対策本部から社会福祉協議会にボランティアセンター開設，運営を要請することとし，まちづくり課が社会福祉協議会と連携してボランティア団体の調整等を担当している。一方で，担当課単独ではボランティア団体の把握が難しく，ボランティア現場での具体的な調整が困難な状況が懸念される。 また，ボランティアセンターの運営，ボランティアの受入れ，連携及び協力体制について定めているものの，社会福祉協議会との連携に係る役割分担などの協議が完了しておらず，平成30年7月豪雨災害時において十分に連携が図れていないため，引き続き平時からの連携強化を図ることが必要である。</p>	行政機能／ 消防

8-3 広域地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	施策分野
<p>○下水道による内水排除の促進 [再掲]</p> <p>近年の気候変動の影響により、全国的に局所的な集中豪雨が増加している状況があるため、気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策について、検討していく必要がある。</p>	住宅・都市 ／情報通信
<p>○河川管理施設の整備推進 [再掲]</p> <p>本市には、市が管理する準用河川が1河川（延長1.25km）及び普通河川が174河川ある。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発していることから、気象変動の影響への適応という観点も加えて、計画的な改修を促進していく必要がある。また、市管理河川については土砂浚渫や河道掘削等による維持管理を推進する必要がある。</p> <p>あわせて、排水路の計画的な改修促進及び維持管理の強化も急務となっている。</p>	国土保全・ 土地利用
<p>○海岸保全施設の整備推進・適正な維持管理 [再掲]</p> <p>平成16年台風第16号の被害状況や南海トラフ地震の被害想定を踏まえた「岡山沿岸海岸保全基本計画」を踏まえ、国や県等と相互に連携して各施設の整備に関する情報等を正確に把握、共有し、人命保護の観点から海岸保全施設の整備を推進していく必要がある。防潮水門・排水機場については、平成16年8月の台風16号により発生した高潮による被害を受け、市が管理する港湾海岸や漁港海岸について高潮対策事業を実施しており、今後も着実な対策実施が必要である。また、老朽化が進む施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るために、定期的に施設の点検及び機能診断が必要である。</p>	国土保全・ 土地利用 老朽化対策
<p>○実践的な防災教育の推進 [再掲]</p> <p>令和3年1月に洪水、津波、土砂災害のハザードマップを笠岡市総合ハザードマップとして作成し、全戸配布をしているほか、総合ハザードマップ内に県が公表している液状化危険度分布を掲載している。</p> <p>しかしながら、ハザードマップの認知度や理解度については依然として高くない状況であるため、引き続き災害リスク等についての普及・啓発を推進していく必要がある。また、市民や自主防災組織に対して出前講座を実施しており、地元に着した形で講座や講演等を実施している。また、防災士の資格取得補助を実施しており、地域の防災リーダーの育成に取り組んでいる。しかしながら、自主防災組織や防災士の高齢化などによりリーダーの担い手が不足している地域もあるため、若年層のリーダー育成や女性リーダーの育成を推進していく必要がある。</p>	リスクコミュ ニケーション
<p>○自主防災組織の充実 [再掲]</p> <p>地域住民の防災意識を高めるため、関係機関と連携を図りながら各種講演会や出前講座等の場などを活用して防災意識の啓発を図っている。また、避難訓練等を支援するため、訓練用資機材を要望調査を実施し、配布している。さらに、地域防災リーダーの人材育成のため、防災士の取得支援を進めるとともに、各地域の町内会・自主防災組織、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、自主防災組織リーダー研修会等の参加を求めている。一方で、本市の自主防災組織の結成率は、113組織で98.4%となっており、今後も自主防災組織の結成を推進していくとともに、防災意識の向上、地域防災リーダーの育成を推進していく必要がある。</p>	リスクコミュ ニケーション
<p>○公共土木・農林水産施設の長寿命化計画の策定等 [再掲]</p> <p>今後急速に老朽化する公共土木・農林水産施設について、維持管理や更新に要するトータルコストの縮減と予算の平準化、さらには施設の有効活用を図るため、長寿命化計画を策定し、戦略的な維持管理等を推進する必要がある。</p>	老朽化対策

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失，地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性評価	施策分野
<p>○ボランティア受入体制の構築等 [再掲]</p> <p>本市においては笠岡市社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結しており，災害発生時には災害対策本部から社会福祉協議会にボランティアセンター開設，運営を要請することとし，協働のまちづくり課が社会福祉協議会と連携してボランティア団体の調整等を担当している。一方で，担当課単独ではボランティア団体の把握が難しく，ボランティア現場での具体的な調整が困難な状況が懸念される。</p> <p>また，ボランティアセンターの運営，ボランティアの受入れ，連携及び協力体制について定めているものの，社会福祉協議会との連携に係る役割分担などの協議が完了しておらず，平成30年7月豪雨災害時において十分に連携が図れていたとはいえないため，引き続き平時からの連携強化を図ることが必要である。</p> <p>○文化財等の防災体制の充実</p> <p>指定文化財の管理義務はその所有者にあるため，意識向上のための啓発が必要である。毎年1月26日の文化財防火デーに合わせて，文化財所有者に防火・防災の徹底をお願いしているが，文化財保護意識の醸成のために，所有者とのつながりを維持・強化していく必要がある。</p> <p>また，笠岡市文化財保護事業補助金，笠岡市重要無形民俗文化財保存事業補助金などの補助制度により，文化財の保存・継承をサポートしているが，適切な保存・継承の措置が講じられるよう，引き続き指導・支援に取り組む必要がある。</p> <p>文化財の調査，記録については随時行っており，その成果を蓄積しているが，有形・無形の多種多様な文化遺産の全容把握に向けて，調査・記録を継続していく必要がある。災害発生時に備えて，個々の文化財の課題を把握するとともに，関係者間で連携できる態勢を構築する必要がある。</p> <p>○社会教育施設の長寿命化 [再掲]</p> <p>本市では20箇所の地区公民館のほか，市民会館，カブトガニ博物館，竹喬美術館，図書館等の社会教育施設を設置している。これらの社会教育施設には，社会教育・生涯学習に取り組んでいる多くの市民が集うとともに，一部の施設は観光施設としての機能も有しており，毎年多くの観光客が訪れている。また，地区公民館は災害時の指定避難所となっており，各地域の防災拠点としても重要な役割を担っており避難所としての機能強化を図っていかなければならない。</p> <p>一方で，その多くの施設が築30年以上経過していることから老朽化が激しく，小修繕では対応できない状況となってきており，計画的な改修に取り組む必要が生じている。また，近い将来に想定される「南海トラフ地震」や近年多発している「ゲリラ豪雨」による土砂災害や洪水など様々な大規模自然災害に備えるためには，各災害に対する事前防災・減災や被災した際の迅速な復旧・復興など総合的かつ計画的な対策を検討しなければならない。あわせて，博物館や図書館には学術・文化的価値の高い資料や展示物などが多く保存されており，災害が生じた際には極力被害を最小限にとどめるため，資料等の整理や展示方法・収蔵方法等の工夫や対策を講じなければならない。</p>	<p>行政機能／ 消防</p> <p>リスクコミュ ニケーション</p> <p>老朽化対策</p>

8-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価	施策分野
<p>○風評被害防止に向けた情報発信の強化</p> <p>市内の企業、商店街とは、笠岡商工会議所の会員メール、企業コーディネーターによる企業訪問、商店街ネットワーク会議などを通じて、日頃から連携を図っているが、有事の際に、より正確で迅速な情報発信を行うことのできる体制を整える必要がある。</p>	<p>産業</p>

笠岡市国土強靱化地域計画

発行年月 令和 3年 2月

発 行 笠岡市危機管理部危機管理課

〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1

TEL 0865-69-2222 FAX 0865-69-2190